

平成26年 2 月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録  
平成26年 3 月11日～12日・14日

場 所 第5委員会室



平成26年 3 月 11 日 (火曜日)

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

午前 9 時 59 分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成26年度宮崎県一般会計予算
- 議案第 8 号 平成26年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第 9 号 平成26年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第10号 平成26年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第13号 平成26年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 平成26年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について

出席委員 (8 人)

|         |           |
|---------|-----------|
| 委 員 長   | 黒 木 正 一   |
| 副 委 員 長 | 清 山 知 憲   |
| 委 員     | 外 山 三 博   |
| 委 員     | 中 野 一 則   |
| 委 員     | 押 川 修 一 郎 |
| 委 員     | 井 上 紀 代 子 |
| 委 員     | 河 野 哲 也   |
| 委 員     | 西 村 賢     |

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

|             |         |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長     | 安 井 伸 二 |
| 調 整 審 査 課 長 | 川 越 道 郎 |

商工観光労働部

|               |         |
|---------------|---------|
| 商工観光労働部長      | 茂 雄 二   |
| 商工観光労働部次長     | 小八重 英   |
| 企業立地推進局長      | 福 田 裕 幸 |
| 観光物産・東アジア戦略局長 | 安 田 宏 士 |
| 商工政策課長        | 田 中 保 通 |
| 金融対策室長        | 沼 口 晴 彦 |
| 産業振興課長        | 椎 重 明   |
| 産業集積推進室長      | 富 山 幸 子 |
| 労働政策課長        | 久 松 弘 幸 |
| 地域雇用対策室長      | 福 嶋 清 美 |
| 企業立地課長        | 津 曲 睦 己 |
| 観光推進課長        | 孫 田 英 美 |
| 記紀編さん記念事業推進室長 | 大 西 祐 二 |
| オールみやざき営業課長   | 日 下 雄 介 |

工業技術センター所長 古賀孝士  
食品開発センター所長 森下敏朗  
県立産業技術専門校長 渡邊靖之

---

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 山口修三  
議事課主任主事 田代篤生

---

○黒木委員長 それでは、ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方法についてであります。

お手元に配付いたしました「委員会審査の進め方(案)」をごらんください。

まず、「1 審査方針」についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明を求めることとしております。

次に、「2 当初予算関連議案の審査」についてであります。

今回の委員会は審査が長くなることが予想されることから、商工観光労働部については2グループに、県土整備部については4グループに分けて審査を行い、最後にそれぞれ総括質疑の場を設けたいと存じます。

また、採決については、全ての審議が終了した後に行うこととしております。

審査方針について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

---

午前10時1分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

審査に入ります前に、皆様に御協力をお願いいたします。

本日で東日本大震災から3年を迎えました。

そこで、当委員会といたしまして、この震災で亡くなられた多くの方々の御冥福を祈り、ただいまから黙祷をささげたいと思います。

皆様の御起立をお願いいたします。

〔起立〕

○黒木委員長 黙祷。

〔黙祷〕

○黒木委員長 黙祷を終わります。

御着席ください。

〔着席〕

○黒木委員長 それでは、審査に入ります。

労働委員会事務局の皆さん、御苦勞さまでございます。よろしく願いをいたします。

当委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○安井労働委員会事務局長 おはようございます。

それでは、労働委員会の平成26年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の「平成26年度歳出予算説明資料」の509ページをお開きください。労働委員会のインデックスが張っております。

一番上の欄でまいりますけども、労働委員会

の平成26年度一般会計予算額は1億1,452万4,000円となっております。25年度当初予算と比べまして84万4,000円の減、率にしまして0.7%の減となっております。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

513ページをお開きください。委員会費につきましては、2つの事項に分かれております。

まず、上から5行目の(事項)職員費でございます。8,158万円をお願いしております。これは事務局職員の人件費でございます。

それから、次に(事項)委員会運営費ですが、3,294万4,000円となっております。その内訳ですけれども、まず委員の報酬費として2,709万2,000円です。次に、労働争議の調整や不当労働行為の審査に要します旅費などの経費ですけれども129万2,000円、最後にその他の労働委員会の運営に必要な経費として456万円をお願いしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒木委員長 説明が終わりました。

議案についての質疑はありませんか。

○井上委員 最初に説明のあった84万円の減、これは理由は。

○川越調整審査課長 昨年度当初予算と比べまして84万4,000円の減となっておりますが、この内訳といたしましては、一番大きいのは職員費の減92万1,000円でございます。

これは主に職員の人事異動によりまして、固定メンバーの変更に伴う減でございます。そのほかは少額の出入りがございまして、合計では84万4,000円の減ということになっております。

○井上委員 ありがとうございます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは質疑を終わります。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、ないようですので、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

---

午前10時8分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

商工観光労働部の皆さん、よろしくお願いをいたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終わった後をお願いいたします。

まず、商工政策課、産業振興課、労働政策課の審査を行います。

○茂商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

本日はお配りしております資料の目次のとおり、「平成26年2月定例県議会提出議案(平成26年度当初分)」につきまして御説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要であります。

議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計予算」であります。表の一番左の欄のとおり、平成26年度の当初予算は440億9,306万3,000円となっております。

また、債務負担行為の追加につきましては、

中ほどからの表にありますとおり平成26年度設備貸与機関損失補償など7件となっております。

次に、2ページをごらんください。

議案第8号から議案第10号までを、特別会計として、ごらんのとおり計上しております。

次に、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第43号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、消費税率の引き上げなどに伴います所管施設の使用料及び手数料、並びに利用料金の改定を行うための所要の改正であります。

次に、資料の3ページをごらんください。

平成26年度の商工観光労働部当初予算案の概要であります。

資料の一番上に記載しておりますとおり、一般会計及び特別会計合わせました部全体の予算額は448億4,446万6,000円でありまして、対前年度比では90.2%となっております。

前年度からの減の主な要因としましては、商工政策課の中小企業等支援ファンド貸付金の減額や、労働政策課の緊急雇用創出基金関連事業の減額などによるものです。

なお、観光物産東アジア戦略局の予算は前年度比で増となっておりますが、その主な要因としましては、東九州自動車道開通や国内外からの誘客対策などにかかわる新規事業に伴うものであります。

次に、4ページをごらんください。

平成26年度の県の重点施策にかかわる商工観光労働部の事業を、新規・改善事業を中心に体系的に整理したものであります。

まず、1の将来の発展と地域を支える人財づくりにつきましては、産業と雇用の核となる人財の育成として、県内企業を主導する人材及び未来を担う次世代の育成に取り組みますとともに

に、女性の一層の活躍と高齢者の生涯現役に向けた支援として、女性やシニアの新たな視点からの創業などを支援してまいります。

次に、2の競争力と成長性のある産業づくりにつきましては、平成25年度に引き続き成長産業の育成加速化に取り組みますとともに、地域経済・雇用の基盤を担う中小企業の振興や東九州の新時代を見据えた取り組みの推進を図ってまいります。

次に、5ページをお開きください。

5ページから7ページにかけては、平成26年度の商工観光労働部の主な新規・重点事業を、宮崎県総合計画アクションプランにおけるプログラム別に整理したものであります。

全体で8つのプログラムを記載していますが、6ページの「7地域発産業創出・雇用確保プログラム」から7ページの「8観光交流・海外展開プログラム」にかけては、特に商工観光労働部が主体となって取り組むプログラムでありますので、これらのプログラムを中心に御説明いたします。

まず、お戻りいただきまして6ページの「7地域発産業創出・雇用確保プログラム」のうち、地域産業を牽引する力強い産業の育成につきましては、中小企業の振興や企業立地の促進などとあわせまして、東九州自動車道北九州一宮崎間の開通の機会を生かして、北部九州における自動車産業関連企業の販路開拓を支援しますとともに、東九州メディカルバレー構想やフードビジネス振興などの取り組みを進めてまいります。

また、その下の産業人材の育成と就職支援につきましては、若年者等に対する就職支援を強化し、人材の育成や適切なマッチングを図りますとともに、国の緊急雇用基金の新たなメニュー

一も活用しながら、雇用の拡大や処遇改善に取り組んでまいります。

次に、7ページですが、「8観光交流・海外展開プログラム」につきましても、まず観光面におきましては、東九州自動車道の開通を契機とした大分県との連携による共同観光PRの取り組みやMICE、教育旅行の誘致促進に取り組むとともに、引き続き市町村などの地元における取り組みを支援しまして、観光地の磨き上げや観光情報の発信強化を図ってまいります。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて情報収集を行いまして、日本代表やジュニア強化合宿等の誘致活動を行いますとともに、プロスポーツキャンプやスポーツイベント等のさらなる誘致を進めまして、スポーツランドみやざきの一層の推進を図ってまいります。

次に、アジア市場の開拓に向けた取り組みとしましては、従来からの海外誘客対策の強化に加えまして、九州各県と連携し、九州一体となったアジアからの観光誘客の取り組みを促進しますとともに、みやざき東アジア経済交流戦略を踏まえまして、重点地域への駐在員の派遣や貿易アドバイザーの配置などを行いまして、県内企業の海外取引や販路開拓のさらなる支援を行い、本県経済の活性化を図ってまいります。

私からの説明は以上であります。議案の詳細につきましては、この後、担当課長からそれぞれ御説明いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

**○田中商工政策課長** それでは、商工政策課の平成26年度当初予算について御説明いたします。

お手元の「平成26年度歳出予算説明資料」、こちらの商工政策課のインデックスのところ、239ページをお開きください。商工政策課の平成26年度当初予算額は375億5,947万円で、う

ち一般会計が372億884万9,000円、特別会計が3億5,062万1,000円となっております。

まず、一般会計から、主な内容について御説明いたします。

242ページをお開きください。

初めに、中ほどの(事項)地場企業振興対策事業費679万7,000円であります。

これは、今年度に引き続きまして、若手経営者の育成を図る、みやざき経営者養成塾を開催するとともに、宮崎中小企業大賞として、地域経済の活性化に特に寄与している企業を選定し、表彰するものであります。

次に、(事項)中小企業金融対策費353億3,040万9,000円であります。

説明欄1の中小企業融資制度貸付金につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

2の中小企業金融円滑化補助金は、中小企業者への融資の際の保証料負担を軽減するため、信用保証協会に対して保証料の一部を補助するものであります。

3の信用保証協会損失補償金は、県融資制度について、代位弁済が生じた場合に、信用保険等で補填されない信用保証協会の損失分の一定割合を補填するものであります。

次の(事項)貸金業対策費793万3,000円は、貸金業者への立入検査や利用者からの相談に要する経費であります。

243ページをごらんください。

(事項)小規模企業者等設備導入事業推進費4,221万9,000円であります。

これは、県が直接、中小企業等に融資を行います高度化資金や、宮崎県産業振興機構が実施しております小規模企業者等設備導入事業に要する経費であります。

5の新規事業「早めに相談！事業承継・企業

再生啓発事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、(事項) 組織化指導費 2億588万4,000円です。

これは中小企業の組織化支援を行います中小企業団体中央会等の人件費や事業に対する助成のほか、平成5年度の大規模な台風被害により多額の損失を計上しました宮崎県火災共済協同組合の経営を支援するため、貸し付けを行っているものであります。

2の改善事業「中小企業団体中央会等運営補助金」につきましては、後ほど御説明いたします。

次の(事項) 小規模事業者対策費12億6,320万7,000円は、小規模事業者の経営支援等を行います商工会、商工会議所等の人件費や事業に対する助成等です。

2の改善事業「中小企業等経営基盤強化支援事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、一番下の(事項) 中小商業活性化事業費1,071万1,000円は、魅力ある商店や商店街づくりを推進するための経費です。

1ページめくっていただきまして、2の改善事業「まちなか商業再生支援事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

以上が一般会計でございます。

次に、245ページをごらんください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計であります。

まず、(事項) 小規模企業者等設備導入事業助成費 2億5,898万1,000円ですが、1の

(1) 高度化資金貸付金は中小企業等が共同して行う事業に対して長期低利の融資を行うもので、(2) の小規模企業者等設備導入資金貸付金

は、小規模企業者等への設備資金の貸し付けを行っております県産業振興機構に対し、その原資を貸し付けるものであります。

2の一般会計への繰出金は、高度化資金の貸付先からの償還金のうち、貸付金原資の県負担相当分を一般会計に繰り出すものであります。

次に、公債費の(事項) 元金9,164万円につきましては、同じく高度化資金の貸付先からの償還金のうち、中小企業基盤整備機構負担相当分を償還するものであります。

なお、特別会計は、「平成26年2月定例県議会提出議案」の議案第8号にもございますが、重複いたしますので、この説明でかえさせていただきます。

続きまして、主な新規・重点事業の内容につきまして、常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の9ページをお開きください。改善事業「中小企業等経営基盤強化支援事業」です。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、商工会議所や商工会連合会など、県内14カ所に経営支援チームを設置し、中小企業等の事業強化、新分野進出、創業などの相談にワンストップで対応し、中小企業等の経営基盤の強化を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は1,584万4,000円で、事業内容は、先ほど御説明したワンストップ支援に加え、相談内容に応じて専門家を派遣し、アドバイスを رفتり、新たな取り組みを行う中小企業等に対して、事業化の初期段階で要する費用の補助も行います。

また、26年度は新たに、商工団体が連携して開催する商談会に対して補助を行い、販路拡大への取り組みを支援することとしております。

10ページをごらんください。

改善事業「中小企業団体中央会等運営補助金」であります。

この事業は、1にありますとおり、宮崎県中小企業団体中央会が実施します連携組織対策事業に必要な経費に対して補助を行うことにより、事業協同組合など中小企業の組織化を促進し、経営基盤の強化を図るものであります。

予算額は1,554万2,000円で、事業内容は2の(3)にありますとおり、中央会が実施する組合への運営指導や経理、税務等に関する相談対応、研修会開催等に補助を行うものですが、26年度は新たに、中小企業組合制度をPRし、新規組合の設立を促進する中小企業組合組織化開拓事業に取り組むこととしております。

11ページをお開きください。

改善事業「まちなか商業再生支援事業」であります。

この事業は、1にありますとおり、まちなか商業の活性化を図るため、再生プランの策定や、それに基づく事業を支援するとともに、商店街振興を担うリーダー間のネットワーク化や、複数商店街による共同事業を実施するものであります。

予算額は1,021万4,000円で、事業内容は、2の(3)にありますとおり再生プランの策定と、それに基づく取り組みに対し、支援を行うとともに、新たに、県内の各商店街の若手リーダーが勉強会や意見交換などの交流を通じて問題意識を共有し、解決に向けて提案する共同事業の実施等を支援することにより、リーダーの成長と商店街の活性化を図るものであります。

12ページをごらんください。

中小企業融資制度貸付金であります。

この事業は、1にありますとおり、厳しい経

営環境にあります企業や新事業に積極的に取り組む企業に対し、長期で低利の事業資金を供給することにより、中小企業の活性化と経営の安定を図るものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は349億8,219万1,000円で、このうち30億円は緊急用の資金であります。

県の貸し付けに対し、金融機関が協調融資を行いますので、総融資枠は約3倍の994億円となっております。

平成26年度の主な改正内容ですが、(3)の①にありますように、女性・シニアの開業促進のための特別枠を設け、保証料率を引き下げますとともに、②のとおり、みやざき成長産業育成貸付として、フードビジネスや東九州メディカルバレー構想の推進、新エネルギーの利活用等に取り組む中小企業者向けに、金利や保証料率を優遇した120億円規模の融資を創設することといたしております。

13ページをお開きください。

新規事業「早めに相談！事業承継・企業再生啓発事業」であります。

この事業は、1にありますとおり、経営者の高齢化等により、事業継続に課題を有する県内の中小企業経営者に対し、支援機関へ早期の相談促進を図ることを目的としております。

予算額は30万円で、2の(3)のとおり、中小企業経営者を対象に、事業承継や再生の成功事例等に関するセミナーを開催するとともに、支援機関への相談申し込みを受け付け、適切な支援機関につなぐことといたしております。

商工政策課は以上であります。

○**椎産業振興課長** 続きまして、産業振興課の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の「平成26年度歳出予算説明資料」の

産業振興課のインデックスのあります247ページをお開きください。よろしいでしょうか。

平成26年度当初予算額は、14億8,116万8,000円となっております。

それでは、事業の主なものにつきまして御説明いたします。

249ページをお開きください。

一番下の(事項)新事業・新分野進出支援事業費2億2,195万3,000円であります。これは新事業や新分野進出等に取り組む県内中小企業等の支援に要する経費であります。

次の250ページをお開きください。

説明欄1の公益財団法人 宮崎県産業振興機構創業支援等事業5,698万9,000円は、同法人の運営管理に要する経費であります。

3の創業・新事業挑戦支援ファンド事業1億円は、県内2つのベンチャーファンドに出資している産業振興機構に対しまして、単年度貸し付けとして毎年度、出資額と同額を貸し付けしているものであります。

8と9の2つの新規・改善事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)産学官共同研究推進事業費1億5,379万3,000円であります。

これは産学官の連携を促進し、新しい技術の開発や新事業の創出を図るものであります。説明欄の1から3の事業につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、1つ飛びまして(事項)機械技術センター運営事業費6,104万7,000円あります。

これは、機械技術センターの管理運営を指定管理者に委託する経費や、設備整備等の経費であります。

次に、251ページの3つ目の(事項)産業集積対策費1億780万2,000円あります。

これは、重点的に集積を図る産業の振興に要する経費であります。説明欄の4及び6、7、8、9の4つの新規・改善事業につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、252ページをお開きください。

(事項)工業技術センター総務管理費1億8,503万8,000円あります。

これは、同センターの庁舎管理や設備機器の整備等に要する経費であります。

次に、(事項)工業技術研究開発費3,477万1,000円ありますが、これは、工業技術センターの試験研究に要する経費であります。

253ページをごらんください。

(事項)食品開発センター研究開発費3,662万6,000円あります。

これは、同センターの食品開発研究や試験依頼等に要する経費であります。

続きまして、主な新規・重点事業等について御説明いたします。

常任委員会資料の14ページをお開きください。

初めに、新規事業「未来を担うみやざきの起業人応援事業」であります。

1にありますとおり、いまだ回復の兆しが見えにくい本県経済の活性化のためには、多くの新規創業者等が生まれ、成長していくことが大変重要でありますことから、ベンチャー企業等に対しまして一貫した支援を行うものであります。

予算額は477万円でありまして、事業内容は2の(3)にありますように経営理念から戦術までをレベル別に学べるセミナーの開催を初め、一般、女性、シニアごとに優秀なビジネスプランを表彰するコンテストの開催、選定された企業に対する専門家等による商品・サービスのブラッシュアップ、さらに商社経験者等によるマ

マーケット開拓のサポートを行うこととしております。

次に、15ページをお開きください。

改善事業「東京フロンティアオフィス運営・販路開拓支援事業」であります。

この事業は、県内中小企業が首都圏で営業活動に取り組むために、県有施設の一部をオフィスとして低料金で貸し付けるとともに、専門機関を活用して販路開拓の支援を行うものであります。

事業費は302万5,000円で、3の事業効果にありますように、首都圏でのビジネスマッチング支援によりまして、一層の販路開拓、新商品開発の促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、16ページをお開きください。

産学官連携促進・共同研究開発支援事業であります。

これは、平成25年度からの継続事業であります。1にありますとおり、本県の中小企業は、資金力、技術開発力が十分ではなく、新技術の開発には大学などの技術シーズ等を活用することが大変重要であります。このため、産学官の連携を促進し、新技術や新製品の開発に向けた共同研究を支援することにより、本県製造業の振興を図るものであります。

予算額は1億894万3,000円で、事業内容は2の(3)にありますとおり、産学官グループの研究開発等への補助、研究シーズ発掘や企業等のニーズの橋渡し役でありますプロジェクト・ディレクターの設置、国の研究開発の公募事業を実施する際に、精算払いされるまでの間に必要な資金の無利子貸し付け、さらに工業技術センターや食品開発センターが中心となった研究会の運営に要する経費であります。

次に17ページをごらんください。

改善事業「環境リサイクル技術開発・事業化支援事業」であります。

この事業は、産業廃棄物の排出抑制や、リサイクル等に係る企業の取り組みを促進するため、産学官の共同研究グループが行う新技術や新商品の開発とその事業化を支援するものであります。

予算額は2,585万円で、事業内容は2の(3)にありますとおり、事業化のための技術開発等に対して補助を行うほか、テーマの掘り起しやマッチング等をサポートするためのコーディネーターの設置や、展示会などへの出店支援等のフォローアップを行うものであります。

次に、18ページをお開きください。新規事業「自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営事業」であります。

この事業は、平成26年度中に予定されております東九州自動車道宮崎一北九州間開通の機会を生かしまして、主要な自動車メーカーが立地する北部九州に、本県自動車産業の拠点となる北部九州フロンティアオフィスを設置し、販路開拓等の支援をするものであります。

予算額は3,881万3,000円で、事業内容の①②にありますとおり、県が民間から事務所と倉庫機能を有する施設を借り上げ、県内自動車産業関連企業5社程度に貸し付け、入居企業の営業活動、情報の収集・発信、入居企業同士の連携等を支援するものであります。

また、③は、現地自動車メーカーの職員等を取引推進アドバイザーとして配置し、入居企業の営業活動の指導等を行うものであります。

本県企業が北部九州に拠点をもち、自動車メーカーの職員等からアドバイスを受けることによりまして、競争力が強化され、北部九州にお

ける取引拡大につながるものと考えております。

次に、19ページをごらんください。新規事業「ものづくり東アジア戦略的海外展開支援事業」であります。

この事業は、成長を続ける東アジアを新たな市場として、本県中小企業の販路開拓に結びつけるため、企業の相談対応から、商談会等の開催、取引の定着まで一貫した支援を行うものであります。

予算額は636万2,000円で、相談内容としましては、2の(3)にありますとおり、相談窓口を設置し、ジェットロと連携しながら相談対応を行うとともに、香港エコエキスポアジア展示会に宮崎県ブースを設け、県内工業製品の販路開拓の支援を行うものであります。

また、高い経済成長率を示し、日系企業が多いことから、比較的販路開拓しやすいインドネシアでの商談会を開催するものであります。

次に、20ページをお開きください。新規事業「産学官金で基盤強化！太陽電池・半導体関連産業振興事業」であります。

この事業は、本県の電子部品製造業における主要な分野であります太陽電池及び半導体関連産業を振興するため、関連産業への参入促進、産業人材育成、国の固定価格買取制度を活用した小規模ソーラーの促進を行うものであります。

予算額は346万3,000円で、事業内容としましては、産学官金で構成される太陽電池、半導体関連産業振興協議会を通じて、研修会やセミナーの開催、展示会への出展、関連企業同士の交流を行うものであります。また、太陽光発電の県内市場を拡大するため、事業計画の立て方等を学ぶセミナーを開催しますとともに、発電所の設置を検討している事業者と県内販売施工業者とのマッチング会を開催するものであります。

次に、21ページをごらんください。

東九州メディカルバレー推進強化事業であります。

これは、地場企業の医療機器産業への参入をさらに促進するため、医療関連分野に特化した研究開発や取引開拓への支援及び将来的な海外展開に向けたアジア医療技術者の育成に取り組むものであります。

予算額は1,900万円で、事業内容は2の(3)にありますとおり、医療関連機器製造に向けて地場企業が行う市場調査や研究開発の支援、販路開拓や研究開発を支援するコーディネーターの設置を行うほか、全国トップクラスの医療機器トレーニング施設を有する九州保健福祉大学を中心として、アジアから医療技術者を受け入れ、医療機器の操作研修等を行うことにより、将来の海外展開につなげていくことを目指しているものであります。

次に、22ページをごらんください。

改善事業「東九州メディカルバレー研究拠点づくり推進事業」であります。

この事業は、東九州メディカルバレー構想に基づき、新たな医療機器の研究開発や地場企業の医療機器産業参入支援などを目的として、宮崎大学医学部に寄附講座血液・血管先端医療学講座を設置し、東九州地域の医療機器産業の一層の集積と地域医療の向上を図るものであります。

予算額は1,562万6,000円で、寄附講座に配置する担当教授1名、助教1名、事務員1名の人件費であります。

次に、23ページをお開きください。

チャレンジ！新商品開発フード・オープンラボ整備事業であります。

この事業は、平成25年度から建設を進めてい

るフード・オープンラボについて、ことし秋ごろの完成に向けて、商品開発に必要な備品を整備するものであります。

予算額は2,874万8,000円で、このオープンラボの整備により、本県フードビジネスの一層の展開が期待できるものと考えております。

最後に、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

議案書では63ページ以降に記載しておりますが、概要につきまして委員会資料で御説明させていただきます。委員会資料48ページをお開きください。

まず、1の使用料及び手数料の名称であります。①の業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料並びに②の同じく3つのセンターの手数料であります。

次に、2の改正の理由であります。ことし4月1日から消費税率の引き上げや機器の新規購入または更新、あるいは廃棄処分等によりまして改正する必要が生じたことによるものであります。

次に、3の改正の内容であります。①の使用料につきましては、①から④のとおりとなっております。

また、②の手数料につきましては、同じく①から③のとおりとなっております。

施行期日は平成26年4月1日であります。

産業振興課からの説明は以上であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○久松労働政策課長** それでは、労働政策課の平成26年度当初予算について、御説明いたします。

歳出予算説明資料に戻っていただきまして、労働政策課のインデックスのところ、255ページ

をお開きください。

当課の当初予算額は、29億1,234万2,000円です。

それでは、主な事業について御説明いたします。

次の257ページをお開きください。一番下の(事項)若年者就労支援推進費3,976万5,000円です。

説明欄の1の新規事業「就活アシスト！わかもの人財育成事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、258ページをお開きください。

一番上の(事項)地域雇用対策強化費4,597万9,000円につきましては、求職者の県内就職促進やU・Iターンの推進など、地域雇用対策の強化に要する経費であります。

次に、中ほどの3番目の(事項)緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費17億6,129万9,000円につきましては、県と市町村が取り組む雇用・就業機会の創出に要する経費であります。

まず、1の市町村補助事業は、雇用創出や人材育成を図る市町村事業に対し補助を行うものであり、3の起業支援型地域雇用創造事業は、県事業の25年度からの継続分であります。

4の新規事業「地域人づくり事業」につきましては、国の経済対策で新たに創設されたもので、後ほど常任委員会資料で御説明いたしますが、26年度の県で実施する事業の経費を計上いたしております。

また、市町村が行う地域人づくり事業につきましては、1の市町村補助事業の内数で4億5,000万円を計上しております。

次に、下の259ページをごらんください。

一番目の(事項)労働福祉費1,889万4,000円につきましては、中小企業労働者の生活の安定

と福祉の向上等を図るために、教育資金等の貸し付けなどを行う経費であります。

次に、260ページをお開きください。

一番上の(事項)認定職業訓練費5,723万3,000円につきましては、認定職業訓練団体が実施いたします職業訓練に対し助成する経費などあります。

次の(事項)職業能力開発対策費3,486万6,000円につきましては、技能検定等を行う宮崎県職業能力開発協会に対する補助や各種技能競技大会等への参加などに要する経費であります。

次の(事項)技能向上対策費1,083万4,000円につきましては、技能体験教室や技能まつりなどを行い、技能尊重機運の醸成や技能士の社会的地位の向上等を図るための経費であります。

一番下の(事項)県立産業技術専門校費6億1,718万8,000円であります。

これは下のページの説明欄にありますように、県立産業技術専門校で技能労働者の養成等を行う経費や、離職者等の再就職を図るための職業訓練などに要する経費であります。

次に、主な新規・重点事業等について御説明いたします。

資料をかえていただきまして商工建設常任委員会資料に戻っていただきまして、24ページをお願いいたします。新規事業「就活アシスト！わかもの人財育成事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。厳しい雇用環境にある若年者等に対して就職支援を強化し、人財育成やマッチングにつなげることにより、県内の中小企業を支える人財づくりを推進しようとするものであります。

2の事業概要であります。1の予算額につきましては3,976万5,000円をお願いしております。

(3)の事業内容であります。まず①のヤングJOBサポートみやぎき運営強化事業と②の施設管理事業につきましては、就職に関する若年者からの相談やセミナーを実施するとともにハローワークと連携し、若年者へ就職支援を実施するものであります。

③につきましては、26年度から新たに実施するもので、求職者に対してキャリアアップの相談やマッチングの支援を行うとともに、企業に対する社員の離職防止の支援等を行うものであります。

④の若年者自立支援推進事業につきましては、国が設置する地域若者サポートステーションにおいて、臨床心理士による心理カウンセリング等を行うものであります。

次に、1枚めくっていただきまして25ページであります。新規事業「地域人づくり事業」であります。

1の事業目的・背景であります。この事業につきましては、先ほど申し上げたように国の経済対策でありまして、地域の多様な人財づくりを行うことによりまして、雇用の拡大を図るとともに、賃金の上昇等の処遇改善に向けた取り組みを推進するものであります。

2の事業概要であります。

まず、(1)の予算額につきましては、県事業分として7億6,400万円をお願いしております。

この予算は、労働政策課で一括計上し、事業を実施いたします庁内の各課へ予算を分任するという方法で実施をするものでございます。

(3)の事業内容であります。

まず、①の雇用拡大プロセスであります。未就職の卒業者や女性の求職者等の失業者に対して、企業等で就業するために必要な教育、訓練を行うとともにマッチングの支援を行うこと

で、雇用の拡大に取り組むものであります。

②の処遇改善プロセスにつきましては、販路拡大等の取り組みを支援することにより、賃金引き上げ等の処遇改善を図るものであります。

現在、各部局への配分等につきましては調整中ではありますが、商工観光労働部では、次の26ページからの記載のとおり、13の事業を計画しております。

この中から雇用拡大プロセス及び処遇改善プロセスの例を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、28ページをごらんください。

下の段、提案型ICT人材確保支援事業であります。

これは、雇用拡大プロセスの例でございます。

この事業は、ICT関連企業において、若年者や女性等の求職者を雇用し、急速に進展するICT関連技術に対応できる人材や製品・サービスの販路拡大を行う人材を養成するものであります。

18名を雇用し、座学や職場実習を組み合わせた育成を行い、就業支援を図るものであります。

1枚、まためくっていただきまして、30ページをごらんください。

上の段、シニア食市場参入等支援事業であります。

これは、処遇改善プロセスの例であります。

この事業は、成長が見込まれる高齢者向け加工食品分野に関し、セミナーやマッチング機会の提供等を行い、県内の食品製造業の取り組みを支援するものであります。

これにより、売り上げ・利益拡大を図り、従業員の処遇改善につなげようというものであります。

以上が新規・重点事業であります。

続きまして、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

議案書では63ページでございますが、引き続き常任委員会資料で説明させていただきます。

少し飛びまして、49ページをお開きください。

今回の改正は、1にありますように技能検定試験手数料を改正するものであります。

2の改正の理由にありますように、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年1月29日に公布されたことに伴い、技能検定手数料の試験手数料のうち、実技試験の額の改正を行うものであります。

3の改正の内容であります。実技試験の手数を現行の16,500円から17,900円に、このうち、3級の実技試験を受験する高校生等の在校生等につきましては、11,000円を11,900円に、それぞれ改正するものであります。

4の施行期日は、平成26年4月1日であります。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。

まず、議案についての質疑はありませんか。

○中野委員 商工政策課長にお尋ねいたしたいと思いますが、この説明資料の242ページ、中小企業金融対策支援事業の中の3、信用保証協会損失補償金1億8,000万円という予算であります。いわゆるこれは保証協会が代弁をして求償権が発生しますよね。それでいろいろ請求したけれども、なかなか回収できないということで、それを補填しようというお金なんですか。

○沼口金融対策室長 この信用保証協会のほうに保証料の補助を行っておるわけなんですけれども、こちらにつきましては、その年度で大体

予想を立てまして、その金額を保証協会のほうに補助しておるといようなこととございます。

失礼しました。損失補償です。損失補償につきましては、信用保証協会のほうに、まあ、補填するといえますか、足りない分を補填しているといようなこととございます。

○中野委員 いわゆる債権回収をしたけれども、回収が思うようにならなくて、そうすると経営が思わしくなくなるから、保証協会はきちっとした経理をせんないかんから、県がそれを補償していくということでしょう。

それで、いわゆる求償権を発動というか、求償権で回収しても結果的に回収ができない状態になると思うんです。それで、こういうふうに補償金も入ってくるわけですが、そしてこの信用保証協会は、いわゆる求償権を含めたその債権の消滅ということがあるんですか。

○沼口金融対策室長 こちらのほうで損失補償を一旦行いまして、あとは求償権を行使いたしまして、それで回収に当たっておるといようなこととございます。

○中野委員 その求償権が消滅するということですが、いつ発生するんですか。

○沼口金融対策室長 これはいろいろ、相手さんによりましては全額回収できるという場合もございますし、あとは倒産とかいろいろ企業再生の計画に入ったといような場合は、結果的にはそこが持ち直せば回収ができるといような形になっております。

○中野委員 全部回収すれば、それは問題ないんですけど、回収できないからずっと求償権が残るんでしょう。

それで、それをいつごろまでその債権を消滅するのか、いわゆる時効があるのか、ないのかということと聞いてるんですが。

○沼口金融対策室長 これはかなり求償権回収に向かいまして請求をしていきますので、回収がどうしても不可能であると、破産とかそういうところに追い込まれるということ以外、そういったところを除きましては回収に努力をしていくといようなこととございます。

○中野委員 普通、いわゆる倒産、破綻したから求償権が発動されたと思うんだけど、それをいつごろ、残るのは回収見込みがないから、債務者からは、まあ、資産が幾らか残るかもしれないし、それで回収できなければ保証人から回収するんでしょう。

その、いわゆる求償権という債権を、時効なしでずっと続けているのかということと聞いてるつもりなんです。

○沼口金融対策室長 時効につきましては、これは年数が来ますと時効の援用といようなことになるわけなんです、これ常に請求をしておりますので、時効の援用といようなことには、なかなか至らないのではなかろうかなといふふうには思っております。

○中野委員 実態はなかなか、いわゆる担保物権の実行をしたけれども、契約者がいなくて結局実行もできなくて、そのままストップしたりしておりますよね、その債権がずっと残るんですけども、そこに保証人もおりますよね。

だから、きちんと真面目に最後まで時間を区切って、きちっと請求できるところはどこまでとしていかないと、未来永劫に近いような形で、何か物件が将来動くだろうといことで、その期間はなかなか請求もしていないんじゃないですか。

だから、このような質問をするんですけども、そういう場合の時効というのがどの辺にあるのかどうか、それでみずから債権を消滅するとい

う手続をするのかしないのか、するのであればどの時点でするのかということをはっきりしておかないと、県はこのように損失補償金というものを1億8,000万円も、毎年幾らずつか知りませんが、ずっと保証協会に出しているわけでしょう。

どこまでかっていうのを決めるべきだと思うんです。そうしないと世の中の経済というのは、なかなかまた再度活性化ということには、こういう物件がある中では難しいんじゃないかなと思うんです。

いわゆる保証人はいつまでたってもびくびくしながらずっと、もう済んだもと思えば忘れたところに請求が来たりすると思うんです。そういうことがないように、やはり一つずつ、その債務者が倒産に追い込まれて求償権が発生して請求したけれども、これ以上はもう回収はできないと見込みますというのを、あと残りをどのくらい保証人にそれを請求するか、その辺を見極めてしてもらわんと。もう何年も何十年もほったらかしとってというふうになると、何かこう……。

だから、その辺のめり張りをきちっと、この保証協会にはどこが指導するのかわかりませんが、皆さん方の大体、商工観光労働部長があそこの理事長に就任されるケースやら、総務部長経験者が就任されるケースが多いですけれども、そこら辺のきちっとした対応法を主管課がきちっと指導してほしいと思います。

**○沼口金融対策室長** こちらにつきましては、求償権、特に多額であるところは金融機関等とも一緒に入りまして、なるべく回収には努力しておるわけなんですけれども、今委員御指摘のように、それでもどうしても破産であったりとか、いろんな事情がありまして時効が出た場合

は、そのような処理は行っていくというようなことでございます。

**○中野委員** わかるのはわかる、なら、説明された時効が出た場合はそのように処理しますって、時効が出てしまえばもう、時効が発生したという言い方を今された、そうなれば請求権はないんじゃないですか。

**○沼口金融対策室長** 時効の援用が見込まれるような場合には、いろいろ関係機関も交渉しているところが多いというようなことございますので、そういったところとも協議しながら、適切な手続に入っていくというようなことございます。

**○中野委員** さっきは金融機関とも云々とありましたが、保証協会が代弁したということは金融機関に保証協会がお金を払ったんですね。だから、金融機関は関係なくて、保証協会だけに債権が発生するということですよ。だから、そこに求償権があるから請求した、その債権をどこまでするのと、消滅も含めてあるの、時効というのがあるのということを聞いてるんです。

そして、できたらきちんと整理をしてほしいという希望なんです。

**○沼口金融対策室長** 失礼しました。

こちらの1番の保証を支払う機関としましては、日本政策金融公庫というようなことございますので、そちらと連携をとりながらやっていくというのが1番の中身ということになっております。

**○中野委員** それは、日本政策云々とか言われましたが、いわゆる上部団体があって、そこには再保険をしておりますから、そこからもちゃんと、整理するときにはお金が来て、そして実際求償権で返ってくるやつ分を残高案分でお金を戻していると思うんです。

だから、協議はせんないかんのは当然だけど、それをいつごろまでされるのということなんです。

○沼口金融対策室長 これいつごろというのが、ちょっと私もわかりませんで、いろいろ協会のほうあたりと協議しながらやっていくというようなことをございます。

○中野委員 私は協会がおかしいと思うから、主管課の皆さんが指導してほしいという願望を込めてやっているつもりなんです。

○茂商工観光労働部長 委員の質問の趣旨はよくわかります。

ただ、商工観光労働部としても、ちょっと今、非常に混乱をしておりますので、大変申しわけないんですけども、改めて整理させていただいて、後ほどまた改めて説明させていただきたいと思っておりますけど、それでいかがでしょうか。

○中野委員 我々は、請願に保証制度をなくしてくれというのが上がってきて、実際はそれを可決せず継続、継続できておりますが、今保証人もそういう時代に現実に来ているんですよ。

そういう中でずうっと結果的に保証人が残って、そこにきちっとした請求も、何かそういうことが起こりゃあ、早目にぱっぱとして整理してくれないと、5年も10年もたったころ、何かこうして、また後のこうするようなことじゃあ、何か本当に保証人の方はかわいそうだなと思うんです。

ですから、その辺をきちんと整理してほしい、そこも人が少なくていろいろ大変だとは思いますが、整理できるものは、思い切って、こういう補償金も1億8,000万円もあるのであれば、債権消滅等も思い切ってやるぐらいの度量でやってほしいと思っております。それは希望です。

○黒木委員長 お尋ねの件はきょうじゅうに説

明をしていただくと、部長。

○茂商工観光労働部長 きょうじゅうにできるように努力したいと思います。

○黒木委員長 中野委員、それでよろしいですか。

○中野委員 はい。次に、この委員会資料の17ページについて質問いたしたいと思っております。

これは改善だったと思うんですが、もう当初から長いこと続いてると思うんです。これをずうっと見るとフォローアップ事業までありますが、現実的にこれは実業化というか、事業化されたというケースとかがあるんですか。

○椎産業振興課長 この事業につきましては、平成25、24年度それぞれここに書いてますが、①と③の事業で可能性調査支援とか、あるいは技術開発支援事業で、トータル4件ほどの事業を認定しまして事業を推進しています。

具体的な事業としまして、2つほど挙げさせていただきますと、まず一つは水産加工の廃棄物、魚の皮を使ってマリコラーゲンを抽出しまして、それを水産加工品に生かそうという技術開発が既に進められております。これも近く製品化されると思います。

それともう一点が、すずメッキの廃棄物からすずを回収する技術、それからすずのリサイクルモデルの開発という事業も、今実用化に向けて検討が進められておりまして、製品化に向けて事業を進められております。

具体的にこの環境リサイクル技術開発で、最近、これ今申し上げた2件以外に事業化されたものとしましては、製品化といえますか、黒ニンニクのドレッシングあるいは黒ニンニクアイス、ひでじビール、会社名が出ますが、穂倉金生とかこういう製品が既に商品化され、一定の売り上げを上げていただいております。以

上です。

○中野委員 改善ですから、そういう成果もあったんだろうとは思いますが、また事例集を作成するという事ですから、そういうことになっていただろうと思うんですが、当初からこういう成果もあったと、事業化をしたということをやっと説明してほしかったなと、こう思います、これからもこれをどんどんやって事業化するように努めてほしいと思います。

次に、48ページないし49ページでお尋ねしたいと思います。

いわゆる手数料とかこういう改正、今まで私は安閑で、これに余り異議とかそういうことは申し上げてきませんでしたが、手数料を取るということは、現実にそこに運営上に資するために手数料を取っていると思うんです。

ですから、この議案第22号にしても、23号にしても、後にも出てくるかもしれませんが、やはりその手数料の収支状況ですよ。消費税が上がるということで引き上げるということなら、これは理解いたしますが、その機器を新規に購入するから、それについて追加するという、その購入した本当の基準ですよ、手数料を決めた基準、それがそれだけ集めなければ、どういう目的があってどういう、その手数料って、何かの代金にするわけでしょうから、どういう効果があるとか、そういうものがないと、安閑として賛成するわけにはいかんと思うんです。

そういうのを取って、過去事例が福祉関係で出てきたのが、民間に丸投げであって、非常に厳しい状況に陥ったというのも実態はありました。

資料で説明しておりませんが、この議案第22号にしても、この手数料の値上げですよ、実

際、だからどういうことで値上げをするんだと、政令の公布に伴うということですが、単なるそういう政令があるから上げるということですが、差額取るということですが、やはり具体的には取ったお金がどんなふう生きるのか、何のために使われてるとか、その性質を全部、それが理解できるような資料なり説明をしてほしいと思います。

○椎産業振興課長 まず、この手数料・使用料につきましては、この議案第22号につきましては、売り上げのアップの理由は消費税のアップが原因なんです、それ以外に新規購入備品等がございましてこの手数料等ございます。

これは当然、現場あるいは企業の方々の要請に基づきまして機器を導入いたしまして、その分につきまして企業の方々に使っていただいたり、あるいは我々工業技術センター、あるいは食開センターの職員が検査をして、その手数料をいただくという形になっております。

ちなみに、使用料算定につきましては、その機器の稼働に必要な1時間当たりの光熱水費の単価とか、あるいは機器焼却費、修繕費用、消耗材料、資材費等を積み上げて計算しているところでございます、当然この手数料につきましては、工業技術センターあるいは食開センターのそれぞれの事業に生かされていると、活用されているというふうに理解しております。

○久松労働政策課長 労働政策課分の49ページの使用料・手数料でございますが、これは平成12年に地方自治法の一括改正がございまして、それまでは、これは全国でも同じような試験を実施しております。したがって、機関委任事務という取り扱いで全国統一の価格でやっておりました。

自治法の改正がございまして、こういう全国

的な一律の試験等につきましては、特に統一して全国的に定めないといけないというものについては、政令で規定をされております。政令で定める金額を標準として徴収するという規定が自治法にございます。これに基づきまして、今回改正がございました。

この手数料につきましては、職業能力開発が試験を行っております。職業能力開発が試験を行うに当たりまして、必要な経費を計上しております。

ただしながら、実際この経費につきましては、この試験手数料で賄うということができません。通常は試験手数料というのは見合いの経費で計上するものでございますが、職業能力開発協会員に対する別途補助金がございます。この補助金とこの手数料で試験手数料を賄っていたという事情がございます。

ところが、21年に国の事業仕分けによりまして、こういう試験についてはそのニーズで価格が決まるもんだという判定を受けまして、補助金のほうがもう25年までに半額にしろというふうな判定を受けたところでございます。補助金のほうは半額になったというところで、実技試験手数料については据え置きということで、協会の収支が非常に厳しいという状況もございまして今回改定するというものでございます。以上でございます。

**○中野委員** その22号から先に質問いたしますが、いわゆる政令で決まるからこうなるということは、書いてあるからわかるんです。この政令は最高額を決めてるんですか、全国一律の金額なんですか。

**○久松労働政策課長** 政令の定め方としては、「この政令で定める金額の手数を徴収することを標準として」というふうな書き方がされて

おります。

したがって、若干の例外がございますが、ほとんど全国、九州も含めまして一律の決め方をしております。

**○中野委員** 全国一律であれば、この金額はこれの区分は入れないとは思いますが、さっきは協会の運営が補助金のほうが半額になったから厳しいような話をされましたよね。その差額はどんなふうに補填されて、協会の運営をされているわけですか。

**○久松労働政策課長** 今回の上げ幅で見ますと、実際の検定経費につきましては、約2万5,567円かかっておりますが、手数料については1万7,900円、差額の7,678円は補助で賄っているという状況でございます。

**○中野委員** やはりこういう値上げをするわけだから、我々も県民に聞かれたら、こういう状況でせざるを得ない、実際の協会の収支上もこうだということを説明せんないかんとしますので、協会のその収支状況がこうなるということを状態とそれを示す資料を下さい。これ、委員長、お願いしときます。

**○久松労働政策課長** 後ほど用意いたします。

**○中野委員** 22号のほうに返りたいと思うんですが、いわゆるこの追加の新規購入の分、いろいろ追加、誰が云々とかいろいろ言われましたが、やはりこういうことで幾ら幾らになりましたという、実際の追加は1件ですから、金額等はこの22号のように示すことはできなかったんですか。

**○椎産業振興課長** ほかの労働政策課、観光推進課としましては、金額等を記載あったんですが、産業振興課の工業技術センター、食開センターにつきましては、全体の件数が、確かに追加は1件なんですけども、取り扱っている件数

が、使用料だけで今回の増減で合わせまして248件、そして手数料関係がやはり今回の増減で51件と、数が非常に多かったものですから、一応今回この表上は金額を記載すると、かなりページを割いてしまうということもございまして、統一的にこの分については例示で示させていただいているというところでございます。

○中野委員 ちなみに、この1件だけの料金というのはどのぐらいになるんですか。

○椎産業振興課長 (2)の②の発熱量測定の件でございますでしょうか、ちょっとお時間をいただきたいと思います。発熱量測定でございますが、1件当たり3,465円になります。

○中野委員 できたら今後はそういう金額も、この米印じゃ、発熱量測定と一つ書いてあるわけですから、その一つぐらいの件には書いてほしいなと思いました。

聞いて、意外と金額の大きいのにはびっくりしました。

○椎産業振興課長 今後、資料といいますか、提出資料につきましては、可能な限り数字等の、記入といいますか、記載をさせていただきたいと思います。

○中野委員 はい。

○黒木委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○清山副委員長 関連して聞きたいと思います。この消費税の引き上げによる料金の改定というのは、この使用料というのはそもそも消費税の課税対象なんですか。単純に考えると、105分の108というような値上げになるのかなど。

○椎産業振興課長 課税対象ということで、100分の8の課税対象になります。

○清山副委員長 きちんと納めてもらった分、税務署に消費税分を納めていると。

○椎産業振興課長 \*そういうことになります。

○清山副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○西村委員 重複しない部分で質問したいと思いますが、資料の18ページの自動車産業北部九州フロンティアオフィス運営事業、これを新たに始めるということで、この3,800万円というのが、恐らくイニシャルコストがこのぐらいかかっていくということなんでしょうけれども、当然、こういうオフィスを立ち上げますと、向こう何十年というか、この自動車産業が続く限りはやっていきたいというお考えだと思うんですが、私は、非常に景気に左右されやすい業界ではないかなと思っております。

地方によっては、宮崎県内でも部品工場が不景気な折のときには倒産したりというのは過去にあったと思うんです。県としてはもうこれをオフィスを出して、3,800万円ぐらいかけて事務所を立ち上げるんですが、その後は、いわゆる継続していく、来年度以降の、いわゆるランニングのコストというのは、ここに入られている企業から徴収するというような考え方なんでしょうか。

これ、あくまで、3,800万円というのは、立ち上げだけのお金なのかを伺いたいです。

○椎産業振興課長 この3,800万円につきましては、18ページ見ていただきますと、(3)の①につきましては当然立ち上げ時点での敷金とか、あるいは設備費用ですので、これは単年度、平成26年で1回限りのものだと思いますが、あと運営費を、あと販路拡大支援事業につきましては、この事業が続く限り負担していくものになると思います。

ただ、各企業に対しましては、当然この部屋

※29ページに発言訂正あり

の使用料ということで月額、今、これから検討することになります。一定の家賃といいますか、それはいただくという形に考えております。

○西村委員 わかりました。

じゃ、来年度以降というのは、この下の2、3のほうで多少はもらうけど、また幾らかランニング費用というのを計上していかなきゃいけないというのは、どのぐらいのを考えていったらいいんですか。

○椎産業振興課長 どのくらいというのは、なかなか難しいところあるんですが、ただ②につきましては当然オフィスの賃貸料等ですので、当然この事業を継続する限りはこの負担は続くと考えておりますし、③の北部九州カービジネス販路拡大支援事業、これにつきましては人件費、要するに自動車メーカー等の現役職員等の配置を今のところ考えておりますので、その分が今後どういう形で人的配置をするか、可能か等も含めて今後検討してまいりたいし、2年後、3年後になれば、また自動車産業界の動きも変わってまいりますので、そこでこの辺の販路拡大支援事業の取り組みにも影響を与えてくると思っています。

○西村委員 いや、だから、もうそこまでわかっているんであれば、①②③と分かれるんだったら、イニシャルは立ち上げとか敷金、礼金に、3,800万円のうちの実は2,500万円がそれなんですと、その3の部分例えば1,000万円なんですということであれば、来年度以降もその1,000万円の部分というのは継続して必要なかなとかっていう、3番の部分は必要なかなというイメージがつくんですけれども、ことし3,800万円、来年は3,200万円とかってなっていくと、通してみると膨大な事業になるなと思ったもんですから。

○椎産業振興課長 そういう意味では、今年度負担となりますのは(3)の②と③ということですから、3,700万円程度が今年度も負担になりますが、ただこの事業につきまして、当然3年ごとに見直すことを考えていますので、その点で事業効果等を踏まえながら、事業の見直しといいますか、練り直しを行っていきたいと思っています。

○西村委員 わかりました。もうわからないということでしょうから、ちょっと腑に落ちませんけど、次に行きたいと思います。

次、25ページから続く地域人づくり事業なんですけども、これちょっと関連される方が多いと思うんです。これ国の景気対策事業なんで、かなり大きな予算をソフト対策にざっと使ってるんですけども、個別に見ると、これは、非常に大きい予算があるから、こういうことにも手が回るといった予算配分されてるとは思うんですが、これお金がなかったらちょっと余りやらない事業なのかなというのも逆に思っています。例えばこの地域人づくり事業の中の個別を見ますと、これはそもそも行政がここまで手をかしてやるものなのかなと。逆に行政が手をかさなくなったら、その企業はひとり立ちできるのかなというようなものも入ってるんですが、部とか課の考え方というのは、そこら辺はどうなんでしょうか。

○福嶋地域雇用対策室長 この個別事業を見られてということなんですけれども、一応この事業が出ましたときに全庁的に要望を取りました。

非常に多くの要望がありまして、実際はその交付金のほうが少なかったもんですから、かなり絞り込みを行っております。そういう意味では、ふだんから、やるべきだ、やりたいと各課が思っている事業を上げてきていただいている、

その優先順位が高いものから、今回絞り込んでやっているというふうに私は認識しております。

○西村委員 わかりました。

この事業効果というものは、やってみないとわからないところもありますし、数字ではあらわせない効果というのも非常にあるかと思しますので、また期待をしていきたいと思えます。

それと、最後にもう一点だけ、お願いします。

こっちの資料のほうで、245ページの中小企業のところの貸付事業の中の高度化資金貸付金事業は、今県内何カ所、どこに出しているのかだけ教えてください。

○沼口金融対策室長 ちょっとお待ちください。——現在では63件に貸し出しを行っております。

○西村委員 63件というのは、店舗一軒一軒じゃなくて、その地域というか、一件一件ということで、63地域みたいな考えなんですか。

○沼口金融対策室長 これは組合のほうに16組合、それから中小企業基盤整備機構のほうで1件と、16の組合と1件の中小企業基盤整備機構というようなことなんですが、組合の中に何件かあるというようなことで63。

○西村委員 16組合の数字が欲しかった。わかりました。ありがとうございます。

○黒木委員長 いいですか。

○西村委員 はい、以上です。

○井上委員 それじゃ、最初に、産業振興課の250ページ、これですね、予算説明資料の250ページ、これは新事業・新分野進出支援事業費の中の9番の未来を担うみやぎの起業人応援事業というのがありますが、これは、褒めて育てるというか、そういう感じの事業でもあるわけですが、商工政策課が持っている、未来を拓く！みやぎ経営者養成塾とか宮崎中小企業大賞事業、その中に集約することはできないものと

いうふうに理解していいわけですね。

○椎産業振興課長 今回の未来を担うみやぎの起業人といいますのは、確かに今商工会議所あるいは中央会等がやっているソフト面の支援事業というのがございます。

当然それとは連動していくわけなんですけど、今回の未来を担うみやぎの起業人応援事業といいますのは、これ今までやっていたそういうセミナー等と、それとあと今回で出しておりますセミナー等を通して、いろいろブラッシュアップする製品をビジネスプランコンテストに諮りまして、その中でさらに優秀なものを、方々を、専門家あるいは商社経験者等をつけて、さらに商品のブラッシュアップ化を図って商品開発、そして販路開拓を図っていくというものですから、事業としては未来応援事業、当然これやるんですが、既存の事業とも連携しながらやっていくという形になって……。

○井上委員 だから、商工政策課がやっているこの養成塾です。養成塾というのは、私はこれはすごく大切なものだと思いますが、実はコスト感覚も含めて、自分のアイデアとか自分がこうしたい、ああしたいと思っていることが、本当に経営ということとイコールになるのかどうかということが大切なんです。

だから、企業としてやっていけるのか、そこまで仕上げることができるのかどうか、コンテストが大切なんじゃないんです。そこに仕上げていけるかどうかということが大切なわけです。

もう一つは、就職難でもあるので、自分で起業をしようと思う人たちも随分いると思うんですが、そこを商工政策課がやっているこれと全く別に、未来を担うみやぎの起業人応援事業というのをやるという、そこに、これ額が小さい、500万円なので、何をどうなのかというのが

ちょっと私もわからないところもあるんですが、以前あった事業、商工政策課が持っている事業とは違う事業として新規に事業を起こすというのには、それなりのコンセプトがないといけないと思うんです。

だから、それはこの事業内容を読んでいる限りにおいて、何か新しいものがあつたり、何かとてつもなくちょっと違う方向性が見えているのなら別なんですけど、新規にこれを、事業を起こした理由みたいなのを、コンセプトというのを教えていただきたいんですけど。

**○田中商工政策課長** 商工政策課がやっておりますこの未来を拓く！みやざき経営者養成塾でありますけども、これは、県内の若手経営者を中心に経営能力とか組織マネジメントとか、地域等のリーダーとしてどうあるべきかと、そういったことを、いろんな各界の頑張ってもらってる方々を呼んで、講演をしてもらい、学んでもらうという、今いらっしゃる若手経営者をブラッシュアップ、レベルアップさせていこうという取り組みであります。

一方、この産業振興課のほうの事業につきましては、どちらかといいますと新しいビジネスにチャレンジする人、それに対してコンテストを開いて、さらにその案件について、いろんな専門家が磨き上げをしていって、育てていこうという事業でありまして、ちょっと両事業はコンセプトは異なっているということがございます。

**○椎産業振興課長** さらに一つ加えさせていただきますと、これはあくまで新規創業者、ベンチャー企業を対象にしてやっていきたいと思っておりますので、ある程度業態を限ってその支援、起業から、それから実際の商品開発、そしてブラッシュアップ、販路開拓をやっていき

たいということがございます。

**○井上委員** イロハのイを教えますよということよね、そういうことは。じゃ、こっちの人は、ある程度知識もあつた人たちを養成するんだという考え方よね。

だから、そういうふうにして読めば読めなくてもないんですが、私が言いたいのは、新規に創業したいベンチャー企業を対象にというふうに経営理念、経営戦略から戦術までを学べるレベル別の選択式セミナーを行うということは、この500万円という金額はそのセミナーに来てくれる講師の人たちへの話であつて、その内容的に言うと、そこにどのくらい応募してくださるかどうかもわからないけれども、県側がその人たちをそれを用意をして待つという内容ですか。

**○椎産業振興課長** この事業は一応新規で上げておりますけれども、今年度も一つ、新規創業・新事業創出支援事業の中で、昨年5月に宮崎商工会議所に宮崎スタートアップセンターを設置しまして、そこでこういうベンチャーの方々いろんな講演会とかやりました。

実際、これ22回セミナーを開催したんですが、約500名弱の方に御参加いただきまして、そしてビジネスプランコンテストも29応募がありまして、かなり皆さん期待を持っておられまして、今、実際3社の方を販路開拓まで支援しております。

そういう意味で、なぜこれが新規かといいますと、ことしは一般枠を対象にやっておりました。来年度は、女性、シニア枠を設けて、より広範囲な形でこういう事業展開したいということ。それからもう一つは、来年度から(3)の④と③に書いてますがブラッシュアップとマーケット開拓サポート、これを専門家と商社経験者等を取り込みまして、より強力にやりたいという

ことで新規として上げさせていただいています。

**○井上委員** もうこれ以上言いませんが、商工政策課が持っている養成塾は、あれは精度の高いものなんですよ、はっきり言って。

だから、だったらそれをどう活用しつつ新規にした意味というのが、今課長が言われるのでそういうことでというふうに受けとめますが、前の事業も含めて知っているわけだから、私たちもそれは聞かせていただいている分なので、それは、だからその効果が本当に上がっていくようにしなければいけないということなんです。

実効がある、実効性のないものだったらもったいないですよ、私から言わせればお金がもったいないんじゃないかという言い方になってしまうんですが、だからこそ、期待をしているがゆえにそれを言うわけですから、養成塾との関連性というのをちょっと強めてもらって、企業人の人っていうのはリスクも背負わないといけないんですよ、だからそこも含めて、わかっていたくような事業として仕上げていただきたいということなので、それは要望しておきます。

次に、委員長、続けてよろしいでしょうか。

**○黒木委員長** はい、どうぞ。

**○井上委員** そしたら、環境リサイクル技術開発・事業化支援事業、これは非常に、これが悪い事業だとか、そういう事業だというふうに思っているわけではないのですが、私が非常に興味を持つのは、この事業の非常に持っているところは、産業廃棄物の抑制というところなんです。抑制。

だから、もう本当にできるだけ産業廃棄物として出るものを抑制していくということで、だから新しい事業化はできないのかと、さっき黒ニンクの話もしていただきましたが、これはいろんな意味でいろんなことが考えられるとい

うことなんです。

産業に結びつけていくというところが、産業振興課という課としてのありようだというふうには思うんですが、これ現実には今までやってこられて抑制効果というのがどのくらい出ているものなのかどうか、そこを教えていただきたいです。

いつが基準で、そこからどのくらい抑制されているのかというのはわかりますか。

**○椎産業振興課長** 結論から申しますと手元に抑制効果の資料はございません。

先ほど申し上げましたように、事業としては、例えば穂蔵金生のお話しましたけれども、あれもSPG膜を使ったろ過法を使うんですが、通常は珪藻土という土を使うんですけれども、それでろ過をすると、SPG膜を使うことによってその珪藻土を使う量が減るものですから、それが産業廃棄物の抑制になるというようなお話はできますが、それが今時系列でどの程度減少しているかというのは手元にはございません。

**○井上委員** 非常に予算が余りたくさんあるわけではないけれども、このコンセプトたるや、物すごく高いものがあると思うんです。この事業としてのコンセプトは高いというふうに思いますので、これ、もう少し丁寧に、で、おもしろくって言ったら、ちょっと私の言い方じゃないと思うんですが、改めて、あるものを資源として見直していくということなので、ここをきちんとやって、これで一つ産業がある意味おもしろい商品がどんどん出てきていくと、またこれはちょっと違うし、それと他県に対するアピール力も物すごく出てくるというふうに思うので、もっとこの事業のありようについての精査と検証というのをある程度していただいて。そしてそれが本当に新しい事業へどれほど結び

ついていくのかというこの状況、実態、これはもしかしたら国から金がどんどん来ていい事業の内容だと私は思うんです。

ところが、自分の県でやらないといけないので、非常に予算額もこんな予算額ですが、でも、もっと研究していったら、いいものが出てくるかもしれないということですよ。

だから、土をもとに戻すことも含めてそうですけど、やっぱりそういうことも含めて、産業廃棄物と言われるものがいかに資源たるものに移行していくのかということ、しっかりと受けとめていただけるといいのかなというふうに思っています。

**○椎産業振興課長** 今委員がおっしゃいましたとおりでございますが、この17ページの2の⑤に書いていますが、フォローアップ事業の中で、今後、来年度につきましては、これまでの成果のPRとか、あるいは新たな取り組みを促すことを目的とした事例集を作成することになっていますので、その作成に当たりまして、今委員のおっしゃりましたこと等を踏まえて、この事業の効果といいますか、ありようにつきまして、いろいろ考えていきたいと思っております。

**○井上委員** 次ですが、同じく251ページの産業集積対策費なんですけど、現実に新規事業を4本上げていただいている、そして事業というのも今までと同じようにやっただけで、この中身は結局、宮崎県が産業集積していき、ここに力を入れているんだというのが、現実にアピールされたものがこの産業集積対策費だと私は思うんです。

それで、この方向に向いてますよということがアピールされているというふうに予算書を読むわけです。現実に私はそう読んでいるわけです。このチャレンジ！新商品開発フード・オー

ブンラボ整備事業、これは現実に非常にフードビジネスとの関係もあり、大変期待しているものなんですけど、現実にそれは今どのような状況になっていて、25年度の予算額は減っているけれども、それは事業の内容が随分変わってきたということでもあると思いますが、これについてのちょっと丁寧な説明をお願いしたいと思っています。

**○富山産業集積推進室長** まず、予算的なことでございますけれども、平成25年度におきましては、設計費、それから建設費をお願いをしたところでございました。

来年度は、多分、順調にいきますと夏ごろには建物が完成いたしますので、その中に配置いたします商品製造に必要な備品、それを設置する予定にしておりますが、それにかかる経費を計上させていただいております。今のところ、全部で24件の備品、製造装置等を設置する予定でございます。

進捗状況でございますが、1月末に建築工事等について契約を行いました。そして、現在それに基づきまして基礎工事等を進めているところでございます。順調にいきますれば、繰り返しくなりまして、ことしの夏には建屋ができ、8月、9月に備品を整備して、9月中には開所式、10月から本格稼働したいというふうに考えております。以上でございます。

**○井上委員** 食品新商品の開発をしたいと思っておられる方たちの期待度というか、そういうのはつかめていますか。

**○富山産業集積推進室長** フード・オープンラボにつきましては、もう既に食品開発センターを中心に、県内の企業さん、あるいは農業事業者の皆様にあなウンスをさせていただいております。そのための研修会も既に開催をいたしま

した。

それには100社を超える方々にお集まりいただきまして、いろいろ話を聞いていただけたんですが、その際にアンケート調査を実施いたしました。その話をお聞きになりまして、こういったことに使いたいということで、希望されている企業さんが、農業者も含めまして24社、事業者ほどございます。

**○井上委員** つまり、今こんなふうにして、ここに立ててある産業集積対策費を見ていると、東九州メディカル、それから自動車関連産業、それからフードビジネス、そして産学官の強化、太陽電池、それから東アジア戦略海外展開事業、ものづくりのためのですね、そして自動車、食品加工技術強化、これとかが宮崎県における、ある意味産業集積していくときの方向性だということが見えると思うんです。

それで、これを考えたときに一つ、ちょっと、もう私もこれがどんなふう、どこに私どもが、予算を集積してというか、予算を集積してでもそこを広げていかないといけないのかというのは、やっぱり商工労働部がどういうふう考えているかというのは、各部の中に伝わっていかないといけないと思うんです。

商工労働部だけが、こう思っているんだがと言って予算立てているだけではちょっと無理だと思うんです。それを一さらいして、やっていく各部がそういうふう理解していなければいけないと思っているんですが、これについて、部長にお伺いしたいんですけど、この方向性というのは県の全体の政策の中の産業集積の方向性として、一致しているというふうに理解しているんですか。

**○茂商工観光労働部長** 復興から新たな成長へということで全庁的に取り組んでおりますので、

その成長戦略、昨年の2月につくりまして、その中に沿った取り組みだと思っています。

ここに商工観光労働部の気持ちを入れているつもりなんですけど、これについてはもう各部とも共有しながら、特にフードビジネスとか東九州メディカルバレーとか、東アジア戦略とか、このあたりはもう全庁的に取り組んでいこうということで、そういう体制でいるつもりでございます。

**○井上委員** 実は、自動車産業、北部九州フロンティアオフィス運営事業というのは、これは東九州自動車道を通るわけで、それこそこれは、あの道路によって、本当に今後期待する、観光にも期待をする、期待をされるべきところですよ。

いわゆるこの北部九州フロンティアオフィス運営事業は、こっちから進出、行ってオフィスをつくるということだけでなく、やっぱりそこが交流の始点みたいな、ある意味では発信基地になるというふうにも考えてもいいんじゃないかなと思うんです。

それにしても予算の組み立てが非常に低いのか、それともただのオフィスとして、私が受けた説明では5社に貸し付けるというふうに聞いてるんですが、それだけのものなのか。ちょっとそこ、先ほど西村委員からも出てましたが、やっぱりこれを本当に自分たちのところに仕事として持ってきたり、人の交流として出すというときに、このまんまでこれだけのものですか、ですかっていうのは言い方が、聞き方がおかしいんですが。

**○茂商工観光労働部長** この北九州での展開ということについては、やはり高速道路、東九州自動車道の北九州と宮崎間の開通ということを念頭に置いて構築しているんですが、実は高速道路の北九州—宮崎間の開通というのは1年前

倒しになったわけなんですけど、実はその前から検討はしてまして、時期的にどうだろうという話もあったんですけど、結果的にぎりぎり間に合ったということかと思っております。

それで、これについては以前から、これだけでいいのかと、例えば観光とか、物流とか、物産とか、そういうところの拠点という考え方はあるんじゃないかというお話は多分あるかと思うんですけど、まずはやはりここで自動車産業ということで特化してやってみて、それからいろいろ今後の可能性というのは、福岡事務所の活用ということも含めて検討していく必要があるんじゃないかなと思っております。

これについては、いわゆる自動車業界からの要望も非常に強い事業です。単独でそれぞれの企業で立地をしますと、どうしてもコストがかかります。そこで、やっぱり一緒になって箱物整備をして、一緒に借りてコストダウンを図ろうと、そしてあわせて、行政と民間と一緒にいろいろな売り込みを図ることによって信用も高めていきたいということがありまして、まずはこれでやってみたいと思っております。

これに限らずなんですけども、もし予算を認めていただければ、なるべく早く事業に取りかかってその成果とかを検証しながら、さらに、じゃ、どういう展開が必要なのかということについて、また27年度に向けて、早目早目に検討を進めていきたいというふうに思っております。

**○井上委員** 今部長のお話聞いて、私は大変安心したんですが、福岡事務所の活用と、それともう一つは、やっぱり、まあ、港も含めてそうですけども、いろいろなところに近い物流という問題を、私たちが常に考えておかなければならない一つの大きなポイントでもあると思うんです。

北部九州というと、じゃ、何を中心としてと、大分なんか物すごくそれでもうかっているわけですが、税金がかぶがかぶ入ってきているわけなんですけど、だからやっぱり、考えれば考えただけの分の効果が出るように活用していくということをぜひ考えていただいて、これが3,900万円程度だけでずっと進むのかどうかというのはちょっとわかりませんが、先ほど西村委員が言われたとおりで、やっぱりこれはどういうふうに仕上げしていくのかというのは、まだ緒に付いたばかりなのであれですけど、考えていく必要というのは物すごくあると思うので、期待したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それじゃ、ちょっと産業集積のところは、本当はもっとちょっといっぱいあるんですが、時間が時間なので、続けて253ページの食品開発センターのことなんですけど、これ予算を割と多目につけていただいて、前年度よりという意味ですが、予算を多くつけていただいて大変うれしく思っています。

この食品開発センターというところは、私もものような農業が基幹産業になっているところでは、これから加工施設の問題だとかいろいろなことを考えたときに、食品開発センターってすごく注視しているところなんです。私は物すごく注目しているところなんですけど、先ほど言われたように、やっぱり自営さんも含めていろんなチャレンジのフード・オープンラボなんかにも皆さんが注目してくださるということは、大変これはやっぱり私たちがそれを重く受けとめる必要というのがあるんじゃないかなと思うんです。

この食品開発センターの、今、こんだけですという感じですが、これはやっぱり今後もう

少しグレードのある食品開発センターにするべきではないかなというのが私の考え方なんですけれども、それについてこれはもう単なる私個人の考えでしょうか、それとも将来性という考え方からして、ここってというのは、もう少しやっぱり力を入れる、研究機関なのであれですが、力を入れるべきではないかと思うんですが、部長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

**○茂商工観光労働部長** 食品開発センターについては、フードビジネス推進構想を推進しておりますことから、非常に重要な施設だというふうに思っています。その中核を担うべき施設ですので、これについてはやはり今後も充実の方向に向けて努力していきたいと思います。

**○井上委員** 例えば、今度知事の代表質問、一般質問を通じての答弁とかを聞いていますと、あそこにこういうものを持ってくるんだとか、あそこをこういうふうにしたんだとかというのが、もう見えるところがあったりするわけです。

ところが、それがそこだけで終わってしまうと、農政の分野の中のそこだけで終わってしまうと、非常にもったいないと思うところがあるわけです。道路との関係からしても、もっとここは広げられないだろうか、そこだけに終わらず、これとこれとをつけたらこんなふうになるんだと思うようなところが幾つかあるわけです。

非常に、まあ、ジャブ程度で答弁されたんだと思うので、それはそれで終わっているかもわからないけれども、知事は予算としては高額な予算をつけておられるんです。

だから、だったらそれどまりにしないで、もっと次の、これとこれまで予想した形で、ここをこんなふうに仕上げるといのがないと、将来的に、何とかの生産団地にするんだと言われて

みても、やれるだけの余力はありますかというふうな話になっていくと思うんです。

ですから、やっぱり食品加工という意味で言えば、物すごくこれからいろんな意味で幅の広い産業集積ができるところなので、食の問題というのは、一生人間がいる間中、避けて通れない問題なので、今後考えていただければというふうに思っています。

委員長、最後ですが続けていいですか。

**○黒木委員長** どうぞ。

**○井上委員** 次に、258ページ、補正予算のときにお話をさせていただいたので、わかっていたいただいていると思うんですが、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費の市町村の補助事業の関係ですが、これは補正のときは2億1,000万円補正しているわけですよね、マイナス、減額補正です。

それで、今度も同じような金額で今回予算をつけておられるという、これはちょっと使い勝手のいいふうに変えたいというふうな答弁をいただいているんですけども、そういうふうにもう一度、26年度の新年度の予算なので、確認をしておきたいと思いますがよろしいでしょうか。

**○福島地域雇用対策室長** この市町村補助事業5億8,300万円余についてでありますけれども、この内訳を申し上げますと、今回新規の地域人づくり事業が4億5,000万円、残りの1億3,344万2,000円については起業支援型の事業、これは25年度からの引き続きの事業になります。

ですので、補正予算のときに減額させていただいた企業支援型の事業は、こちらのほうに計上させていただいているということになります。

**○井上委員** 一応努力していただきたいと思います。

それじゃ、そのとき一番ちょっと問題がある

なと思うのは、地域人づくり事業なんです、これは大変大事な事業だと私は思っていますが、私どもに説明していただいた内容というのは、これは各部・各課という言い方をされたんです。

そこに言って、それで各事業で、先ほども言われたけども多くの部で手を挙げていただいたと、きょういただいた資料は、これは地域人づくり事業のうちの商工労働部関係の事業だけですよね、いただいたのは。

だから、各部・各課がどんな事業をするのかというのは、私たちもわからないわけですが、この金額の中を精査してみないと、ちょっとこれが本当に雇用拡大に結びつくものなのかどうかというのが、ちょっと全体的に言うと精査できないというか、審査できないような感じがしてならないわけです。私たち資料をもらってないわけだから。

それで、雇用対策室も含めてですけれども、労働政策課が認められたので積み上がってみるとこれだけの事業、先に予算ありきで振り分けたんですよね。切っていったり、振り分けたりされたというお話だったんですが、これが本当に雇用という形に結びつくのかどうか、それがちょっとよくわからないんです。小さな事業にずうっと切っただけなので。

それが本当に雇用に結びつくように、生かされるものかどうかというのがちょっと、これじゃ、正直申し上げて、私はその審議に参加しているけれども、これでオーケーですよと言えるものなのかどうかというのが、ちょっとよくわからないんですが、そこの自信のほどはいかがなんでしょうか。

**○福嶋地域雇用対策室長** 今枠予算で計上させていただいた関係で、各部全部の事業をこちらのほうにお示しできないのは、非常に申しわけ

ないと思っておりますけれども、一応各部の事業について今調整中のものが一部ございまして、全部をちょっとお示しできなかったというところがございます。

ただ、事業を組み立てていく中で、一応事業効果というのはある程度把握といたしますか、計画といたしますか、それはつかんでおりまして、今のところ、この枠予算において創出されるであろう雇用の創出数、これは25年度から26年度またがり考えた分としまして524名の雇用創出、それともう一つ、処遇改善プロセスというのがあるわけなんですけれども、そういった処遇改善に取り組む事業者の数としては177事業、それが見込めるのではないかというふうに考えております。

基金事業、今までも、もう5年にわたり取り組んできておりますので、雇用拡大については各部・各課についてもその活用の仕方といたしますか、こういうふうに継続雇用につなげていかないといけないとか、人を雇うことについてはある程度その事業の活用方法はなれているといたしますか、そういう面もありますので、この雇用創出については実現ができるものというふうに考えております。

**○井上委員** これは要望として聞いていただいてもいいんですが、雇用対策というのは本当に大切な政策の一つだというふうに思っています。

だから、なおさらこれが本当に実効あるものとして7億6,400万円が生きるのかどうかというのは大変重要だと思うので、もっと丁寧に、今までやってきた事業との関連性も含めて効果が本当に出していくのかどうか、雇用拡大のプロセスとしては524名を雇用する、処遇改善としては177事業というふうにおっしゃっているので、それが効果が出るようにある意味どこかで精査

していただけるといいなというふうにして期待をしているところなんですけど。

○福嶋地域雇用対策室長 この事業の実施に当たりましては、新たに2人の基金事業推進員を雇用する予定にしております、そういった方々と一緒に各事業を、進捗状況を見守りながら、特に今回処遇改善という新たなメニューが加わっていきまして、非常に難しい面もございますので、ただもう経済対策ということでぜひやらなければならないし、効果も上げていかなければならないと、努力を最大限するつもりでおります。

○井上委員 ありがとうございます。

○黒木委員長 よろしいですか。

ほかに質疑もあるようですので、午前中の質疑をこれで終わり、以下の質疑は午後行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時0分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

○椎産業振興課長 一言訂正をお願いいたします。

先ほど清山委員のほうから、手数料の関係で消費税の国への納付の関係につきまして、発言の一部訂正をお願いいたします。

今回の手数料・使用料につきましての納付につきましては、県等の地方公共団体につきましては消費税法上の特例によりまして申告の義務がなく、納付義務は発生しておりませんことから納付はいたしておりません。以上でございます。

○中野委員 そしたら、改善の理由の一番大き

なところの根拠が崩れるのに、おかしいことになりやあせんですか。

○椎産業振興課長 今回の特例につきましては、国からの趣旨説明によりますと、国、地方公共団体、それから公共、公益法人等の事業活動が公共性が強いものであることから、法令上特殊な制約を受けたり、国または地方公共団体等の財政的支援援助を受けるなど、営利法人と比較しまして特殊な面が多いことから、消費税法上の特例が認められているということでございまして、また国のほうからも総務省のほうから「消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、条例改正等の措置を講じられたい」という通知も来ておりまして、それに基づきまして改正をさせていただいているところでございます。

○黒木委員長 よろしいですか。

○清山副委員長 了解です。

○中野委員 どうも理解ができません。

○田中商工政策課長 例えば、国と県との関係でいけば、先ほど申し上げましたとおり、特例がありまして消費税の納付はありませんけれども、例えば工業技術センターが機械を購入する、そのときには業者のほうには消費税分、例えば4月以降であれば8%を払うこととなります。それから、電気の使用料とか水道使用料、これに関しましてもそれぞれ消費税がかかった分は県が払うということとなります。

今回の手数料・使用料の改定に当たっては、そういったことを勘案して、消費税率の引き上げを勘案して算定をしているということでございます。

○清山副委員長 その点を最初ちょっとお伺いしたかったんですけども、仕入れの分だけ上げるのか、それとも105分の108で上げるのかでお伺いしたかったんですけども、確かに仕入

れ、材料とかいろいろにかかる分は確かに上がるんですが、恐らくそこから手数料としては100分の108、8%というふうに上げるとしたら、そこに工業技術センターなりいろんなところの付加価値にかかる分の消費税については、恐らく納付義務がないからこちら側の増収につながると思うんですけども、そこは、先ほどの説明だと、総務省から、きちんと価格転嫁を円滑に進めるために、こういう公共的な施設の使用料等についても8%に合わせて上げるという理解なんですけど、そういうことでよろしいですか。

わかりにくかったですか。医療なんか非課税だから、仕入れ分だけを今回診療報酬で対応したように、例えば200円のものを買ったときに、100円のものを買って200円で売ると、そうすると100円のものを買ったときに5%消費税かかっているから105円だと、しかし売るときは210円だと、でも仕入れにかかる税分だけ転嫁しようと思ったら205円なんです。そこに100円の付加価値をつけて200円で売るときは210円と、つまり残りの5円は最終的な販売者である人の価値にかかる消費税にかかっている、その分に関してはやはり公共施設は国への納付義務がないということで、消費者からいただく分、単純に増収になるんじゃないかという話です。

○田中商工政策課長 まず、仕入れで費用がかかってまいりますので、それ分については転嫁をするということになります。

それに対して付加価値として、県のほうで上乘せをしてというのは基本的にはないので、そのほかいろんな職員の人件費で、これにかかります人件費ですとか、その他もろもろの原価を計算しまして出しているということでございます。

○清山副委員長 その人件費にかかるところ

が、結局さらなるコストだと思うんですけども、そこがやはり転嫁されてるんじゃないかなと思うんですけども。

今回純粋に上がるのは、もう5%から8%に合わせてその分を価格転嫁、転嫁というか値上げしていくという理解でよろしいですか、その点に関しては。

○椎産業振興課長 算定におきましては、消費税以外にも今回の場合、設備機器の減価償却あるいは利用時間等の増減等がございまして、それが料金算定する際の変動要因としまして計算上は算定しています。

ですから、大方、大部分は消費税のアップの関係でアップしておりますが、中には、値下げになっている部分がございますので、そこは計算上そういう取り扱いをしています。

○清山副委員長 あと機械的に、今まで5%かかっていたところを8%にするという値上げではないという理解でよろしいですか。

○椎産業振興課長 当然消費税対象分については0.8掛けますが、それ以外に対象にならない分、そういう分については、かかる分、かからない分、分けまして、積算しているというふう聞いております。

○清山副委員長 後で聞きます。ありがとうございます。

○中野委員 今私はそう理解できませんが、工業技術センターの何かの機械を利用したときの使用料の料金をどうするかということですが、それに消費税の引き上げがあったので改正をするということで、ここに条例を改定したいということできているわけですが。

何かいまいち、消費税関係ないのに、しかもそのことが使用料においては全体の140、ほとんどですよ。手数料においては22件、あとは残り

が5件あるだけですが、改定の必要性があったのかなという気がしているところですが。

○田中商工政策課長 基本的には、例えばこの機器で使います電気料とか水道料とか、いろんな諸経費に消費税が転嫁されてきますので、それについては計算上入れて積算をしているということでございます。

○中野委員 やっぱこの22号のことも含めて、私も言いましたが、協会の収支のことやら、やはり具体的な数字を出して、幾ら幾らが幾らになりますとか、上げる理由を基準になるものをきちんと整理して出しておくというふうにしなないと、要はこれを利用する県民の皆さんに負担がかかる話ですから。

この辺のことを、また経営の運営上のことも、こういう理由でそういうのをと整合性がないと、安易にこれを、ああ、そうですか、と言うわけにはいかないと思えますが。どうせその資料は後でもらえると思えますけれども。

○河野委員 この条例の22号に具体的に金額として上がってるじゃないですか、それで説明できないんですか。

○黒木委員長 済みません、何ページですか。

○椎産業振興課長 今委員御指摘のように、提出議案の中で、例えば94ページから、それぞれの機種ごとの料金、変化ですね、変更前、変更後の金額を差し引いて記載させていただいています。

○黒木委員長 これについて、簡単でいいですかから説明していただけますか。

○椎産業振興課長 これを見ていただきますと、ほぼ、変更前と変更後を比較しますと、およそ100分の5から100分の8へ、全てではありませんがほとんどのものがアップになっているということでございます。

○清山副委員長 理解するためにお聞きしますが、けれども、79ページに、例えばキャンプの用具とか105円のもののが110円に上がっていますよね。105分の108だったら108円だけれども、恐らくこれ5円単位で切り上げするような料金体系をされているということでしょうか。

○椎産業振興課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○黒木委員長 中野委員、よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○沼口金融対策室長 失礼いたします。

先ほど中野委員のほうから質問のございました、信用保証協会への代位弁済に関する案件でございますけれども、委員の御趣旨のとおり、いつまでも債務者を不安定な位置に置くことは、中小企業の再生にも支障になるというようなことから、県が損失補償を行った求償権のうち、基本的には、5年間で消滅時効が完成し、援用する見込みがあると、消滅時効をその方が援用する見込みがある、そういった場合や清算が終了している場合、あるいは、まあ、これは法的ということになりますが、破産している場合等、回収が困難となったものにつきましては、信用保証協会がそういった経理上の整理をするというようなことになっております。以上でございます。

○中野委員 わかりましたが、案件にはだらだらしたのがありますので、そういうことがないように御指導ください。お願いします。

○黒木委員長 ほかに質疑はありますか。

○押川委員 243ページの小規模企業者等の創業及び経営基盤強化を促進するための経費ということで、この4番の設備貸与機関損失補償というのは、これはどういうものなんですか。

○沼口金融対策室長 設備貸与機関損失補償に

つきましては、これは来年度、破産をしたところとか再生計画を立てているところが約3件ございまして、そちらのほうが入金がちょっと見込めないのではないだろうか、幾らか入ってくると思うんですけれども、その全額をこちらのほうに計上させていただいております。以上でございます。

○押川委員 3件ほどということだったんですが、どういうところで、もう見込みでも、損失を当初予算で上げているということでもいいんですか。もう回収ができないということなんですか。

○沼口金融対策室長 1件はもう破産しておりますので、これはもう全く見込みがないということでございます。

残る2件につきましては、再生計画を今一生懸命立てているということでございますので、場合によりましたら、業績が好転いたしましたら入ってくる可能性はあるのかなというふうに思っております。

○押川委員 この1件の破産はどのくらいなんですか、この2,405万7,000円の中の。

○沼口金融対策室長 破産につきましては、大体500万円弱ということになっております。

○押川委員 じゃ、残り1,900万円ぐらいで、再生計画を立てられて、様子を見られてよければこれはもうそのまま、また決算ではマイナスの修正をされるということでもいいですね。

じゃあ、あとはそれをしっかりやってくるといって、そこの破産に対するものには、もう県からそれは損失を見なくちゃいけないということ、もう何か最初から取り決めか何かあるんですか。このうち3件の中の1件の破産に対しては。

○沼口金融対策室長 破産につきましては、も

うこれは破産しておりますので、もう回収の見込みが非常に少ない、もう困難であろうというふうに考えております。

○押川委員 この貸与機関というのは、私たちはどういう理解をすればいいですか。これ個人じゃないわけですか、機関ということになればどこかの、どういうイメージでこの貸与機関というのを……。

○沼口金融対策室長 これ県が直接貸しておるわけではございませんので、公益財団法人の宮崎県産業振興機構、こちらを通じてやっておりますので、こちらが貸与機関ということになっております。

○押川委員 大体わかりましたけれども、26年度でそういう見込みということで、総体では何件ぐらいあるんですか。

○沼口金融対策室長 ちょっとお時間いただけますか。ちょっと、1年前で古い資料になりますが、これしか出ておりませんので、平成24年末でございますが、残りの件数が113件、金額にして5億8,000万円余、こちらがまだ残っていると、その中の延滞が生じそうなのが、今申し上げました3件の2,400万円余というようなことになっております。

○押川委員 大体わかりましたけれども、あとについてはしっかり、そういうことがないような形の中での、また指導あたりも十分やっておいてほしいというふうに思います。

それから、245ページであります。小規模企業者等の設備の貸付金1億8,000万円ありますが、これは長期、短期があるんですか、あれば期間等をちょっと教えていただきたいと思えます。

○沼口金融対策室長 こちらにつきましては、産業振興機構のほう、そちらの機関のほうに8

年間で貸し出しを行っているということになっております。

○押川委員　じゃあ、産業支援団体が、今度はその小規模企業あたりに貸し付けをするということになるわけですね。

○沼口金融対策室長　これ返済期間が7年ということでございまして、それぞれの申請のあった業者のほうに貸し出しを、そちらのほうから行っておるといようなこととございまして。

○押川委員　それで、8年ということでありましたけど、8年は限定としてあって、あとはそれぞれの用途によって貸し付けされるということとでいいんですか。

○沼口金融対策室長　こちらにつきましては、小規模企業者というように、主に20名以下、小売業等々、サービス業等々につきましては、5名以下の企業を当初の対象にしているわけなんですけれども、そちらにつきましては融資を行うという内容になっております。

○押川委員　おおむね26年度、1億8,000万円、どのくらいの利用あたりを計画されてこの予算が上がってるんですか。

○沼口金融対策室長　大体で申し上げますと、十数件から20件ぐらいを想定してございまして、過去の状況なんかも見まして、まあ、マックスと申しますか、そういった形で組まさせていただきます。

○押川委員　こういう貸付金あたりを、やはり厳しい中でありますから、融資をしていただける、本当にありがたいと思うんです。ありがたいんですけれども、しっかりそういう、先ほどの話じゃありませんけれども、あとの経営、管理あたりをしっかりとしないか、またこのあたりが焦げついたりとか、そういうことになってくると大変ですので、そこあたりをしっかりと

指導方もお願いをしておきたいと思っております。

○沼口金融対策室長　今押川委員のほうからお言葉いただいたわけなんです、こちらにつきましては、貸し付けた後もそういった企業のいろんな指導、貸し付けを返済してもらう、そういった指導も含まれるわけなんです、経営指導等々も含まれておりますので、そういった形で頑張っていきたいというふうに思っております。

○押川委員　わかりました。

○黒木委員長　よろしいですか。

○押川委員　はい。

○外山委員　東京フロンティアオフィス運営支援事業、さっき説明もらったんですけども、もう一度おさらいというか、ちょっと確認をしたいんですが、これはいつからやっておりましたか。

○椎産業振興課長　これは平成17年8月の開設でございまして。

○外山委員　ということは、17、18、19、20、21、22、23、もう8年。去年、おととしの実績はどんなですか。

○椎産業振興課長　まず、入居状況からお話ししますと、ことし3月時点で東京フロンティアオフィスは、個室4室、ブース8室ございまして、満室の状況でございまして。

累計を申し上げますと、平成17年8月の開設以来、延べ32社が入居されております。そのうち7社が東京都内に、独立と申しますか自立されております。以上です。

○外山委員　来年に向けて、希望する企業というのは大分あるんですか。

○椎産業振興課長　こちらにつきましては、年間2回ほど、一応、公募と申しますか、希望があればそちらへ選定するわけなんです、今の段階

でも満室状況でございますが、東京のフロンティアオフィスに入りたいという企業は何社かございます。

○外山委員 これ、家賃幾ら。

○椎産業振興課長 個室が5万6,000円から5万3,000円、そしてからブースが3万円でございます。

○外山委員 広さは、テーブルはどのぐらい置けるんですか、一つの部屋。

○椎産業振興課長 少々お待ちください。

○外山委員 何坪、坪数。

○椎産業振興課長 個室が23.6平米から22.1平米、そしてブースが6.6平米でございます。

○外山委員 それで家賃が5万幾らでしょう。

○椎産業振興課長 はい。

○外山委員 だから、この位置でこの広さでこの価格ってもうべらぼうに安いですね。それにしちゃあ、余り企業で希望するところがないみたいだけど。

○椎産業振興課長 今満室の状況でございますし、手を挙げている会社も数社ございますので、そういう意味ではフロンティアオフィス自体は、活用していただいているというふうには考えております。

○外山委員 これは非常に有効なスペースだと思うんですが、借りの期限というのはあるんですか。

○椎産業振興課長 これにつきましては、基本的に3年でございます。

特別な事情がありますと、マックス5年間入居できます。

○外山委員 非常にいいところだから、有効に使って宮崎県の企業にどんどん活用をしてもらうようお願いをしておきます。

続いて、252ページの工業技術センターの設備

について、1,400万円と595万円か、主にどんなものにかえるんですか、設備整備事業。

○椎産業振興課長 この1,425万円の件でございますが、これにつきましては手元ではE L検査装置ほか4件ということになっておりますが、全て整備費の確認は今手元にはございませんのでちょっとお時間ください。

○外山委員 いや、細かく何をかえるということじゃなくて、やっぱり時代は物すごく変わってきて、機器等が変わっていきますよね。

やっぱり宮崎県の場合は、この工業技術センターのいろんなものを利用して、新しい商品の開発とか大事だと思うんです。

そこで、あそこができて大分日にちがたってますよね、いろんな機器も相当もう古くなって、更新をしなくちゃいけないというのがいっぱい多分あると思う。こういう、何をかえていくかというのは、毎年、今財政と相談するんだろうけれども、そこら辺の何をかえていくかというのは、どういうやり方で検討しておるんですか。

○古賀工業技術センター所長 財政課のほうとは我々センターのほうはやってないんですけれども、我々のほうの要望といたしましては、今委員がおっしゃるように時代の要請によって必要となってくるものがございますので、できるだけ新しいそういったものを整備していただきたいというのは申し上げております。

それと、設備が古くはなってきたるんですけども、できるだけ、丁寧にといいますか、使えるものは使って、また修繕できるものはできるだけ修繕しながら、大切に今使っているところでございます。

○外山委員 今みたいな姿勢というのは非常に大事ですが、今の時代に即応したものというのに対応する機器というのが、新しいものがどん

どん出てきてますよね。

ですから、そういうものをやっぱり計画をきちっと作戦を練って、ことしばっと要請するのではなくてリストアップして、これをかえたいというのをずうっと並べて、ことしは無理だから来年、再来年、何とかっていう、何かそういうような対応をしていかないと、なかなか機器の整備は難しいと思うんです。ですから、そういう、部としての取り組みというか、機器の整備、やっぱりしていく必要がありますから。

だから、今何をどうしろじゃなくて、当然リストアップはしてあるだろうけど、それでどれが一番先にかえたい、そういうものが、高いものも安いものもいろいろあるでしょうから、そこ辺の研究をしてもらって、来年以降に向けて努力してもらえばいいかと思います。

○河野委員 1点だけ、説明資料19ページのものづくり東アジア戦略的海外展開支援事業ということでお伺いしますが、これ新規事業ですけど、ものづくりに関しては海外戦略というのは今まで、実績というんでしょうか、支援の実績というのは県にはなかったでしょうか。

○椎産業振興課長 これ一応新規事業で上げておりますが、実際ものづくりの海外展開につきましては、平成24年度から実施しておりまして、平成24年に中国の上海での工業博覧会に一度出ております。

今年度が、そして香港でエキスポアジア2013とインドネシアでの商談会ということで、県内ものづくり企業に御参加いただいて、現地での販路開拓に取り組んでおりまして、来年度につきましては、ここに書いておりますように、

(3)の①にございますけれども、海外展開の相談窓口を実際工業会に設けまして、ここで恒常的にいろんな相談等を受けまして、県内もの

づくり企業の海外展開を支援してまいりたいと考えております。

ただ、②、③につきましては、今年度と同じ香港と、それからインドネシアでの展示会と商談会に継続して参加しまして、本県ものづくり企業の海外での工業製品の販路拡大を図っていきたくて考えております。

○河野委員 ①でちょっとお伺いしたいんですけど、ジェットロと連携しながら海外展開コーディネーターが相談対応とあるんですけど、これイメージとして宮崎県のこの工業会の中に相談窓口が設置されて、そこにこのジェットロっていうか、ジェットロってちょっとよくわかんないんですけど福岡ですよね。

○椎産業振興課長 ことしもジェットロとは連携とってるんですが、例えば香港のエコエキスポアジア2013は、ジェットロが日本のブースを設けております。そのブースに、宮崎県のブースを設けさせていただいて、そちらで県内の3企業が実際に工業製品を展示させていただいております。

ジェットロを活用いたしますと、当然、現地でのいろんな支援もお願いできますし、ブース代も割安になりますので、そういう意味でジェットロとの連携を図っていきたくてということでございます。

○黒木委員長 よろしいですか。

○河野委員 はい。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

それでは、ないようですので、商工政策課、産業振興課、労働政策課の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

---

午後1時41分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

企業立地課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を行います。

○津曲企業立地課長 それでは、企業立地課の26年度当初予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料、インデックス、企業立地課のところをお開きください。263ページになります。

企業立地課の当初予算額は、左から2番目の欄でございます10億327万1,000円となっております。

それでは、主な事業について御説明をいたします。ページをおめくりください。

下のほうのページ中ほどに(事項)企業立地基盤整備等対策費3,501万9,000円がございます。

これは、企業立地の受け皿となる工業団地等の基盤整備やその維持管理などに要する経費であります。

その説明の欄の2にございます新規事業「みやざき企業立地支援充実事業」につきましては、後ほど本日の常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、(事項)企業誘致活動等対策費3,527万5,000円でございますが、説明の欄の1、情報収集整備事業では、全国の企業さんに訪問活動を行うとともに、相手方企業のキーパーソンを本県に招待をし、メリットなどを丁寧に説明することとしております。

2の情報発信事業では、パンフレットやホームページでの広報発信に加え、県内の企業立地協議会を通じまして、展示会などにも出展し、積極的な広報活動を展開します。

3の企業誘致活動事業は、東京、大阪、福岡

にございます3つの県外事務所の誘致活動経費であります。

4の企業誘致推進ネットワーク拡充事業では、医療や情報産業など、専門性の高い業種についての誘致対策として、その分野に長い経験や豊富な人脈を持つ、民間の企業経験者を企業誘致コーディネーターとして、関東、中部、関西に配置し、より積極的な誘致活動を展開をします。

次に、このページが一番下の段、(事項)立地企業フォローアップ等対策費につきましては8億4,031万1,000円を計上しております。

ページをおめくりをいただきまして、説明の欄をごらんください。

1の立地企業フォローアップ対策強化事業では、既に県内に立地をいたしました企業の定着を図りますとともに一層の事業拡大を促進するため、工場や親会社を定期的に訪問しますフォローアップ活動を進めます。

2の企業立地促進補助金でございます。

これは、本県に立地をしていただく企業が、工場建設経費などの一部支援の補助金と、新たに雇用をいただいた県民の人数に応じた補助金などがございますが、本県への企業誘致に大きな効果のある制度でございます。

26年度は、国富町にありますソーラーフロンティア社への5億円を初め、32の企業への補助金交付を予定をしております。

次に、本日の常任委員会資料にお移りをいただきまして、新規事業の説明をしたいと思っております。

33ページであります。新規事業「みやざき企業立地支援充実事業」であります。

まず、事業目的・背景でございますが、来年度にも東九州自動車は北部九州まで開通し、交通や物流ネットワークが大きく変化することを

見据え、我が宮崎県により一層の企業立地を図ろうという事業で、予算額は2,300万円であります。

この事業は、3つのメニューから構成をしております。

2の(3)事業内容をごらんください。

1つ目が、①の工業団地整備支援事業であります。

県内の市町村が、高速道路のインターチェンジなどを活用し、地域の核となる工業団地の整備を行う際に、その費用の一部助成を行おうと考えております。

2つ目が、②の誘致支援企業サポート事業であります。

従来から、企業立地は、進出する企業が工場やビルなど建屋を建設をして、事業を開始する形が一般的でございました。

ところが、最近、空き工場や貸しビルを探して入居し、工場建設費などの初期投資を抑えたいという考えの企業がふえてまいり、一方で、かわりに工場や事務所を建設して、それらの企業にリースで貸し出す企業というのもあらわれております。

現在、本県にはこのようなスキームに対応できる誘致助成メニューがございませんので、新たな制度として導入したいと考えております。

3つ目が、③フリーウェイ工業団地施設整備支援事業であります。

高原町にありますフリーウェイ工業団地に誘致する企業が、光ファイバーケーブルなど、高速通信設備や給排水処理設備など、事業遂行に不可欠な整備を行う場合に、その経費の一部を助成するものでございます。

最後に、事業効果でございますが、現在も大きな効果を上げております企業立地促進補助金

制度に加えまして、これら3つのメニューを活用し、一層、積極的に企業立地に取り組んでまいりたいと考えております。

企業立地課は以上でございます。

○孫田観光推進課長 続きまして、観光推進課の当初予算について御説明いたします。

お手元の冊子、「平成26年度歳出予算説明資料」のインデックスで観光推進課のところ、267ページをお開きください。

観光推進課の平成26年度当初予算は、一番上の左から2つ目の欄ですが14億8,563万円となっております。うち一般会計が10億8,484万8,000円、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計が2,617万8,000円、県営国民宿舎特別会計が3億7,460万4,000円となっております。

それでは、まず一般会計の新規・改善事業を中心に、主なものについて御説明いたします。

270ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)観光・MICE誘致促進事業費1億1,237万4,000円ありますが、説明欄の2、新規事業「MICE誘致総合対策事業」につきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、一番下の(事項)おもてなし日本一観光案内板整備事業費2,286万3,000円あります。

説明欄の2、新規事業「東九州自動車道開通を見据えた観光案内板新規設置事業」2,000万円ありますが、これは、東九州自動車道の全線開通を見据え、県の観光案内板を設置していない道の駅や観光施設などに、観光案内板を新たに設置するものであります。

271ページをごらんください。

一番上の(事項)観光交流基盤整備費3,796万円あります。説明欄の4、改善事業「魅力ある観光地づくり総合支援事業」2,254万2,000円

であります。これは東九州自動車の開通など、本県観光を取り巻く環境を最大限に活用した観光誘客、東京五輪を見据えたスポーツ環境の整備、観光客をもてなす観光ボランティアの育成など、市町村等における地域主導による魅力ある観光地づくりの取り組みを引き続き促進するものであります。

次に、その下の(事項)国内観光宣伝事業費6,741万4,000円であります。

説明欄5の新規事業「東九州自動車道を活用した観光誘客促進事業」につきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

説明欄6の改善事業「教育旅行誘致・受入強化事業」1,464万9,000円ではありますが、関係機関に専任体制を整え、県内市町村等と連携し、県外の旅行会社や学校関係者に対し、モニターツアーなど教育旅行の誘致宣伝を実施するほか、新たに、ホテル・旅館等のおもてなしの向上を図るセミナー等を行います。

次に、その下の(事項)国際観光宣伝事業費1億4,502万6,000円ではありますが、説明欄1の新規事業「東アジア等観光誘客推進事業」、そして、その次の新規事業「大型クルーズ船誘致環境整備事業」につきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

272ページをお開きください。

一番上の(事項)記紀編さん記念事業費3,085万1,000円であります。

説明欄1の宮崎の魅力再発見!県民総語り部化推進事業として、県民向けのリレー講座や講演会、小学校等における出前授業を実施するほか、説明欄2の神話のふるさとみやぎきブランド定着支援事業として、首都圏の大学や神話ゆかりの他県との連携、都市部でのプロモーションによる情報発信等を引き続き行います。

また、説明欄3の新規事業「神話のふるさとみやぎきプロモーション映像制作事業」は、本年度映画監督の河瀬直美氏に制作いただいたプロモーション映像の続編を制作・配信するものであります。

次に、その下の(事項)スポーツランドみやぎき推進事業費5,345万円であります。

説明欄4の改善事業「スポーツランドみやぎき東京五輪おもてなし推進強化事業」につきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

以上が一般会計でございます。

次に、273ページをごらんください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。

(事項)県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費につきましては、後ほど委員会資料で説明させていただきます。

次に、274ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計でございます。

一番上の(事項)国民宿舎えびの高原荘運営費5,809万1,000円、その次の(事項)国民宿舎高千穂荘運営費983万1,000円ではありますが、これは設備の老朽化等に伴いまして、空調設備等の改修や照明設備の改修等を行うものであります。

次に、その下の(款)の科目、公債費3億668万2,000円あります。

これは、えびの高原荘、高千穂荘の建設起債の償還金でございます。

なお、特別会計は、別途配付の「平成26年2月定例県議会提出議案」の議案第9号及び議案第10号にもありますが、内容が重複いたしますので、この説明にかえさせていただきます。

次に、主な新規・改善事業の内容について御

説明いたします。

お手元の常任委員会資料の34ページをお開きください。

新規事業「MICE誘致総合対策事業」でございます。

1の事業目的であります。多大な経済効果をもたらしますコンベンション等は、MICEとして観光立国実現の主要な施策の一つに位置づけられ、その誘致については地域間競争が急速に激化しているところでもあります。このため、本県におきましても開催支援、誘致活動、推進体制を一体的に強化し、MICE誘致施策のさらなる充実を図りたいと考えております。

2の事業の概要であります。予算額といたしまして8,047万5,000円をお願いしております。

次に、事業内容であります。①の開催支援事業といたしまして、既存の支援事業に加え、新たに大規模海外MICE開催支援制度を創設し、積極的に本県へのMICEを誘致したいと考えております。

②の誘致活動事業では、MICE開催の決定権を持つキーパーソンを招聘する事業などを通し、本県MICE開催環境を直接体感いただくことにより、本県開催を促進したいと考えております。

③の体制強化事業では、公益財団法人みやぎ観光コンベンション協会の職員体制を強化するとともに、事務所を宮崎商工会議所などの県内の主要な関係団体が入居しておりますKITENビルに移転し、関係団体との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

37ページをお開きください。

新規事業「東九州自動車道を活用した観光誘客促進事業」でございます。

1の事業目的であります。今年度中に東九

州自動車道の日向～都農間及び北浦～須美江間が開通し、平成26年度中には北九州～宮崎間がつながります。

この東九州自動車道の開通を契機として、時間と距離が縮まる北部九州や中国、四国地方などを主なターゲットに設定し、大分県と連携して共同観光PRに取り組むとともに、大分県に対して本県の魅力を情報発信することで観光誘客につなげていきたいと考えております。

次に、2の事業の概要であります。予算額といたしまして1,000万円をお願いしております。

事業内容につきましては、①の大分県との共同観光推進事業といたしまして、大分県と連携し、共通観光パンフレットの作成や、メディアを活用した共同PRなどを行いたいと考えております。

また、九州では初めての取り組みとなりますが、ネクスコ西日本と連携し、観光客が高速道路を乗りおり自由に利用できる周遊型割引に取り組むたいと考えております。

また、②の大分県からの観光誘客推進事業といたしまして、大分県に対し、メディアを活用した本県観光のPRキャンペーンを行うとともに、東九州自動車道を活用した新たな観光ルートを提案するドライブマップを作成いたします。

39ページをお開きください。新規事業「東アジア等観光誘客推進事業」でございます。

1の事業目的であります。

海外誘客対策につきましては、現在、国際定期便のある韓国、台湾を中心に取り組みを行っておりますが、さらなる誘客促進を図るため、韓国、台湾等での本県の知名度向上の強化などを図るとともに、近年、訪日需要が大幅に増加してきている東南アジア地域につきまして、観

光誘客の取り組みを推進するものであります。

また、外国人観光客からニーズの高いW i - F i 環境について、整備充実を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額といたしまして4,102万6,000円をお願いしております。

事業内容につきましては、①の東アジア地域誘客促進事業といたしまして、韓国、台湾等においてセールス活動等を実施するとともに、韓国でのホームショッピングや台湾で本県テレビ番組の放映を行うことで、本県のさらなる知名度アップを図りたいと考えております。

また、中国において、本県のゴルフの魅力をP Rする観光商談会を実施するとともに、香港においては、本県への送客に協力的な旅行会社とタイアップし、観光キャンペーン等を実施することとしております。

また、②の東南アジア地域誘客対策事業といたしまして、九州観光推進機構等と連携し、シンガポールやタイを中心に、九州観光説明会の開催等の事業に取り組むこととしております。

最後に、③のW i - F i 設置支援事業であります。

外国人観光客からのW i - F i 環境へのニーズは非常に高いものとなっております。

W i - F i 環境の整備は、今後外国人を受け入れるための必要最低限の条件となりつつあると考えております。

このことから、外国人が長時間滞在するホテル・旅館において、W i - F i 環境の整備を進めていきたいと考えており、費用の一部を支援することとしております。

40ページをごらんください。新規事業「大型クルーズ船誘致環境整備事業」でございます。

1の事業の目的であります。東アジアからのクルーズ船誘致を促進するため、県内の港湾で唯一、大型クルーズ船の入港が可能な水域と水深を備えている油津港に係留施設を整備いたしまして、油津港を南九州における大型クルーズ船の拠点として、関係機関と一体となった誘致活動を積極的に取り組み、東アジアを初めとする外国人観光客の誘客促進につなげてまいりたいと考えております。

2の事業の概要であります。予算額といたしまして1億400万円をお願いしております。

次に、事業内容であります。13万トン級の大型クルーズ船の接岸に対応するため、防舷材及び係船柱の新設及び改良を、県土整備部港湾課と連携して実施するものであります。

42ページをお開きください。

改善事業「スポーツランドみやざき東京五輪おもてなし推進強化事業」でございます。

まず、1の事業目的であります。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催は、スポーツランドみやざきを推進する本県にとりましても絶好の機会であり、日本代表、ジュニア強化合宿等の誘致に積極的に取り組むとともに、プロスポーツキャンプやスポーツイベント等のさらなる誘致を進め、スポーツランドみやざきの一層の推進を図っていくこととしております。

2の事業の概要であります。予算額といたしまして3,425万2,000円をお願いしております。

事業内容であります。①のスポーツキャンプ・合宿等受入支援といたしまして、プロスポーツや日本代表チーム等への激励品の贈呈のほか、ジュニア強化合宿などの新規団体に対し、合宿経費の一部を助成いたします。

次に、②のスポーツイベント等開催支援といたしまして、東京五輪の各種プレ大会など、ス

ポーツイベントを誘致するため、大会運営に要する経費の一部を助成するほか、③のプロスポーツキャンプ観客誘致促進といたしまして、春季キャンプ情報を掲載したポスター等を作成し、県内外に情報を発信いたします。

また、④の誘致セールス等といたしまして、県外において誘致セミナーを新たに開催するほか、JOCなどのキーパーソンを招聘するなど、誘致活動をさらに強化いたします。

最後に、⑤のスポーツメディカルの推進につきましては、宮崎大学医学部と連携し、メディカルチェック機器の利用を支援することにより、キャンプ地としての魅力を高め、受け入れ環境の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

43ページをお開きください。

県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費でございます。

1の事業の目的であります。これは、えびの高原アイススケート場のリンク設備につきまして、平成23年度に発生したフェンス土台等の破損問題につきまして、抜本的な改修工事を行うものであります。

2の事業の概要であります。予算額といたしまして2,594万7,000円をお願いしております。

事業内容であります。主な工事の内容といたしましては、スケート場全周の基礎とフェンス架台、アイスパネルなどを改修するものであります。

当初予算に係る観光推進課の説明は以上でございます。

続きまして、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

議案書では63ページ、当課関係分は83ページ

以降に記載しておりますが、概要につきましては常任委員会資料で説明をさせていただきます。

委員会資料の50ページをお開きください。

まず、1の使用料の名称であります。県営国民宿舎使用料及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設使用料であります。

次に、2の改正の理由であります。ことし4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、両施設の使用料を改定する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

3の改正の内容であります。消費税率の引き上げによる使用料の改定が57件となっております。

また、なお、主な使用料の改定額につきましては、資料に記載のとおりであります。

4の施行期日であります。平成26年4月1日であります。

続きまして、議案第43号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

議案書では293ページ、当課関係分は302ページ以降に記載しておりますが、こちらも、概要につきましては常任委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料の51ページをごらんください。

まず、1の公の施設の名称であります。県営国民宿舎えびの高原荘及び高千穂荘、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設であります。

次に、2の改正の理由であります。ことし4月からの消費税率の引き上げに伴い、これら施設の利用料金の基準額を改定する必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

3の改正の内容であります。消費税率の引き上げによる利用料金の基準額の改定が39件と

なっております。

なお、主な利用料金の基準の改定額につきましては、資料に記載のとおりであります。

4の施行期日であります、平成26年4月1日であります。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして、御説明いたします。

お手元の資料、「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」、7ページをお開きください。

⑦の上段のとおり、「本県観光のメニューの一つとしてトレッキングを確立できるよう取り組むこと。また、市町村と連携しながら、県内の観光資源の発掘に引き続きしっかりと取り組むこと。」との指摘要望がございました。

これを踏まえ、下段のとおり、本県では、体験・滞在型観光を、ゆっ旅宮崎として展開し、本県の豊かな自然を体で感じながら楽しむことのできるトレッキングや森林セラピーなどについて情報発信するとともに、地域におけるトレッキングイベントの開催や環境整備などの取り組みに対し、支援を行っているところであります。

平成26年度当初予算案におきましても、魅力ある観光地づくり総合支援事業を計上し、地域における観光資源の発掘・磨き上げや観光客受け入れ体制の整備などの取り組みを支援し、本県観光の一層の推進に努めてまいることとしております。

観光推進課からの説明は以上でございます。

**○日下オールみやざき営業課長** オールみやざき営業課の平成26年度当初予算案について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料のオールみやざき営業課のインデックスのございます277ページをお開きください。

当課の平成26年度当初予算は、一番上の左か

ら2つ目の欄ですが4億258万5,000円でございます。

それでは、新規・重点事業など主なものについて御説明いたします。

めくっていただきまして279ページをお開きください。

まず、(事項)地場産業総合振興対策費620万8,000円、こちらにつきましては、工芸品等の地場産業の総合的な振興を図るための経費でございます。

主な事業でございますが、この3にございます、みやざき工芸品産業育成支援事業537万4,000円でございます。

こちらは、商品開発セミナーの開催や県外見本市への出展補助、展示会の開催等による県外への販路開拓支援を行うものでございます。

続きまして、(目)貿易振興費(事項)貿易促進費5,843万3,000円、こちらでございますが、こちらは貿易の振興や県産品の輸出拡大を図るための経費でございます。

主な事業でございますが、2のアジアの活力をみやざきへ！海外展開サポート事業2,564万8,000円でございます。

こちらは、みやざき東アジア経済交流戦略に基づきまして、官民一体となって東アジア市場への輸出促進を図るものであり、大規模見本市への参加等により、県内企業の海外展開の支援を行っていくこととしております。

その下にございます3の新規事業「東アジアネットワーク拡充事業」2,863万5,000円につきましては、後ほど委員会資料で御説明申し上げます。

続きまして、(目)物産振興費(事項)県産品販路拡大推進事業費でございます。こちら1億2,277万7,000円でございますが、県産品の販

路開拓・拡大を図るための経費でございまして、このうち1の県産品振興事業1億455万8,000円は、新宿みやざき館KONNEの施設維持管理費等でございます。

2の改善事業「オールみやざきによる県産品定番化・定着化促進事業」1,821万9,000円につきましては、後ほど委員会資料で御説明申し上げます。

続きまして、ページをめくっていただき、280ページをお開きください。(目)観光費、中ほどの(事項)県外広報対策費7,065万9,000円、こちらは県外広報活動に要する経費でございまして、下の(1)の県外みやざき応援団活動強化事業16万7,000円は、このうち、みやざき大使の情報の発信力や、またみやざき応援隊のクチコミパワーを活用することによりまして、みやざきの食や旅など旬の情報を、より効果的に県外へ情報発信するものでございます。

この下でございます(2)の改善事業「オールみやざき発信事業」6,449万2,000円につきましては、こちらも後ほど委員会資料で御説明申し上げます。

それでは、お手元の常任委員会資料の45ページをお開きください。

まず、初めに新規事業でございます。東アジアネットワーク拡充事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、この事業は、みやざき東アジア経済交流戦略を踏まえ、東アジアの拠点として上海及び香港事務所へ駐在員を派遣するとともに、新たに台湾及びシンガポールに貿易アドバイザーを配置することにより、県内企業の海外取引や販路開拓のさらなる支援を行い、本県経済の国際化を図るものでございます。

2の事業の概要でございますが、(1)の予算

額2,863万5,000円をお願いしているところでございます。

次に、(3)の事業内容でございますが、まず駐在員の配置といたしまして、公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターが設置している上海及び香港事務所へ駐在員を派遣し、現地情報の迅速な入手や現地機関との人脈構築等を図ることとしております。

また、②の貿易アドバイザーの配置といたしましては、新たに台湾及びシンガポールにおいて貿易アドバイザーを配置して、現地情報を収集把握し、県産品の販路拡大を図ることとしております。

続きまして、46ページをごらんください。

改善事業「オールみやざきによる県産品定番化・定着化促進事業」でございます。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、この事業は、公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターと連携を図りながら、商談会開催や新規物産展の開催、研修・相談等に取り組むことによりまして、県産品の販路開拓を促進し、その定番化・定着化を図ることをしております。

2の事業概要でございますが、(1)の予算額1,821万9,000円をお願いしております。

続きまして、(3)の事業内容でございますが、県外で開催される既存の商談会・見本市へ参加する県内企業への支援や、県外バイヤーの招聘による県内での商談会の開催、新規物産展の開催等、県内企業を対象とした食品表示の適正化に係る研修会の開催等、またラジオ・新聞等のマスメディアを活用した県産品のPR、アンテナショップの機能維持管理などに取り組むこととしております。

続きまして、ページをお開きいただいて47ページをごらんください。

改善事業「オールみやざき発信事業」でございます。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、この事業は、戦略的かつ統一的なブランド化戦略に基づき、官民が一体となって情報発信を行い、本県のイメージアップを図ることを目的としております。

2の事業の概要でございますが、(1)の予算額6,449万2,000円をお願いしております。

続いて、3の事業内容でございます。まず、(1)のブランド化戦略企画推進経費でございますが、本県として何を訴えるのかを明確化したコア・コンセプトに基づいて、いかに消費者等に伝えるのか、ブランド化の戦略を企画いたしましたして、県シンボルキャラクターでございます、みやざき犬も活用しながら、効果的なプロモーションを展開することとしております。

続きまして、②の営業ツール制作経費でございますが、こちらは、本県の情報発信力をさらに強化するため、情報誌やポスターなど営業活動に必要なツールを作成いたします。

平成26年度当初予算案についての説明は以上でございます。

オールみやざき営業課からは以上でございます。

○黒木委員長 説明が終わりました。

議案についての質疑はありませんか。

○中野委員 二、三確認をさせていただきたいと思っております。

あちこち飛ぶかもしれませんが、この資料で33ページ、いわゆる東九州自動車道が整備されたということで、企業立地の支援拡充をしたいというお話であります。これ、いわゆる東九州自動車道ができたということで、工業団地を整備する、あるいは支援するということが、

これは東九州車道でなくても、例えば従来ある沿線上のえびの市とか、そういうところも該当するんですか。

○津曲企業立地課長 そのとおりでございます。

○中野委員 それから、全く高速道路が通っていない南那珂あたりも該当するんですか。

○津曲企業立地課長 通っていないと言われてますと、串間出身でございますから非常に恥ずかしいんですが該当します。以上です。

○中野委員 ひとつそのようにしてください。お願いします。

それから、37ページ、似たような話をしますが、大分県と組んで観光誘致運動をするという話ですが、該当するエリアが下に地図で示してありますが、大分県はほぼエリアの中にはまっておりますが、宮崎県ははまってないところがありますよね、これも宮崎県全体に該当すると言えるんですか。

○孫田観光推進課長 もちろん、県内全域が対象となっております。

○中野委員 そのようにお願いいたします。

それから、43ページ、いわくつきのレクリエーションであります。おかげさまでやっとなび的な改修工事をしていただけます。ありがたい話であります。皆さんの御努力で、ことしはいわゆる今期史上最高の3万7,600人やったかな、すばらしい数字が出ました。感謝を申し上げたいと思っております。つまり抜本的と書いてあるから、これで絶対間違いはないんですがね。

ことしは、意外とえびの地方は余り寒くなかったんです。いわゆる平たく言えば寒がしなかった。終わってからここ二、三日が寒いぐらいで、オーバーも要らないような日が続きましたが、それであるフェンスも云々ということがなくて安堵しましたが、いわゆるこの抜本的な改修を

してでも、壊れた場合はやはり続けて改修はしていただけるんですか。

○孫田観光推進課長 ささまざまな専門家の方々等の御意見等もいただきながら、改修内容については検討いたしましたので、まず壊れることはないというふうに考えております。

万が一、天変地異でというようなことがありましたら、また別でございますが、一般的にはこれで大丈夫であろうというふうに考えております。

○中野委員 過去も専門家とか、あるいはプロとか、そういう言葉を使いながらやってきたんですよ。

ですから、そこをそれでもやりますというところの担保がいただけないと、これも一つの議案だから、その辺はどうですか。

○孫田観光推進課長 このスケートリンク、えびの高原のスポーツレクリエーション施設につきましては、えびの高原のこの県営国民宿舎を運営していく上でも非常に重要な施設でありますし、えびの高原全体の集客にとっても貴重な施設であると考えておりますので、これについては、運営についてきちっと継続していきたいというふうに思っております。

○中野委員 何か素直にこう、何が何でもやるぞと何で言えないの。またそういう言葉使いをするから心配ですが、応援してるんですが。

○孫田観光推進課長 非常にこの重要性はもう当然認識しておりますので、ちゃんとやってまいります。

○中野委員 わかりました。

ところで、この23年度に予算書、指摘しましたよね、その前に抜本的にやり直して、そして2回、結果的に改修をしてきて、かなりのお金が捨て銭になったんです。そして、今度は抜本

的な改修ということですが、それでもしてもらったからありがたい話です。そういうことでやっていただきたいと思います。

それで、その23年度の改修のときに、犠牲になったのが暖房機だったですね。あの暖房機も改修するというのを、ほかに内々でお金を回してフェンスの工事をされたと思うんですが、あの暖房機はその後どうなったんですか。このときにこういう予算の中に入っていたんですか、別途何か修繕をされたんでしょうか。

○孫田観光推進課長 そのときに急遽財源として使わせていただいた暖房機につきましては、今年度の予算の中で改修済みでございます。

○中野委員 わかりました。

それから、44ページ、えびの高原荘を中心にまたいろいろやっていただけますが、一つわからないのは、この2の(3)のエ、旧源泉ポンプ入れかえ工事、なかなか温度の高いのは出てこなかったけれども、既にもう入れかえておったんじゃないですか。何かふぐあいがあったんですか。

○孫田観光推進課長 この源泉ポンプにつきましては、おおむね3年ごとに交換をしていくということになっておりまして、従来も平成15年、平成18年といった形で交換をしております。

○中野委員 おおむね3年にならんじゃないですか、15、18やったら。

○孫田観光推進課長 失礼しました。

18年の次に、平成22年にも交換をしております。今度はその後の交換ということになります。

○中野委員 わかりました。

それから、あちこち飛んで申しわけありませんが、いわゆる記紀1300年事業、スポーツランド云々、東京オリンピック云々で、あっちのほうにも重きがなされたような予算が計上されて

おります。大変いいことだと私は思います。

ただ、この記紀1300年が、それこそまだ3年目ですよ。実質でまだ3年目です。足かけでいけば10年目がスタートするんだと思いますが、しかしあと6年残っておりますよね。

それで、記紀1300年にも、やはりこれは本当の宮崎県らしい観光だなどと思いながらずっとこう見てきましたが、去年ごろから早くもと言いたいんですが、何かこう薄らいだような気がします。予算の中で前年度と比較して金額は初年度、2年度、今度の3年度で、予算は総額でどんなふうに移っておりますか。

**○大西記紀編さん記念事業推進室長** 予算につきましては、平成24年度が初年度になりますけれども、24年度がおおむね5,000万円でございます。25年度、昨年度が2,600万円程度、今度26年度が3,000万円程度というような状況になっております。

**○中野委員** 今のは、商工観光労働部だけの予算がそういうことだということですか。

**○大西記紀編さん記念事業推進室長** 平成24年度につきましては、総合政策課の時代でございますので総合政策課の予算と、25年度につきましては総合政策課で要求したものが、組織改編によりまして観光推進課の予算に編入されたものということになります。

**○中野委員** じゃあ、これにかかわる予算はもう本年度は3,000万円ぽっきりということで、他の部署には全くないわけですね。

**○大西記紀編さん記念事業推進室長** 記紀編纂1300年の、例えば関連事業といたしまして、文化財課の予算になりますけれども、西都原古墳群の整備調査関係ですとか、そういったものが別途関連経費としては捉まえているということになります。

**○中野委員** この記紀1300年、いわゆる神話のふるさと、古事記も日本書紀も日向神話を中心に書いてあるということで、これは宮崎県オリジナルの観光ができるなということで、議会のほうも11月定例議会は、おとしは初日に、そして昨年度は最終日でしたか、我々もあそこに、部長もでしたが、せっかく古代衣装に着がえてするぐらいやってたわけですので、できたら、今3年3年にした場合、まだ前期ですからもっと力入れてほしいなと、たまには初年度、こういうものは初年度が5,000万円なら、大体倍々ゲームで予算はそれぐらいするものだというのが通常でしょうが、そうするとことしは1億5,000万円あるべきところが、8割に下がっているわけですよ、8割もないな、3,000万円っていったら6割だ。

だから、本当に本腰になっているのかなという感じがしてなりません。これは大きな売りという感じでの観光開発、観光事業じゃなかったかなというふうに思いますが、総括して局長からコメントいただければと思います。

**○安田観光物産・東アジア戦略局長** 委員御指摘のとおり、この記紀はやっぱり本県の持っている宝を観光面、いろんな面で生かしていこうということで、我々としては本当に力を入れなくちゃいけない事業だと思っています。

実は「神話のふるさとみやぎ」というのは、以前から観光の中では取り組んできたんですが、なかなかそれが形としてできないということで、今回の9年間にわたる取り組みでは、ぜひ、今県民の総語り部化とかそういったことで、県民全体で盛り上げていこうということで、今3年目になるわけですが、事業の予算については今室長がお話ししたとおりですが、おかげさまでそれぞれの地域で、かなり県民の

方たちの盛り上がりといいますか、例えば県民大学で言いますと、連続して市民講座をやっておりますけれども、そこには本当に募集人員をあふれるぐらいの方に御参加いただいたとか、例えば県内のいろんな神話にまつわる神社、例えば青島神社はもちろんなんですが、例えば高原のいろいろな神社とか、おかげさまで、宮司さんたちに伺うと本当に着実に来訪者がふえてきてくれると、それもしっかり神話に関心を持ってきているお客様が来ていただけるとか、例えば、私、月に一、二回は一ツ葉の江田神社に行くんですけれども、本当に以前だったら考えられないぐらいのお客様が来ていただいているとか、自画自賛じゃないんですが、徐々にその成果は出てきていると思っています。

ですから、確かにいろんなところで、特にマスコミ等で伊勢神宮と比べられて、人数で言われると本当につらい思いはするんですけれども、私どもとすれば民間団体あるいは市町村としっかり取り組んで、この9年間が過ぎれば宮崎の観光の一つの大きな柱がきちっとでき上がったなというような、そういった取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたしますと存じます。

○中野委員 局長の言われることはよくわかりましたが、まだ熱意に燃えていらっしゃると思います。

ただ、この記紀1300年、島根県とか三重県とか、やっぱり同じようなゆかりのある県は、あの古事記が編さんされて1300年を目指して、その前から一生懸命取り組んで、その年にわあっと盛り上げて今日も来てるんですよ。

ここはおくればせながらスタートしたので、向こうを張って日本書紀の1300年までのこの9年間をということをやったんだから、まだその

前期ですよ、だからそのことを忘れないように、局長も部長もぜひ取り組んでいただきたいと要望をしておきます。終わります。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西村委員 2点ほど。

1点、39ページ、東アジア等観光誘客推進事業のW i - F iを設置するホテル・旅館等に対しての「等」は何を、どういうところを指しているのかを教えてください。

○孫田観光推進課長 観光客の宿泊施設というのは、ホテル・旅館と言われる以外にも民宿とか、さまざまなものがございまして、そういったものをひっくるめて「等」という形にしております。

○西村委員 ということは、もう宿泊施設という考えでよろしいということでしょうか。

私も以前質問でもしたことがあるんですが、駅、空港なんかで外国人の方が使えるようなW i - F i環境ということを以前から要望しておりまして、空港のほうも大分改善はしてきて、一部の民間業者が入っているような感じですけども、やっぱり駅とかJ Rとかに対しては、一緒になってということではできないのでしょうか。

○孫田観光推進課長 このW i - F iというのが、海外のお客様に対しての利便性という点では、非常に重要なインフラだということは非常に強く感じておりまして、ぜひ、どこに行っても、どこでもW i - F iが使えるという状態にしたいというふうには思っておりますが、今の段階でまず一番需要の強い、長時間滞在する、そしていろいろ見ていただいて帰ってきてまたいろいろやるといったホテル・旅館等にまず第一陣でやりたいと、今後さまざまな交通拠点等に広げていきたいとは思っています。

○西村委員 その宿泊場のことはいいんですよ、じゃないところの話をしてください。

○孫田観光推進課長 必要性は大変感じておりますので、関係機関といろいろ御相談して、ぜひさらに広がるようにというふうに取り組んでまいります。

○西村委員 宿泊場を私がいいと言ったのは、本来ならばホテル側もしくはその宿泊機関側が、自分ところのサービスとして、自己投資で、集客のために整備するのが普通だと思いますし、もちろんそれをうたって集客をしている、既に整備をされている旅館・ホテルというのはあると思います。

そういうところが、逆に自分たちは自費でやったのに、何でほかのところは県費が入ってやるんだという、そういうお互いの全産業界の中で言ったら、バランスはどうなのかなと思いますし、いかんせん何か本県の観光、私も観光議員連盟で話すと「行政が何でもやってくれる」、「かんでもやってくれ」というようなことを非常に強く私は感じるんです。

それよりも、やっぱりその宿泊所の方にも、ある程度自分たちの努力でできる部分というものはやっていただかないと、この事業もちょっと、そりゃ、お金があるにこしたことはないし、こういう事業があるにはいいことなんですけど、何でもかんでもと言われると、今度は、いつかは、もしかしたら、そういう公のお金が出てくるまでは自己投資はやめようみたいなことで、一段階スピードが遅いサービス設備みたいになっていってしまうんじゃないかなという気がします。

これは私の個人的な考えですので、ぜひやっぱり旅館・ホテルの前には、やっぱり駅なり空港なりに最初に到着するわけですから、やっぱ

りそういうところの公共というところ、外国人観光客だけではなく県民も、例えば日本国内の観光者も利用できるようなものを、まず第一次に整備するべきではないかなと私は思います。

続けます。もう答えはないでしょうから。

次に34ページ、M I C Eの件ですけれども、このM I C E全体のことは、本当こういうことが観光立国として行われているというのは重々承知しておりますし、本県も観光コンベンションという機関をつくって、今までそれに取り組んできたのはわかるんですけども、今回その観光コンベンション協会が人を増員して、事務所をK I T E Nビルに移していく、いわゆる県庁から離れていくわけなんですけど、そもそも本県の観光事業を見ますと、商工観光労働部の中でやっている観光政策と実施主体がコンベンションだったりということがありまして、県の事業をどちらが責任を持ってやっているかということが、今までも非常に我々から見たら曖昧な部分もありました。

そういうところで、観光というのは幾らお金かけて、宣伝かけて、だからといって観光客がどっと押し寄せてくるものではないと思いますし、そのときのブームもありますし、受け皿の準備というものもあるでしょうけど、またこれで離れることによって、その責任の所在がもっと不明確になるのではないかなという懸念を私はしております。

そのあたりでは、商工観光労働部とこれからの観光コンベンション協会との関係のあり方、もしくは市の観光協会、各県内市町村との観光協会とのあり方が今後どうなっていくのか、もちろん連携強化という、一言で言えばそうなんですけど、それをこれからの県の考えを聞かせていただきたいと思います。

○孫田観光推進課長 委員の御指摘のとおり、県の行政と、いわゆる観光コンベンション協会とがある意味密接に連携していったために、また御指摘されるような曖昧な部分があるという側面があったことは事実であろうかと思えます。

今回こういった形でK I T E Nビルのほうに移転をいたしますのは、観光コンベンション協会としても、ある意味でみずからの足で立っていくといいますか、きちんと行政との役割分担をしていくという、一つのきっかけになるのではないかというふうに思っております。

K I T E Nビルには、ほかに市の観光協会なり、さまざまな経済団体等が入っておりますので、その中で県の行政とは一步、ある意味距離を置いた民間同士のさまざまな連携というのが図られてくるのではないかというふうに考えております。

○西村委員 だから、そこで私が思うのは、宮崎市中心とした観光強化ということには、非常にそういう密接な関係というのはいいと思うんですが、宮崎市とかその周辺、郡部以外の県北であったり県西であったり、県南といったところとの関係が、逆に全部県の中央部に吸い取られてしまうんじゃないかと、逆にここで完結されてしまうんじゃないかという、今でも大きなイベントというのは宮崎中心で行われて、それでやられてもうそれで終わってしまうものが、非常に多く感じてしまうものですから、逆に今度市の観光協会と密接になる、それはもうすばらしいことなんですけれども、じゃあ、ほかの地区との連携はどうかということ、余計にここで見えにくくなるんじゃないかなと懸念します。そこはどうでしょうか。

○安田観光物産・東アジア戦略局長 K I T E N移転については、今観光課長がお話をされた

とおりでありますが、やはり私どもは、当然観光コンベンション協会というのは、私どもが補助金を出し、委託料も出して、やっぱり県の観光施策を実際に実施していただく実施主体だと思っております。

その実施に当たっては、やっぱり何よりも大事なことは、やっぱり民間の団体としていろいろな民間の団体との連携だったり、市町村の観光協会との連携だと思っております。

ですから、どちらかという、私どもはそれぞれ行政、民間という立場でそれぞれ牽制しながら、しっかりやれよというようなことも言うし、私どもは行政として、しっかり企画を立てていくことも必要なと思っております。

今委員の御指摘の中で言えば、一つ、やはり東九州自動車道の開通もありまして、やっぱりしっかり市町村と連携をしてほしいんだということもあって、昨年11月からだったと思うんですけれども、今県の観光コンベンション協会は各地域に行って、それぞれの団体との意見交換をやっていただいております。

11月に、まずは県北の延岡、日向、高千穂、あの周辺の皆さんとの意見交換、さらには年末には北諸、西諸で、えびのあるいは高原、都城あたりでやりました。それから南那珂、それから先週は、児湯地域に入りまして、やっぱりそういう意見交換をしていただいております。

やはり、当然私どもと県の観光コンベンション協会がしっかり連携するのは当たり前の話で、よりその市町村あるいは民間の皆さんとの一緒になって仕事をしてきたこと、これがやっぱり一番重要なことかなという思いでありまして、今回のその移転もM I C E誘致を含めて、そういった観光コンベンション協会のアップといいますか、強化といいますか、そういったことを

狙いと考えておるところです。

○西村委員 わかりました、ありがとうございます。

○黒木委員長 よろしいですか。

○西村委員 はい、一旦お返しします。

○外山委員 教育旅行誘致、一生懸命頑張ってもらっておるんですが、問題は受け入れ体制が果たしてきちとなっておるかどうか、そのところをまずお聞きをしたい。受け入れ体制、宿泊。

○安田観光物産・東アジア戦略局長 委員の御指摘は、いわゆる教育旅行で、例えば誘致はしておりますけれども、実際に本当に受け入れる、そのホテル・旅館で受け入れられるかということも含めてだと考えますけれども、旅館組合の皆さんとの意見交換をやると、やっぱり県内のいろんなホテル・旅館の皆さんというのは、「教育旅行が来てくれたらうちは受け入れるよ」とはおっしゃるんですけれども、残念ながら、それは私どもの責任でもあるんですが、ここ10年ぐらい非常に受け入れの実数そのものが少なくなっているものですから、現実に教育旅行を受け入れている今ノウハウがあったりとか、そういったところはやっぱり非常にやせ細ってきているというか、そのあたりは私どもも旅館組合も同じ問題意識を持っておりまして、やっぱり受け入れ体制としては決して十分じゃないというふうには理解をしております。

○外山委員 やっぱり県が一生懸命こうやって誘致を、教育委員会を含めて頑張るためには、向こうから希望があったときに、このエリアだったら何名泊まれるホテル・旅館がありますよと、これ以上はだめだとか、地域ごとにやっぱりそういう受け入れ体制をきちと調査して、そしてそのリストを持って営業に行かないと、さあ、

行きますよと来られて、100人超えたらここは泊まる場所ないよということじゃ、せっかくの事業が生きてこないんで、そこら辺のリストアップからまず入るべきじゃないかと思うんですが。

○孫田観光推進課長 県内のホテル・旅館に対しては、教育旅行を受け入れることに関しての意向調査を既に実施しておりまして、それぞれのホテルで何部屋、教育旅行用にどの程度の人数が受け入れられるといった形での調査は既に行っております。

ただ、あくまでも各ホテルからの回答に基づいておるものですので、実際の現地を調査したわけではありませんので、そのところがまだ詰め切っていないという部分はございますが、一応そういったデータそのものは把握をしているところでございます。

○外山委員 ビジネスホテル、結構今ありますよね。これ対象になるんですか、ならないの。

○孫田観光推進課長 相手方の希望によって、ビジネスホテルに宿泊する可能性もあることはありますが、基本的にはビジネスホテルの場合は、お食事がまとまってとれない設備のところが多いものですから、一応ビジネスホテル以外の、いわゆるそういったみんなで食事ができるというような設備のあるところが主に対象になっております。

○外山委員 大体わかりましたので、エリアごとに調査をして、その結果、また教えてください。以上。

○押川委員 先ほどもちょっとあったんですが、もう少し詳しく聞きたいと思っておりますけども、33ページ、企業立地関係ですが、工業団地の整備を行う市町村に対してということでありまして、これは規模等とかそういったものは全く関係なく、企業誘致のものがあればそこに支援をする

ということによろしいですか。

○津曲企業立地課長 私どもも、理想は、委員おっしゃるとおりだと考えています。

ただ、県が助成していますのは、今までも、地域の中核になるとか広域的な利用が見込まれるとかいうのがあるものですから、規模要件がどうしても今後ついて回るんじゃないかなと思っています。

今財政当局とも協議をしておりますが、また市町村とも協議をしながら、やはり地域の核となるものを探して、みんなで一緒にやりましょうやというコンセンサスのもとに選定をしていけたらと思っています。

○押川委員 わかりましたけれども、市町村によってはそんなに大きいところがないところも出てくると思うんですが、ただ、だから言われたとおりそこが核となるものであればいいということで理解をすればいいということですね。

○津曲企業立地課長 はい、今後も頑張ります。

○押川委員 よろしく願いいたします。

先ほど西村委員からも出たんですが、MICEの関係の中で、3の再生強化の中でコンベンションの職員をふやすなり、強化ですからふやすんでしょう。それと、事務所をKITEN内に置くということでもありますから、やはりありましたとおりここがやっぱり中心になってきて、県下を全部網羅するということで理解をしてくれませんか。

○孫田観光推進課長 MICE誘致効果については、全県下に広げていきたいというふうにして考えております。

○押川委員 よろしく願いをしておきます。

それから、35ページ、東九州自動車道の開通——観光案内板の設置ですが、県外、県境にも近いところということでありまして、どこあ

りを想定すればよろしいでしょうか。恐らく四、五カ所かなと思いますけれども。

○孫田観光推進課長 東九州道の開通等、県内のさまざまな状況変化等もありまして、観光案内板については、今年度の段階で既設板の更新作業も進めておるところですし、今回の26年度当初予算案の中でも高速道路のパーキングエリア、サービスエリアあるいは道の駅、そういったところを中心に、できるだけ、この予算の範囲内で頑張っつけていきたいと思っております。

○押川委員 具体的にどこあたりか、あればお聞かせ願いたいと思います。

○孫田観光推進課長 新規設置の候補といたしましては、例えば道の駅北浦あるいは道の駅日向、あるいは道の駅えびのといった、県境付近の比較的新しくできた道の駅等がまだ設置されておりませんので、こちらのほうに設置をしていきたいと思っております。

また、それ以外の観光地におきましても、生駒高原あるいは馬ヶ背といったところにもまた設置をしていきたいと、さらに県外の、これ、まだ、相手方のあることですので、こちらのほうでは決定とは、もちろんこれからの話ですけども、霧島あるいは大崎町、佐伯市蒲江といったあたりの道の駅等にも設置をしていきたいというふうに考えております。

○押川委員 わかりました。

ちなみに、この観光案内板、これで大体どのくらいするんですか。こういったものをイメージすればいいわけでしょうか。

○孫田観光推進課長 一応1基100万円程度を想定しております。

○押川委員 わかりました。

それから、37ページ、先ほどもありましたけ

ど、この1,000万円の予算の中で、事業内容で大分県との共同ということでありまして、①でこういったものをされるということではありますが、大分県側からはどのぐらいの予算措置というものはあるのでしょうか。

**○孫田観光推進課長** 事前の協議で、おおむね同額程度予算要求をするということになっております。

**○押川委員** わかりました。

2番のこれは、もう本県に誘致ということで、ドライブマップを大分県側に中心に配布するということではありますが、どのくらいつくられて、どのくらいを配布される予定なんのでしょうか、予算を。

**○孫田観光推進課長** 申しわけありません、ちょっとその積算の部分をちょっと手元に持っておりませんので、後ほどお答えいたします。恐れ入ります。

**○押川委員** ありがとうございます。後ほど、またよろしく願いいたします。

やはりここで心配するのは、中四国あるいは北部九州、大分までは来るけど、なかなか宮崎までということになったときには、我々も心配をしておりますから、しっかりやはり、この両県で本県まで来るということを、しっかりやっぱり担保してもらわないと、通過型でまた鹿児島に行かれたりとか、これじゃ困りますので、大分、宮崎の中で、それはもうしっかりやっていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

それから、271ページ、宮崎を知ろう！100万泊県民観光活性化事業、これもなかなか目標であって、実績としては見ないような前からの説明ですけれども、なぜこの100万泊というのを知事が基本には上げられて目標にされないのか、

そしてこの事業に、なぜ毎年、金を入れてやるのかなというのが、ちょっと我々理解に苦しみます。やはり100万泊を達成をするということが基本になってこなければ、この事業というのが意味がなかなかないのかなと、我々は理解するんですが、これが100万泊はあくまでも目標であって、求めるものじゃないというような、前からそういう説明を聞いてるんですが、今回はどういうことでこの800万円も事業費を入れて、この100万泊運動をされるのかというのを、ちょっとお聞きをしておきたいと思っております。

**○孫田観光推進課長** 100万泊の数字の考え方については、従来と同様の考え方でございますが、ただ実際の県内の宿泊数については、限りなくこの目標達成に向けて近づいているというふうに考えております。

**○押川委員** 目標に向かって近づいておることなんだろうけど、あくまでもこの26年度にこの事業を上げるわけだから、100万泊という活字が出るわけですから、活字が出るということは、大体目標があって近いだろうというふうに我々は理解するんですよ。

だから、いつか、これはやっぱり100万泊というのは、どういう形で達成するのかということ、しっかり観光の中でやはり皆さん方が精査をして、知事なり、そういったことでやっていかないと、いつまでたっても、近づくことはあるかもしれませんが、26年度にどういう計画でどれだけ集めて、例えば3年後に100万泊にするのかというものができて、初めて事業かなという気がするんです。そういう意味で質問をさせていただきました。

**○安田観光物産・東アジア戦略局長** まず、事業の説明については、やはり私どもとしては、いわゆる県民を含めて、やっぱり県内の新しい

魅力ある観光地に、お客様に県民の方々を含めて知っていただきたいということで、こういう新しい観光地あるいは観光ルートをつくるための事業を従来からお願いをいたしております。

一方で、100万泊というその数字の目標は別として、やはり観光を振興していくためには、やはりまずは県民の皆さんみずからに、やっぱり宮崎の魅力を知っていただきたいし、そのためのいろんな取り組みを県庁全体で、商工観光労働部だけじゃなくて、総合政策部含めて全体でやっていこうということで、例えば中山間地域での、いろんな取り組みでありますとか、いろんな形をやっています。

それに加えて、例えば平成25年度で言いますと、今度は旅館組合がみずから、いわゆる県内に泊まれた県民の方に対して、いろんな特典を出していこうみたいな、そういう取り組みにも参加していただきました。

こういう業界みずからの取り組みというのも、大変ありがたいと思っていますし、そういったことを含めて、トータルで着実に県民の宿泊をふやしていきたいということで思っております。

さっき言ったように、数字は目標じゃないということですが、ただ統計で言うと、本当、さっき課長が言いましたように、限りなく数字にも近づいてきているということで、到達しているというよりも、着実にふえていることについては、こういったそれぞれの部門あるいは民間の皆さんの取り組みの成果かなというふうには感じております。

○押川委員 それはわかるんですけども、やはり県民も県外のお客さんも宿泊することによって、本県の観光の付加価値がついてくるわけですからいいんですが、これが10年、25年でも100

万、そういうやっぱり理解の仕方じゃなくて、いわゆるこれ二、三年前に出たわけですから、どこで100万にするのかということをしかり目標としてやっていかないと。いつまでたっても5年先、10年先でも100万泊かということになってくる、そのカウントも何ともわかりませんから、しかりここあたりをやっていただいて、県内外にやはり、高速道路できて、観光客を誘致するんであれば、しかりここあたりを何か目標を持っておかないと、いつまでも漠然とした100万泊ではどうかなという気がしましたから質問をしたということです。お願いをしておきたいと思います。

○黒木委員長 よろしいですか。

○押川委員 はい、いいです。

○井上委員 それじゃ、質問させていただきたいと思います。

観光推進課に、東九州自動車道を活用した観光誘客促進事業、これのことについてお尋ねしたいんですが、皆さんからも出ていますので、大分県との共同というのはこれは一つのポイントだと思うので、これはぜひやっていただきたいと思いますが、と同時にネクスコ西日本と連携して、高速道路の定額利用及び乗りおり自由にできるCU型割引企画を実施するという、これはすごく大きいと思うんです。ここがなかなかいけてる、この事業の中では最高にいけてるところじゃないかなと思うんですが、これが現実化というか、それに向かつての今の現状というのはどういうふうになっている、ネクスコとの話し合いも含めて。

○孫田観光推進課長 このネクスコの周遊型割引というのは、九州ではまだ実施されたことがない新しい取り組みでございまして、これについて昨年からずっとネクスコのほうと協議をし

てまいりまして、現実には、下準備と申しますか、おおむね実施できるという内諾のところまでいただいているところでございます。

ぜひこの実施、事前にこれ利用するためには、申し込み期間等の周知期間あるいは利用のための申し込み期間等が必要ですので、そういった期間を設けた上で、できるだけ早い時期に実施をしたいと考えております。

**○井上委員** これについては結局、一番ポイントは、乗りおりが自由であるということなんですよね。それがなければ、もう余り大して効果がないものなんですけど、乗りおりが自由なら、ここでおりてもらって、ここでおりてもらってということは、皆さんに旅行プランとしても提示ができるという意味で言えば、物すごくこれが魅力なんですよ。

だから、ここをどうやって生かすかということが大事なので、それで北部九州とのつながりがどうなっていくのかというのが非常に楽しみなところで、現実には、先ほどもちょっと言いましたが、いろんな意味でここを活用しない手はないわけで、だからこのネクスコとの乗りおり自由の周遊券の割引、これをぜひ、ある程度の期間が、それは簡単に、しばらくだけだとちょっと効果が非常に厳しいものになるので、この期間をある程度、お祝いで3月の16日からしばらくは安くなっていたりとか、無料になったりとかということはあったとしても、そうじゃなくて、ある一定期間、ある程度落ちつけるような期間ぐらいまでそういうのが使えて、逆に言えばそれが非常に売りになるということであつたら、ネクスコの商品でもいいし、国からの商品でもいいから、こっちから逆発信して、これを市場に、ある意味一つの制度化できるぐらいに、旅行商品のパッケージの中にそれが入るぐらい

のものに仕上げていただきたいと思います。

だから、それぐらいの根性でこれやってもらいたんですけど、それ、いかがでしょう。

**○孫田観光推進課長** この周遊型割引制度は、一応スキームとして、ワンクール3カ月程度ということになっているようでございます。

これをネクスコに実施していただくためには、当然周遊型割引をする分の減収分、この分がネクスコにとってそのままマイナスにならないように、それだけ利用客がふえるというような企画を地元で出せということになっております。

ですから、その期間に集中的に、さまざまな県内のいろいろな取り組みを集中させることで、ネクスコのほうにこの企画を認めていただきたいということで、ただいま取り組んでいるところでございまして、今後この最初の試みの成果によりまして、また次の打ち出し等を行っていくということも、今後やっていかなければならないというふうに思っております。

**○井上委員** ぜひここは、例えば3カ月が長いというのか短いというのか、これはちょっと難しいところかもしれませんが、私はできるだけこの期間が長くなったり、実験効果というか、その実証効果がというのよく出るように仕上げていただきたいと思いますというふうに思っています。これがあると将来いろんなことが計画できたり、スルーされるようなことがないようにできる可能性というのが非常に高いわけです。

道路って不思議なもので、乗るとしゅつと行ってしまいたいわけですよ、目的地まで、それをやめてもらうわけだから、そのところをしっかりと、このところは本当に力入れて堅実にやっていただきたい。

ネクスコだけじゃないんですよ、国のほうも道路の有効な活用、それが産業に非常にとい

うか、いわゆる産業的効果、観光産業に非常に効果があるということになると、また別視点で見ただけの可能性というものがあるので、観光庁も含めてですけど、そういうことも力をいただきながら、だからこの地域だけだとさせてくれなかったりするわけですけど、よその県のところで、どっか北海道あたりでそういうことをやれば、またそれも一緒になって力になるという可能性が出てくるわけです。

ここだけだと、なかなか特化しているような感じになるので、だめだというところが出てくるかもしれないので、このあたりはうまく情報収集しながら徹底的にやっていただきたい、それをもうぜひ強く要望しておきたいと思いますがいかがですか。

**○茂商工観光労働部長** これ、東九州自動車道が整備されていくと、私は九州一周をやろうという方が非常にふえてくるんじゃないかなというふうに思っています。そういう意味で、先ほどからお話がありましたけど、この乗りおり自由というのがこの事業のまさに目玉であり、肝だというふうに思っています。

要するに、インターチェンジのある市町村は、自分のところでおりにいただける可能性が出てきているわけですから、ぜひ、地元どんな資源があるのか、みんな知らなかったような観光資源があるのか、そういうことをやっぱり発見したり、磨き上げたり、そういうことをやっていただくのに非常にそれもいい機会だと思っています。

そして、そのことによってリピーターをふやす、地元ファンをふやして、そしてそういう方に将来的にわたって何回も何回も来ていただいて、宮崎ファンになっていただきたい、これが非常に今大事な時期だと思っていますので、そ

のあたりは全力で取り組みたいと思います。

**○井上委員** なかなか力強いお言葉をいただき、感謝申し上げます。

だから、先ほど押川委員が言われたドライブマップというのも、そういう意味で言う使い方ができるようなマップじゃないと、単に、ここ行ったらここですみたいなマップじゃ、なかなか、もう、インターネットには絶対負けるぞみたいな感じになっちゃうわけです。

だから、そういう意味で言うマップの考え方というのも、しっかりとしたルート設定を含めて、どこでおりにときにどこが楽しいかとかということも含めて、ぜひ頑張ってもらっていただきたいというふうに思っています。

委員長、次、よろしいでしょうか。

**○黒木委員長** はい。

**○井上委員** 先ほどWi-Fiのことが出ましたので、西村委員の指摘はちょっとやっぱり大きいと思うんです。やっぱりあの指摘を含めて、本当にどう人を連れてくるかということを含めて、ぜひお願いをしておきたいと思います。

それで、次の大型クルーズ船の誘致の整備事業のことなんです。これは、環境の整備事業費が観光推進課についているということですね。

**○孫田観光推進課長** 今回は、いわゆる工事請負費ということで、船をつなぐための柱あるいは船が埠頭にくっつくときに衝撃を和らげるための防舷材といったものの工事費が、今回お願い申し上げているところでございます。

**○井上委員** これもう何もないような油津みたいな南のほうのところの、大きな一つのポイントになると思うんです。これ観光推進課なので、観光を推進していこうとするときに、この大型クルーズ船誘致環境整備、これをするだけの、何かつなぐだけのとかっていう事業だと、観光

推進課のものではないというふうに私は思うんです。どっかよそのところでもやったらいいと思うんです。

でも、これを本当に観光推進に活用するなら、どうするのかということが非常に大事だと思うんです。だから、先ほど西村委員からも出たW i - F i の設置というのは、これは物すごく大事なことなんです。私も議会で質問させていただいて、その後の新規予算だったので大変うれしく思ってるんですが、だから大型クルーズ船誘致ができて、ここに、ある程度は来ているわけだから、もっとやっぱりそれを充実させて、そしてそこに来た人たちをどうおろして、どんなふうにぐりぐり回してということができないかというのは、ちょっと私も、どのようにお考えなのか、ただ予算が大きく、そして油津の全景写真とかいろいろいただいて、私もこれ楽しみにはしてるんですが、これはどんなふうにご利用できるというふうに考えておられるのか、そこを聞かせてください。

**○孫田観光推進課長** 現在、油津港には7万トン級の船が接舷できる設備がございます。

しかしながら、東アジアからのさまざまなクルーズ船、日本に向けて来るクルーズ船は、どんどん大型化が進んでおりまして、我々が旅行会社あるいはクルーズ船の東南アジアの方々にお会いいたしますと、「もっと大きくしてくれないと困る」と、「大きくしてくれたら行くよ」というお声を何度もいただきました。

そこで、港湾課のほうと協議をいたしまして、ぜひ、大型船が入る、これから主流といった形になってくる13万トン級が入れるような港を整備したいということで、港湾課と協議いたしましたら、今回このような計画を港湾課のほうから御提示いただいて、当課のほうで予算化をお

願っているところでございます。

もちろん、先ほど、このクルーズ船が入るには、この港の設備だけではできませんので、特に外国から入ってくる場合には入国手続あるいは防疫、病気の関係ですね、防疫の設備、その他、先ほどから出ておりますW i - F i といった便益設備、こういったものも非常に重要なことになってまいりますので、そういったものをどういった形で対応できるのか、あるいは対応しなければならないので、どうやるのかということは、関係の国の機関あるいは地元の日南市等といろいろ協議をしながら、現在取り組んでいるところでございます。

**○井上委員** 本当に、油津港というのは、それに恵まれた港なんですよ。港湾課に聞かせていただきましたが、本当に手を加えなくても大型船回るぐらいの、油津港には特別なそういう地形というか、それに恵まれていて大変いいと言われています。

だから、この大型クルーズ船が入ってきて、ぼーっとそこで入らせているだけというのはちょっともうまずいと思うの、だからそれはどうするのかということが聞きたい、これから先よね、だから例えば整備したりそんなことはそういう方面の方たちにやっていただくとして、その来た人たちはどうするのかと、外国船だからですよ。

だから、その辺の、そこはどう、先を、この先はどう考えておられるのか、そこが聞きたいところです。

**○孫田観光推進課長** これまでも、油津港に入港したクルーズ船の乗客の方々につきましては、バスを数十台仕立てまして、各方面に観光等に行っていたいております。

今回13万トン級というクラスになりますと、

その倍近くのお客さんが一遍におりてまいりますので、これをどのような形で、港にとまっている間に県内各地に観光していただくか、あるいはお買い物をしていただくかといったソフトの部分が非常に重要になってまいりますので、これについても現在日南市とあるいはそういったクルーズ船のそれぞれの会社等の要望を聞きながら、具体的にどんなコースがお客様に受けるのかといったことについて、今取り組んでいるところでございます。

**○井上委員** 平成24年度で9回来てるっていうんですよね。だから、これって安定的にそうやってずうっと来るようになってきた場合に、ぼーっとしてたら鹿児島にしゅっと行くとか、そういうふうになっちゃうと思うんです。だから、そういうことをやめてほしいわけです。

それは記紀1300年も含めてそうなんだけど、いろんな意味でルートを幾つかつくっていただいて、そういうこととか、先ほど言っていたお買い物のこととか、それをちゃんと、隣の市町村も含めてだけど、そういう、ただ、来ますよというだけの話だとだめなので、本当に観光を産業としてきちんと位置づけるなら、そこまできちんと話されていないと、私たちからすると、お金がこれだけ上がってますよというだけではおもしろくないんです。

これから先をどういうふうな展開を予想しているのか、そしてそれをどうしようとしているのかということが、予算書で見ると一番おもしろいのはそこなので、そこはどうなっているのかということが聞きたいんです。

まだこれから市町村やらと一生懸命議論していただいて、もっとやっぱりきちんとしたものに仕上げさせていただくように要望しておきたいというふうに思います。

これ放つとくと本当はよくないと思う。私は別に志布志港と戦うつもりはないけれども、やっぱり負けたくないというのは物すごくあるので、やっぱり油津港がこんなふうにやっていただけるものなら、油津港、まあ、細島が私はやっぱり一つはポイントだと思っただけでも、宮崎港もどうするのかとか、いろいろ港については悩ましいところがあるけれども、この油津港のこれというのは一つポイントだと思うんです、南のほうの変化のポイントだと思うので、これをどう仕上げていくのかということは、大変重要ではないかなというふうに思っております。

**○茂商工観光労働部長** この大型クルーズ船の関係ですけれども、これは先ほど西村委員のほうから出ましたけど、なかなか観光客のカウントというのは、観光統計でば一んと出てきにくいという話もありましたけど、この大型クルーズ船ですとか先ほどのMICEとか、このあたりは、同時に大量の方においでいただくという意味においては、僕は成果はある程度わかりやすいんじゃないかなと思っています。

先ほどお話がありましたように、ここはハードの事業ですけれども、ソフトがむしろ大事で、どういうふうな受け入れ環境を整えていくか、これは市町村と一体となって進めていかないといけないと思っています。日南市あたりとも、この受け入れ体制をきちんとやっていきたいと思います。今話をしております。

同時に、先ほど出ましたけど、3,000人以上の方が来られれば、バスももう七、八十台ということになりますから、その待機場所の問題、じゃあ、どうやってやっていくのかとか、そういう課題がありますので、そのあたりは全てクリアをしていくような形で努力をして整備してい

て、そして少しでも気持ちよくお金を払っていただくというふうにしたいと思っています。

**○井上委員** 非常に期待してますので、また何か私たちにも、いい、目に見えるものができ上がってくるといいなと思っています。

もう一つは、スポーツランドみやぎき東京五輪おもてなし推進強化事業なんですけど、これの中でいろんなことやっていただいて、今までもやっていただいているので、これは頑張っていたきたいんですが、その中で、もう私一番あれなのはスポーツメディカルの推進のところなんですけど、これってすごくいろんな意味で期待しているところなんですけど、現実には、この宮崎大学医学部との連携というのは、何を称して連携と言っているのか、それからちょっと説明を聞いたところによると、機器の助成をしていくんだというお話とかも聞いたんですが、本当にキャンプ合宿の受け入れ環境の向上を図るという視点でスポーツメディカルというのを考えるとするなら、機器の整備をしているだけではだめだと思うんです。現実にはマンパワーなんですよね。

だから、宮崎大学と医学部とのこのマンパワーの問題とかも含めて、それからそういうきちんとした専任のトレーナーも含めてですけれども、そういうことが可能なかどうか、そういうことまで考えておられて、その一歩が今のところなのか、それはどういう考え方なのか。

**○孫田観光推進課長** 今回のスポーツメディカルにつきましては、宮崎大学医学部の連携の第一歩といたしまして、このキャンプ合宿等に入らせていただいているアスリートの皆さん、宮崎大学医学部にありますさまざまな測定器具、筋力測定、パワー測定、運動負荷試験とか、さまざまな項目で試験をできる機器がございます。こ

れを利用して検査を受けていただいて、その後のパフォーマンス向上のために使っていただくという中身になっております。

これは当然医療ではありませんので、保険がききませんので、その分の使用料等の負担の一部を助成をすることによって利用しやすくするというのが、この中身でございます。

そこで、井上委員御指摘のとおり、マンパワーが大事だということございまして、これについても、大学のほうと県のほうで、予算化をするので何とかマンパワーの雇い入れをしてくれないかというような協議はしたところございますが、これは、向こうのほうが対応ができないということで、残念ながらこの事業は今回実施できないということになりました。

今後またさらに協議しまして、できるだけそういうマンパワーの部分の充実等ができていくように、さらに中身をいいものにしていきたいというふうに思っております。私のただいまのお答え、私の聞いていた範囲ではなかなか難しいというお答えだったんですが、その後みずから大学のほうが、県の予算ではなく、理学療法士、マンパワーのほうを雇い入れるという方向で話がまとまったということでございますので、お伝えしておきます。

**○井上委員** それはありがたいお話ですね。

いや、スポーツランドみやぎというネーミングがついている以上は、本当はスポーツメディカルのあれっていうのは、どっちにしたって、一流選手の方たちは自分のちゃんとしたトレーナーもお持ちなので、そこはもうそことしてあるんですが、例えば合宿の受け入れだったりいろんなことを受け入れてするのなら、やっぱりそういう専門家の視点というのは大変必要なことなんですよね。

だから、宮崎に行って宮崎でちょっと何かがあると、キャンプ行ったときにけがしたらどうにもならないということになると、ちょっとやっぱり私はそこは心配な内容でもあるので、このスポーツメディカルの部分というのは、もっとちょっと慎重に議論していただけるといいなと思っています。

これは、うちは温泉施設もあったり、いろんな意味で下支えになるような基盤みたいなのというのは、ある程度のものはあるので、あとは、そういうことも含めて大学側と色々なことをきちんと話して、スポーツメディカルとうたえるぐらいのところまでもっていけるのかどうかというのを、ちょっと一度議論していただけるといいなと、私はもう前々からここについては、これは仕上げていただけるといいなというふうに実は思っておりましたので、現実には東京五輪を目指してと、オリンピックを目指して、パラリンピックを目指してということになってくると、誘致のありようというのは大変難しいことでもあると思うんです。

ですから、やっぱりその議論を丁寧にしていただけるといいのかなと、これは要望として聞いていただければいいかなというふうに思います。

最後ですが、先ほど中野委員のほうから記紀1300年のお話が出ましたが、今やっていたている記紀1300年の事業の一つ一つは、大変、私は非常にマニアックに参加しているほうの側として考えれば、大変、これは、続けてやっていただくと、宮崎県の県民が意識的に変わっていきける一つの取り組みでもあるというふうに思います。きずなづくりという意味で言えば、総語り部と言われていますが、そこがつながっていきけるようになっていくと、随分変わっていき

るのではないかなと思っています。

それで、今回予算にも上がっています河瀬直美さんのプロモーションビデオ、あれの活用の仕方、そのとき来た人だけしか見れないというのは残念なので、あれをもっと地域の、市町村を含めて、どうかして地域ごとに活用ができないものかどうか、そこはいかがなんでしょうか。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 井上委員  
におかれましては、東京の明治大学、それから都城会場、いろんなところに御参加をいただいております、まことにありがとうございます。

今御質問のございました、河瀬さんのプロモーションビデオの活用ということなんですけども、これは基本はネット配信ということにはなっておりますが、実はいろんなイベント会場、大小さまざまございますけども、そういったところでの活用も現実いたしております。

ここ最近では、先日東京でJ Aがニューオータニで主催しておりますけども、すき焼きの晩餐会、そういったところでも実は放映をさせていただいて、それからこの4月から6月にかけては、全日空の国際線にこの河瀬さんのプロモーションビデオが流していただけると、こういったこともございまして、いろんな活用方策が今後もあるというふうに考えておりますので、予算を認めていただきましたらバージョンもふやして、またさらに活用方策を広げていきたいというふうに考えております。

○井上委員 県民講座、あれはぜひ続けていただきたいと、私はそう思っています。それは県民が参加するには本当におもしろい講座にもなっているので、それはぜひ続けていただきたいと思いますが、それと同時に、もっと、アイデアというか、コーディネートできるような、そういうような、職員との議論もしていただい

て、もうちょっと中身についてのバージョンアップみたいなのを、それぞれの、地域へも含めてですけど、そういうのをやっていただくとこの記紀1300年の事業が、まだ前哨戦なんだからと中野委員のお話もありましたが、9年続けていくのには息切れせずにやっていけるのではないかなと思いますので、期待しているのでぜひ頑張ってください。以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○河野委員 小さな質問します。予算書の271ページ、国内観光宣伝事業費というのが減額になっていますけど、この県の考え方、ちょっと確認していききたいと思います。25年度に比べて。

○孫田観光推進課長 これは、平成25年度において、記紀編さんあるいは神話のふるさとみやぎとかさまざまな事業が、国内と海外が一緒になって25年度はたまたま計上されていたものを、26年度予算を組むに当たって、国内と海外という形で整理をして、ほかのところに振り分けたということでございます。

○河野委員 実は、2番のフィルムコミッションでちょっとお聞きしたかったんですが、これは減額、維持、どちらでしょうか。

○孫田観光推進課長 これにつきましては、平成25年度が436万2,000円、来年度が447万7,000円ということで若干ふえておりますが、これは予算上消費税対応分が変わっているということで、事業費そのものはほぼ同じということになっております。

○河野委員 これ印象、意見なんですけど、ここ二、三年宮崎を舞台とした映画がふえているのかなというか、印象です、これが例えばこの強化事業の効果とかそういうもののかかわりということ、それはいかがでしょう。

○孫田観光推進課長 今年度ですと「あさ・ひ

る・ばん」とか、さまざまそれなりの映画が誘致に成功したわけですけれども、これ、さまざまところで宮崎のロケ地としていい場所といったものの冊子をつくったり、それで関係の方々それぞれ営業に行ったりした一つの成果として、じわじわとあらわれてきているのかなというふうに思っております。

○河野委員 小さい予算ですけど、本当大事な視点じゃないかなというか、やっぱり確かに、ユーチューブなり、もう前回も僕提案しましたけど、大分なんかは留学生が観光地回ってそれを発信しているとか、そういうのがあるんですけど、やっぱり足で稼いでやっぱり戻ってくるという、この事業というのは僕は効果があるんじゃないかなという気がするので、減額になってなかったのであれですけど、また今後ともよろしく願いしておきます。以上です。

○黒木委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○孫田観光推進課長 先ほど押川委員からお尋ねありましたドライブマップにつきましては、まず1万部、当初印刷を予定しております。今後、状況に応じて、また増刷するなり何なりを考えていきたいと思っております。

○中野委員 ちょっと確認のために、38ページですが、この教育旅行誘致・受入強化事業で、事務局体制の向上ということで、窓口を一元化とありますが、これは前からもう農家民泊等で、県、どっか課がまとめて窓口をつくれと、1,000人ぐらい受け入れるまではそれぞれ地域でいいけれども、それを超えてしまえばなかなか大変だという話がありましたが、ああいうことを配慮されてここで何かすると、それも含んでるんですか、全く違う観点での窓口一本化なんですか、一元化。

○孫田観光推進課長 これは各地域の受け入れ体制事務局をここに一本化するということではございませんで、県内の情報をきちんと集めた上で、お問い合わせについては正確な素早いお答えができるようにというような形での整備でございます。

○中野委員 じゃ、その職員が、まあ、何人になるかわかりませんが、一元化した事務局体制ができるということですが、これはM I C Eというところでコンベンション協会をK I T E Nに移転されますよね、これは職員体制強化とここに載ってるんですが、ここで対応するということなんですか。

○孫田観光推進課長 教育旅行につきましては、観光コンベンション協会ではなく、ホテル・旅館組合さんのほうにお願いをしております。

○中野委員 そうですか。また、これもあっちこっち窓口ができて大変なことになりやあせんですか。

それと、農家民泊は、あれなんかも全くこういうことには配分をされていないわけですよ、そうであれば。こっちのおもてなし、何か教育旅行は旅館組合に事務局体制をとということであれば、あそことは競合する形ですね、農家民泊のほうは。

○孫田観光推進課長 ホテル・旅館組合といたしましては、農家民泊と競合するというような形では余り捉えていないというふうに聞いております。

県内に、例えば2泊なり何なりすれば、1泊農家民泊してもう1泊はホテルと、旅館といった体制を組むところも多いというふうに聞いておりますので、逆に農家民泊という魅力で県内に教育旅行が呼んでこれれば、その後の宿泊ができればいいというようなことをホテル・旅館

組合のほうからは聞いております。

○中野委員 そういう見方すれば、結局その農家民泊云々の何か一元したような予定があったことへの対応じゃなかったんだけど、そのことも網羅された取り組みみたいに聞こえましたが、全然別なんですか。

一緒のところ入れて、教育旅行の事務局の窓口体制を一本化でくくるんですか。

○孫田観光推進課長 こちらの窓口では、農家民泊について、先ほど申し上げたように全然知らないということではなくて、当然これも、全体としてお問い合わせ等についてはお答えをしているということでございます。

なお、北霧島の農家民泊事務局なんですが、委員が従前から、こちらの事務局体制が緊急雇用の職員の任期が切れるということで、その後大丈夫かと、対応できないのかということで、お問い合わせをいただいておまして、それについて現状を調べましたところ、確かに緊急雇用の方々3人いらっしゃるうち、お一人はこの3月31日まで、あとのお二人が9月30日までが期限ということでございます。

これにつきまして、今後どうしていくかということを経元小林市等とも情報交換しておりましたけれども、小林市としてもこの農家民泊は大変重要だと、事務局体制をきちんとしていかないといけないということで、隣接するえびの市、高原町と連携して対応したいと、これを連携することによりまして、来年度以降につきましては、中山間地域政策課の事業で市町村間連携支援交付金交付事業というのがございまして、これを利用するというので、おおむね決まったというふうに聞いております。

○黒木委員長 いいですか。

○中野委員 はい。

**○清山副委員長** 資料の33ページの企業立地の事業についてお伺いしたいんですけれども、これは誘致支援企業とって、ビルとか工場を建てた企業に対して補助を出すということで、例えば既にあるビルとか建物で、それを県外からの、県外に限らず、誘致企業に貸し出す際は対象にはならないという理解でよろしいですか。

**○津曲企業立地課長** 今回、既にあるといたしますか、今回この予算通りますと26年度になるわけですけど、26年度からこのスキームに乗かって建てましょうというところから、残念なことに、その前は該当しないということで整理をさせていただきたいと思っています。

**○清山副委員長** ここにちょっと丸に説明があるように、空き工場やオフィスビルの減少と書いてあるんですけれども、どうもやっぱりまだまだ、見てると、例えば県内でも一番大きな交差点の山形屋交差点に面したオフィスビルなんかでも、空きテナントだらけだし、宮崎に限らず県内のいろんな中小都市の市街地って、もうそういう空きオフィスビルだらけだと思うんです。

そういうところに県内の企業を取り合うんじゃないくて、例えば最近宮交本社はボンベルタに入りましたけども、そうじゃなくて、県外の企業、ITなんかも含めて、積極的にああいうオフィスビルに入ったときは、そういうビルに対しても何か支援されると、テナント側としてもインセンティブを持てるのかなとも思ったりするんですけれども、今回は新しく建てたものに対して補助ですよ。

**○津曲企業立地課長** 委員御指摘のとおり、宮崎市内いろんなところで今空きビルとかがございます。宮崎に関心のある企業さんというのは結構な数ございまして、私どもも一つ一つ、一

部屋一部屋回ってごらんをいただきます。

ところが、この企業さん方は、進出をされる際にはやはり床が、カーペットの下に電話線とか電気の線ができるように、今OAオフィスフロア仕様ということがあります。約5センチぐらいその高さになります。そうしますと、既存のところにそれを張りますと、実は天井が低くなりまして、それでやはりここでは天井が低いということでしたり、あるいはできたら広い部屋が欲しいという御要望がございます。

ここまで広いものがないというので、今現状、実際のところ高千穂通りも橋通りも、いよいよ新規で100人規模とか、150人規模を受け入れるところというのは、現在のところ本当3つとか、2つとか、そんなところまで下がっております。

それで、私たちとしましては、今、現在のビルの所有者さんにオフィスをフロアに変えませんかとか、いろいろ御相談はしてるんですが、御案内のとおり、例えば一番近くでは、ここに以前、商工会議所が入ってございましたビルが今不動産屋さんの所有になって、番号がついたビルが残っております。あそこも、いろんなじり方をしますと、全て天井高が低いと、それからもう一つ、情報系の企業につきましては、セキュリティという非常に大きな問題がございます。

いろんなところから出入りができるというのは、非常に大きな問題でございまして、ビルも、今のマンションとまでは申しませんが、一部屋一フロア、1回暗証番号なり、胸に下げたカードをピッと当てないと入れないような仕組み、それからセールスにいろんな人が来れないような仕組み、受付は通れるけれどもそこから先に入れない、こういうような格好で、非常に今企業さん側のニーズが高い。

ですから、本当に委員御指摘のとおりたくさん確かにお部屋があります。

宮崎交通が今度移るわけですから、出た残りの部屋も当然あきます。物すごい広さなんです、私どもも見せてもらいに行きました。もともとボーリング場であります。ですから、床がじわーっと傾いておりますし、天井もじわーっと傾いてます。

ですから、あそこを改装して、実際の本当、立地企業さん、目が高いんですね。もう全国が競争です。ですから、よし、ここだ、と決めていただくには、やはり相当の設備と相当の思い込みが必要と考えています。以上です。

○清山副委員長 詳しくありがとうございました。よく検討いただいているということでわかりました。引き続きよろしく願います。

済みません、あといいですか。

○黒木委員長 はい。

○清山副委員長 観光推進課でスポーツランド関係でお伺いしたいんですけども、2月はかなり天気も悪くて雨もかなり降って、キャンプに関してはかなり環境が厳しかったんじゃないかなと思いました。

ネット上なんかで宮崎と沖縄の、何か巨人のキャンプをめぐる戦いみたいな記事も出てたりして、非常に誤った情報も多かったんですけども、巨人軍、まあ、巨人軍に限らなくてもいいんですけども、そういうキャンプの誘致合戦をめぐるような状況というのはどういう状況でしょうか、特に巨人とか聞きたいんですけど。

○孫田観光推進課長 宮崎県の、いわゆるスポーツランドみやぎきの礎となっていたのが、いわゆる巨人のキャンプだということで、巨人のキャンプについてはぜひ今後とも宮崎で

やっていたきたいということで、常に働きかけをしているところでございます。

幸い、ことしの春季キャンプにつきましては、非常に多くのお客様に来ていただきまして、平成25年、昨年春は45万人でしたが、ことしは50万人を超えるお客様に来ていただいております。もちろんこれは松井さん、長嶋さんの効果があると思うんですが。巨人とその他のキャンプの動員、全部合わせた部分ということで、巨人だけですと14万8,000人から18万4,000人ということで、3万6,000人増ということで大幅にふえております。

こういったものを大事にしながら、さらにさまざまな、特にサッカーはJリーグのチーム、J1、J2、J3の中で20チームも来ていただいている状況でありまして、実際もうコートはフル稼働状態、あきが全くない状況になっております。

今後とも、さらに受け入れ環境を整備いたしまして、宮崎にキャンプに来てよかったというふうに、満足して帰っていただくための努力をしてまいりたいと思っております。

○清山副委員長 観光客がふえていることが、引き続きそのキャンプ行われ続けることの担保にはならないので、その記事なんかでも、宮崎は霧島おろしが吹いてすごく寒くて、ほかに1軍のチームも少なく交流試合もできないとか、非常に誤解に基づくような情報もあったりして、物すごくネガティブキャンペーンというような記事でもあったので、もう本当沖縄の何か作戦かと思わせるようなぐあいでもあったので、ぜひそういう宣伝戦も負けないようによろしく願いたいと思います。

済みません、最後に質問させてもらいたいんですけども、この記紀編さん事業なんです、

一つ、平成24年の観光入り込み客統計を拝見すると、神話伝説を訪ねる旅という目的で来られる県外のお客さんは、平成22年が17.6%上げられていたのに、平成24年になると15.9%で減ってるんです。

もちろん、平成24年度から始めたので、そしてこれ1年間、12月末までの状況なので、8カ月しか正味キャンペーンの期間なかったことを考えても、22年から24年って、17.6から15.9って、明らかに県外の方はそういう神話伝説を訪ねる目的の方の割合が減っていて、一方で県内のほうは5.1%から7.7%にふえているので、県内においては効果が平成24年の時点であったんじゃないか。

まだまだ全然県外は訴求力がないんじゃないかなと思うんです。安田局長の先ほどの調査によると、多分平成25年はこの目的の割合がぐっと上がるのかもわかんないんですけども、これやっぱり数字が上がってきてないので、何らか今までの取り組みじゃ難しいんじゃないかなと考えるんですけどもいかがでしょうか。

**○大西記紀編さん記念事業推進室長** 確かに御指摘のとおりでございまして、特に県外での宮崎に対する印象、特にその神話のふるさとである宮崎ということについての印象が、いかほどなんだろうかというところがございます。

それで、1点申し上げますと、実は今年度調査をいたしまして、公表もしてるんですけども、神話ゆかりの県ということで、例えば島根県ですとか、奈良県ですとか、三重県ですと、そういったところと比較したときに一番わかりやすいのが、例えば「神話のふるさと宮崎という印象ありますか」、同じように「神話のふるさと島根って印象ありますか」というお尋ねに対して、全国の1,000人のネット調査ではあるんで

すけれども、島根県については50%の方が「そうだね」と、「神話のふるさとといえば島根だね」と、興味のあるところで宮崎はどれぐらいかなと思ったら30%ちょっとなんです。これをどう見るか、低いと言えれば低いんですけども、出雲大社がある島根県が50%、東京、大阪、福岡の方なんですけども、宮崎は30%ぐらいというところで、そういう意味ではこれが全てとは言いませんけれども、ある意味そこそこあるのかなとは思いつつも全然乖離している部分は確かでございます。

やはり、圧倒的な象徴的な神話ゆかりの地というところで、やはりどうしても宮崎、分散している部分がございます。高千穂も非常にメジャーではあるんですけども、島根であれば出雲大社、三重県であれば伊勢神宮ですとか、やはり圧倒的な存在があるところと比べるとどうしても力不足のようなかなと、そういう意味では、先ほど井上委員からも御指摘ありましたけれども、例えば東京あたりでのいろんな、大学での講座も含めまして、少し深堀りしたような、少し切れのあるような形でのプロモーション、そういったものは特にやっぱり県外でやっていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

**○清山副委員長** もう最後にしますけれども、何かこのキャッチコピーをもうちょっと考えてほしいなと思うんですけども、前から僕申し上げてるんですが、「神話のふるさと」ってすごくぼんやりしていて、日本神話の舞台だけで出雲だったり、奈良だったり、あと我々調査行きましたけれども淡路島もそうでしたし、日本全体で神話のふるさとって聞いて全然宮崎に結びつかないんです。

でも、キャッチコピーってすごく大事で、大

分が温泉県って言ったり、香川がうどん県って言ったり、また熊本なんかも突出してますし、このコピーですぐ宮崎ってような非常にインパクトのあることを言っていないと難しいと思うんです。

宮崎市なんかはもう最近「日本をはじめた神々の国」とか言い始めて、観光協会のホームページなんかにも載せてますし、もうちょっと踏み込んで波紋を呼ぶぐらいのコピーでやっていると、予算の額とかいうんじゃないと思うんで、ぜひ今後そういうコピーライターなんかにも、相談するなり委託するなりして考えていただきたいんですけど、あと6年間もあるのでそういう点はいかがでしょう。

○大西記紀編さん記念事業推進室長 御指摘のとおりだと思います。

日本のふるさとですとか、神話のふるさと、結構たくさんの方が言っている部分ございます。最近、実は正副議長室にも飾っていただけてますけども、「神話の源流へ」というコピーを少しづつ使わせていただいているんですけども、これも評判はいいんですが、さらにやはり、今副委員長おっしゃったようなところで、もう少しわかりやすく、かつまた耳目を引くようなもの、こういったものをやはり十分研究していく必要があるかと思っておりますので頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○黒木委員長 いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、以上で企業立地課、観光推進課、オールみやぎ営業課の審査を終了いたします。

なお、委員の皆さんにお諮りいたしますが、予定は16時となっておりますが、この後総括

質疑を行うか、あした行うか。

今始めたら予定時間を経過すると思いますが、このまま引き続き総括質疑やってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、総括質疑準備のため、暫時休憩いたします。

午後3時46分休憩

---

午後3時51分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これより総括質疑を行います。商工観光労働部の当初予算関連議案全般について、質疑はありませんか。

○外山委員 看板の話、表示板がありました。この前もこの委員会で私言ったと思うんだけど、例えば平和台公園に行くと、黒木博さん、前の知事が書かれた文言の看板があるんですが、外国語の表示が全然ないんですよ。

そこ辺をやっぱり今の台湾、韓国、中国もぼちぼち見えておりますが、少なくとも英語、韓国語、中国語、そのぐらいの表示は、これからの国際社会考えたときに必要と思うんですが、そういう準備はしておりますか。

○孫田観光推進課長 いわゆる観光案内表示、案内板についての多言語化というのは大変重要な御指摘でございます。先ほど御説明いたしました道の駅等に設置するさまざまな観光案内板についても、韓国語、中国語の簡体字・繁体字、そして英語というような形で、その中身がわかるような表示というのを今回準備をしているところでございます。

そういった形で全般的な多言語化への対応と

いうのは進めていきたいというふうに考えておりますが、委員御指摘の平和台公園について、現在のところ具体的にどうこうという計画は現在のところございません。

ただ、海外のお客様がこれからどんどんふえていく中で、平和台公園もその訪問地の中として、大きな要素を占めてくる可能性が出てまいりますので、今後どういった対応ができるのか検討させていただきたいと思っております。

**○外山委員** 平和台公園はもちろんですけど、そのほかに宮崎神宮、青島、江田神社もあるし、鵜戸神宮、こういうところは、相手さんという所有者が別ですよ。

しかし、これもやっぱり私は表示を、先方との協議というか話し合い、理解してもらって、例えば青島なんかやっぱり何らかの、これは記紀編さん事業との絡みもありますよね、宗教という捉え方じゃなくて、日本の遺跡という捉え方で表示をしていく必要があると思うんですが、今までそういう神社等と協議された経緯はありますか。

**○孫田観光推進課長** 観光地にございますそれぞれの観光案内板については、先ほど申し上げましたように、多言語化を順次進めておるところでございますけれども、神社等の中につきましては、なかなか設置が難しかったりしますので、神社という形になりますと、一部あるところも、案内板があるところもありますが、そうでない部分もあるというのが実態でございます。

**○外山委員** 難しいというのは何が難しいの。

**○孫田観光推進課長** 神社等宗教施設の中に立てるのに、若干の制約があるというふうに聞いております。

**○外山委員** これは何年か前に本会議で、知事のほうに確認をしてもらったんですよ、質問で。

この古事記1300年の事業を進めるに当たっては、これ神社仏閣を含めて、県としては宗教とは切り離しますと、そのことを知事が本会議場ではつきり言っておるんです。

ということは、そういうことを神社に話をし、宗教とは切り離してこの神社はこういう神話のいわれと、そういうものを表示をしていく必要があると思うんです。どうでしょうか。

**○安田観光物産・東アジア戦略局長** いわゆる多言語表示の中で、具体的に、数多くの神社とお話したわけじゃないんですが、例えば青島のこれからの振興といいますか、そういった話をする中で、例えば青島神社の宮司さんとは、これからそういった外国語、外国のお客様に向けての情報の伝達、もちろん施設内での案内表示を含めて、やっぱり課題としてありますねというのはしておりますが、ただ、委員御指摘のような全体的に考え方の整理とか、そこまではお話をしたことはございません。そういう状況です。

**○外山委員** ぜひ主な神社仏閣と話をしてもらおう、例えば宮崎神宮なんて初代天皇がまつてある、そういう表示は当然すべきなんですよ。あそこに来た外国の人が全然わからんじやもつたない。ぜひそういう方向で御検討をお願いします。

**○安田観光物産・東アジア戦略局長** 大変大事な御指摘だと思っております。

国におきましても、いわゆる外国からのお客様をこれからふやしていこうという中で、多言語表示でのいろんな説明、案内板、そういったものについても大きな課題ということで、国においてもそういったことでのガイドラインも示されると聞いておりますので、そういったものを含めて、それから地元の、今おっしゃった例

えば宮崎神宮でありますとか、そういったさまざまな観光施設の皆さんともしっかりと意見交換して、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

**○外山委員** その際に、例えば平和台公園は県土整備部の都市計画課の所管、青島の植物園でも同じでしょう、だからそういう表示について、どっちが責任持ってやっていくかということはどうでしょう、どんなになる。

**○孫田観光推進課長** そういった県立の集客の施設につきまして、そこのどういったサービスが非常に有効であるか、お客様にとって利便性があるかといったことについては、こちらの観光のほうから県土整備部都市計画のほうに、きちんとお話をしてお話をして対応をしていただくという形になるかと思えます。

**○外山委員** それじゃ、もう一点、関連が多少あるんでお聞きしますが、宮崎市が青島の活性化計画というのをちょっと前につくって、いろんな絵を描いてきましたね。

ところが、橘ホテルの例の問題で頓挫をして、今宙に浮いておるといふか、宮崎市の活性化計画、県の植物園の中にシーフードレストランの絵が描いてありました。これは今どんなになってるんですか、市の活性化計画。

**○孫田観光推進課長** 市のほうで策定いたしました青島地域活性化基本計画というのがございます。この見直しが行われておまして、昨年10月には市のほうで青島地域活性化基本計画検証評価委員会というのが設置されて、さまざまな進捗状況の管理等について検討を行っていらっしゃるというふうに聞いております。

また、市の内部だけでなく、県や市、県庁まで含めました関係各課で、青島地域活性化行政連絡会というのがもうことし2月にも開かれま

して、その中でこれまでの実績あるいは今度の課題、計画で掲げられたものに対する実際にできているのかできていないのか、やるのかやらないのかといった検討を、意見交換を行ったりしたところでございます。さらに、地域住民の方々の意見も聞いているというふうに聞いています。

県といたしましては、こういったさまざまな協議の場といったものを有効に活用いたしながら、青島の将来計画、この活性化計画についていろいろ御意見を申し上げるなり、協力をしていくというふうに考えております。

**○外山委員** 植物園が非常に大きなスペースですよ。

ところが、市と県とのやりとりの中で、最初は市のほうがあそこも計画進めていくということであったようですが、やりとりの中でもう県が独自でやってくれと、やりましょうということで、都市計画のほうで、これ県土整備部でもた聞きますが、温室を改築するという計画があるようですが、この青島の全体の観光振興にかかわる県の窓口は商工になるんですか、それとも県土整備部になるんですか、市との協議、どっちが中心になっていくの。

**○孫田観光推進課長** 県土整備部も深くかかわる実際の持ち物を持っていたりするところではありますけれども、基本的には青島は県の重要な観光拠点であるという認識のもとに商工、この観光のほうで基本的な窓口にはなるのかと考えております。

**○外山委員** わかりました。またこの件、整備部のほうともちょっといろいろ意見を聞いてみます。

**○西村委員** 総括なので、いろいろ質問させていただきたいんですけど、この商工観光労働部

全体的なこの事業は、観光であったり、雇用であったり、いわゆる県内民間企業を支援するという事業が非常に多いように感じました。

先ほども、それぞれ課長にも質問させていただいたんですけれども、民間企業の求めるニーズと県が用意した事業のメニューというものが、いかにうまくマッチングしていくかというものがあって、先ほど福嶋室長のほうも、いろんな事業がメニューがある中で、各課のニーズを吸い上げて今回のいろんな事業をつくられたという話も聞きましたけれども、やはりその中で民間企業が本当は自主自立して、自分たちが企業競争していったら県内企業が強くなる、県内経済が強くなるというのが本当は理想だと思うんですが、そこに対して企業のニーズをどうやってこの商工観光労働部が吸い上げていったら、いろんなメニューをつくっていくか、それぞれの課によっても若干違うかもしれませんが、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

**○黒木委員長** ちょっと、日程が4時までとなっております。

時間を経過いたしますが、このまま延長して続けたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○茂商工観光労働部長** 企業さんとか、いろんな団体のニーズを把握することは、非常に大事だと思っております。私も昨年4月に赴任してから、そういう方々とどんどん意見交換をやってほしいと、そしてそれをもとにしていろんな事業を構築してほしいということを繰り返し、繰り返し申し上げてきました。

それと、あわせて若い人たちの担当者の意見、それからまた出先機関のいろんな機関の意見、こういうことを全部どんどん吸い上げて、その実態を反映したような事業を取り組もうという

ことでやってきたつもりでございます。

先ほどWi-Fiとかありました。確かに、西村委員がおっしゃったように、Wi-Fiを先に整備しているところのアンバランスの問題とか、確かにそういう議論もしました、いろいろ。

ただ、どうしてもやっぱりいかんせん、その整備が済んでいないところはどうしても財政基盤が弱いところが多いので、一定の支援も必要じゃないかと、そうしないと進まないんじゃないかと。ただ、それで無条件に出すわけじゃなくて、例えばWi-Fiで言えば、いわゆる外国語での研修とか、そういういろんな形での条件整備をすること、それを条件として負荷して整備していこうじゃないかと、例えばですね、そういうような形の議論をしたところでした。

そういう形で、私のほうとしては一生懸命議論を構築した事業だと思っておりますので、これを早期に軌道に乗せて、先ほどの繰り返しになりますけれども、また成果を検証しながら、また次の手を打っていききたいというふうに思っています。

**○西村委員** 先ほどその答弁いただいて、その中でもMICEなんかで各地域を今回っているという話は非常にありがたかったんですけど、先ほど清山副委員長が言ったように、一方ではその地域の実情と合っていない、合っていないというか、県内本当空き店舗ごろごろしてるのに、さらに建物を建てなきゃ補助が出ないのかというような一種の矛盾もあります。

そういうところが、ちょっと地域の実情とかと乖離している部分もあるのかなということがありましたので、民間企業の言い分ばかり聞くと、またバランスが崩れていくと思っておりますけれども、そこも踏まえて事業をまたしっかりと、

逆に、出した以上に税収も上がって、経済効果も上がるような見届け方をさせていただきたいと思えます。以上です。

**○中野委員** 常々部長が、観光は裾野の広い総合産業だということをあちこちで公言されますが、我々はもともと基幹産業だという認識やったけれども、今はそういう言い方をするんでしょう。

似たような言い方だからそれをよしとして、いわゆる裾野の広い、しかも総合産業ということですから、観光を取り組むことで宮崎県の産業がどんどん浮揚する、そこでいろいろ効果が出てくるという言い方だと思いますので、その観光、特に入り込み客をふやさなきゃいかんわけです。

いわゆる今海外からの外国人の日本への数がちょうど1,000万人を超えたと、それをわずか6年後には2,000万人にするというわけですから。

記紀1300年も、ちょうど6年後で一応終わるわけでしょう、6年後やったですかね、どっか6年後ぐらいですよ。それで、その取り組みをいかにするかということが、この宮崎県観光の、国内の人も含めて大きな課題だと思うんです。

それで、何かばくちじゃないけど、何かキャッチコピーがどんなふうにしたら、何かめり張りのついたやり方をぜひしてほしいと思うんです。

それで、例えば今スポーツランド云々という、国内の野球やらサッカーやらしているけれども、もっと海外に広げて、田中投手もヤンキースに行きましたが、あの大リーグのキャンプを宮崎県でもらうとか、そんぐらいして、そうするともっと交流試合も日米の交流試合ができますから、何かそのぐらいのことをやってくださ

い。

それと、けさのテレビニュースやったかな、宮崎空港を何か改修するのかなんとかという、その神事の風景が、余りよく聞いてなかったけど、ちょっと目に映ったんですが、あれは今のビルを改造するという話ですよ、ビル内を、それをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

**○孫田観光推進課長** 基本は総合交通課さんのほうが詳しく御存じだと思うんですが、私も報道で知った範囲ですが、外のお客さんの待っているところのひさしを透明化して、中に植えてあるブーゲンビリアですか、花がきれいに見えるようにするとか、あるいは待合室等の内装を大きくかえて、居心地のいい場所にするというような改装を行うというふうに報道されたのは聞いております。

**○中野委員** 担当課が違うから、ここで言うたっていけんかもしれんのがやけれども、裾野の広い観光事業ですから、総合産業だから言っておきますが、この宮崎空港を抜本的にまず見直してやらないかとじゃないかなと僕は思うんです。

それで、その空港ビルも、まず国際ターミナルですか、あれなんかデカンとどっかほかは全部ありますがね、鹿児島にしても、どこにしても福岡にしても、私は宮崎県も専用の国際ターミナルビルをつくってその対応をしていかないとやないかなというのが1点。

それから、やっぱり海外もそうですし、国内の大消費地域の東京、名古屋、大阪、そういうあたりはやっぱりストレートですよ、高速道路もいいけどストレートにぽんと宮崎に来るように空港を全天候型に、もう一本ぐらいつくるぐらいの気持ちで来てもらわないかんと思うんです。

そして、24時間、何かこの前知事の話の聞いて

ておけば、北九州空港が24時間らしいですね。だから、宮崎県の空港も早くそんなふうにして、我々が若いころは一番民間空港ではあれが大きい、大きいというか立派な空港だということを知ったことがあります、青年時代に。

ですから、もうそれ以来、滑走路をちいと二、三百メートル延ばしただけで、昔の赤い表示ではT型か何かの飛行空港だと僕は記憶してるんですよ。

それをそのほか取り潰したりしてるから、松林やいろいろ守らないかんところもあるけれども、それがだめならこっち側に延ばせばいい話で、何かそういう目的は、宮崎県は陸の孤島だから内外のところからも空から入ってもらえる、それで海外も対応するような空港をぜひ目指してほしいと思います。課が違うかもしれませんが、そういうことを庁内でやってください。

それから、もう課が違うようだから答弁は要りませんが、もう一点は、全部ここの事業も、観光にしても、企業にしても、全部東九州自動車道の全線開通を見越して云々というのが、非常に大きかったんですよ。この高速道路云々ということ。

ところが、あんまりこればかり期待しとってたって、余り私はいい、夢のないようなことを言うてはいけませんが、あんまり効果はないと思うんです。かなりのことをしないとですよ。

我々が若いころは、あの高速道路が来る前は、えびのはもう宮崎市よりも大きくなるぐらいの夢の話聞きよったですよ。しかし、高速道路が開通してから、しかも大動脈と皆さんが言う、西側の動脈に行ってるんですからね。ところが、何のことはない、ほかと変わらないぐらいの過疎のスピードです。

だから、いい例がえびのにあるわけですから、

そういうことを大きな反省材料にして、観光も企業もその他の皆さんの証拠にまつわる事業も、ぜひ、えびのの二の舞をせんように、東九州道のそういう政策をしてほしいと、こう思うんです。だから、そういう大きなものを見て、どうだ、ああだということをしてほしいと、このように思います。部長のコメントをいただきたいと思います。

**○茂商工観光労働部長** いずれも非常に大きな話でなかなかお答えしにくいんですけど、まず空港についてはやはり宮崎は、まあ、残念ながらといいますか、将来にわたってぜひ空港は必要だと思います。これは、空港ビルのお考えもあるでしょうから、何とも言いにくいところはありますが、例えば福岡空港も今大型化しようということで、今ターミナルの見直し等をしているようなんですけども、将来的にはやはりいろんな形での充実を図っていく必要があるんじゃないかなと思いますので、このあたりはまた関係部とも十分意見交換をしていきたいと思っています。

それから、東九州自動車道については、おっしゃるとおりいろいろ、いい面ばかりではなくて、危惧されるところもあると思います。ですから、これは一つそこから刺激を受けているということで、この道を間違っていくともう変な方向に行ってしまうので、今非常に大事な局面だというふうに捉えて、さらに対策を打っていく必要があると思っています。

高速道路ができることによって、交流は確実にふえていくと思うんですが、一方では宮崎から例えば大分に出ていくとか、そういうことも十分考えられるわけです。

今私が聞いているところでは、湯布院温泉に行くようなバスツアー、これが今非常に宮崎で

人気があると。それとか具体的な名前でも恐縮ですけど、杉乃井ホテルが一生懸命直行バスを呼び出そうとしています。宮崎でもですね。これも非常に、もう週末はほとんどいっぱいだという話も聞いてまして、それとかあと、先日、佐伯市のグループでしたけども、宮崎のイオンで物産展をやりまして、ヒオウギ貝を焼いたりして派手にやられたということもあります。

そういうことで言うと、やっぱりこっちから攻めていかないといけないと思ってるんです。宮崎とか地元だけで頑張るんじゃなくて、宮崎から大分に行って、いろんなことをやって引きつけてくるとか、そういうような形でやっぱり、これいろいろ競争ですけど、協調も必要ですけども競争も必要だということで、まさに全員一丸となって磨き上げをしていかないと、逆にまた置いていかれることもあると思っておりますので、ここ気合いを入れてやっていきたいと思えます。

**○中野委員** この高速道路は、もっと具体的に言えば、私は今のぐらいのやり方では、延岡あたりは大分県の経済圏に組み込まれるなという気がしてなりません。それから、宮崎県全体は福岡市の経済圏に組み込まれていくこと、そういう懸念があるんです。

自立をすとかじゃなくて、熊本市でさえ政令都市に70万にやっとなふえたということで、全国で20番目になりましたが、私はしょっちゅう行きますから、非常に近いですから、高速道路で市内に1時間半で行くんですよ。ですから、ちょくちょくいろんなことで行きますが、熊本市内の人たちも結局やっぱり福岡に何か持っていかれたと、そんな認識ですよ。くまモンも頑張っていますが、そういう認識ですよ。

ですから、宮崎もやがてそういうことに、北回り、西回りで向こうに向かって行かれんよう

に、ぜひ何かこの陸の孤島を逆に生かすような発想でやってほしいと思います。

**○黒木委員長** よろしいですか。

**○井上委員** きょうはたくさんのご意見を言わせていただいたので、答弁もたくさんいただいたので、それなりに納得してはるんですが、実は補正のときに、経済の概況というのを商工政策課長から説明を受けました。あれは現実的に今宮崎が置かれている経済の状況というのを的確にあらわしてて、そしてお話聞いたときは、商工観光労働部もそのことをある意味ベースとしてというか、認識をしていて、次の施策をとっていることを考えているということは、あのときに答弁をいただいたので、多分そのとおりのなんだろうなというふうに思います。

新年度の予算の中で、だから先ほど中野委員から言われた危惧も、それも割と議員の皆さんの中にはみんな持っている危惧だと思うんです。だから、どうやって攻めの政策が打てるのかということが大変重要なんだと思うんです。

例えばですけど、産業の集積も大事、そしてだから産業としての観光のありようも大事だと思います。

それと、もう一方では、雇用というところも大変重要なんです。ここが大変重要な分だけ、やっぱり労働者の今働いておられる皆さんの実態のところはどう迫って行って、そしてなおさらその上の政策がどう打てるのかということがとても大事だというふうに現実に思います。

それで、商工政策課のほうには、もう本当にお願ひというか私の要望なんですけど、ぜひ、景気はどうやったら、やっぱり宮崎県内の中で、ある意味自分たちのお金を自分たちで回せるだけの力、エンジンにさせ切るかというのは、メッセージの仕方というのは、大変大きいものがあ

と思うんです。新年度予算にまつわって、宮崎はこう変わるんだということが、どうやってメッセージできるのかということが非常に大事だと思うんです。

今見ている限りでは、代表質問、それから一般質問、それが終わった後、知事がいろいろ記者会見もしていただいたけれども、そうは何か急激に上がっていくような環境には、私はないような気がするわけです。

だから、これから商工政策課で、どういうメッセージを、経済に与える影響としてのメッセージをどう考えておられるのか、そこを1回聞いておきたいと思います。

**○田中商工政策課長** 非常に大変重要な御指摘だと思っております。

確かに県内の経済、いろんな公共工事ですとか、駆け込み着工の影響で上向いておりますけれども、また今後どうなっていくのか、それは一部危惧されるところでございますので、やはりそれをベースに、しっかりとやっぱり成長のほうに向かっていかなくてはいけないと思っております。

一つは、やっぱり重点施策にもありましたけれども、人材の育成というのがやはり大きなポイントの一つではないかと思っておりますし、今回も今後の宮崎県を支える人材、これのために女性、シニアという貴重な人材の活用というのも支援してまいりますし、あわせまして成長産業の育成も、これもしっかりと支援をしていかなきゃいけない、フード、メディカル、それに対しての予算措置をしているところでございます。

いろいろありましたけれども、やっぱり東九州自動車道の開通というのは、やっぱり非常に大きなインパクトのあるものですので、これを

やっぱり生かしていくのっていうのが、非常に重要だろうと思っております。座して待ってれば何も変わらない、むしろストロー効果等でマイナスになっていく、やはり打っていく必要があろうかと思っております。

私どもも中小企業振興条例というのを制定しまして、県内の中小企業の方々と12回ほど今まで意見交換をしております。企業の方にいろいろ聞きますと、そこら辺のこのチャンスをどう生かしていくかについて、まだまだ明確なビジョンを持っていらっしゃる方が少ないという印象を受けております。

私どもも、やっぱりしっかりといろんなメッセージは出して行って、中小企業の方々にもやる気を出してもらいたいし、我々いろんなメニューをそろえておりますので、それも活用していただいて、成長に向かってやっぱりみずから頑張りたいと思っております。

そういったことを今後もいろいろ意見交換させていただきながら、県としてもメッセージをしっかりと出していききたいと思っております。

**○井上委員** お願いします。

それで、予算を余りにも細かく切り過ぎると、本来の目的が何だったのか、その予算の効果というのが出ないのではないかというのが、常々予算見て思うことなんです。各部に振ったがために、それが効果的に活用されなかったりする場合というのもあるわけです。

だから、本来、商工観光労働部が持った予算として、その予算の形というのを目的というのを変えることなく、きちんと精査していく必要というのを、私は何度も何度も言いましたが、それをぜひやっていただきたいと思っております。

それと、東九州自動車道について言えば、ネクスコとの、先ほど、いつどこでおいてもとい

うやつも含めてそうなんですけど、うちにある、地域にある16の道の駅は、いろんな意味での地域の人たちの産業の集積の場でもあるわけです。

そして、宮崎人というか、宮崎の人の人柄があらわれているところが道の駅なんです。だから、その道の駅をどう活用しつつ、ほかの産業のところまで、どう観光地まで行き着かせていくのか、おもしろみをどこで出していくのか、だからいろんな意味での考え方、磨き上げ方というのを、以前こうだったからことしもこうするのではなく、ことしからこうするというのを、しっかりとやっていただけたらというふうに思っています。

もう以前の状況というのは、今の経済の状況には合わない、宮崎県の経済の状況には余り合わないのではないかと、着心地の悪いものになっているのではないかなというふうに現実に思うわけです。

だけど、オピニオンリーダーの宮崎県が同じことをすれば、ほかの企業もそこに追随せざるを得ない、これを突破できないような状況になっていくと、予算で頭をおもしを置いたような形になってしまうので、そこをぜひ発想を変えていただきたい。

もう、ちょっと、やっぱり今の時代に合うような発想にさせていただけることを、私はもうそこが一番ちょっと、宮崎県がどうしてもあと一歩のときに、まずの一歩が出ないのは、他県に負けてしまうのはそれなんじゃないかなというふうに現実に思うところがあるので、ぜひ他県に先駆けてと言うのは、けんかしてくれというのじゃないんだけど、協調しつつも戦うということは大変重要なので、それは経済の活性化で九州全体の活性化のためにもなるので、ぜひそ

ういう視点でやっていただけたらと思うんですが、部長、いかがですか。

**○茂商工観光労働部長** 今のお話もごもっともだと思います。

実は私も道の駅、県内16カ所ありますが、全部回ってみましたが、非常にやっぱり最近にぎわいがあるって、お互いがいい意味でやっぱり刺激し合ってるんじゃないかなと、意識も大分変わってきてるんじゃないかなというふうに思っています。ですから、私はこの道の駅を拠点にいろいろな形での観光ネットワークをしていくとか、そういう取り組みは非常に大事になってくるんじゃないかなと思っています。

それとあわせて、おっしゃることは恐らく前例踏襲じゃだめだよということだろうと思います。これは私も全くそうだと思ってまして、もう前例踏襲じゃなくて、この事業は何のためにやっているのかということを念頭に置きながら、常にリニューアルはしていかなきゃいけないというふうに思っています。

そして、あくまでこの事業とか取り組みというのは、あくまで手段であって目的ではないということです。事業をやるのが目的ではないと。それでどうやって成果を出せるかということが目的なわけですから、そういう視点に立って日々この見直しもやっていかないとはいけませんし、発展的に取り組んでいくという必要があるというふうに思っています。

以上でございます。

**○井上委員** 情報の全ては、県内の経済の情報からいろんな意味での情報というのは、商工観光労働部に集約されてるんですよね、本質的には。あれは県民政策部でも何でもないと私は思うんです。

実態的に言ったら、一番の情報の集積はやつ

ぱりここにあるというふうに思っています。だから、やっぱり県政の発展の一番の原動力は商工観光労働部だというふうに思うので、だからそういう意味では、持っている情報を、自分たちの中でとどめずに広げて、そして原動力の一番のエネルギーになっていただきたいというふうに、それを希望して終わります。

○黒木委員長 ほかにありませんか。

○押川委員 先週の土曜日、地元でありますけれども、産業技術専門校の修了式に行かさせていただきました。59名の10期生、立派に卒業されて、修了されて、就職も全員決まったということでありましたけれども、この間ちょっと渡邊校長と話をする中で、26年度の生徒の、どうも確保が厳しいんじゃないかなということでもちょっと伺ったんですが、現時点までの産業技術専門校の状況をちょっと教えてください。

○渡邊県立産業技術専門校長 本校、西都校につきましては、定員が4科それぞれ20名で80名となっております。

今まで推薦の試験、1次、2次を行いました。それで、ちょっと特徴的なのが、木造建築科と電気設備科については既に定員に達しております。

ところが、一番ちょっと悩んでおりますのは構造物鉄工科、これが就職先が公共事業関係に行かれる方が多いものですから、そして本来入ってこられる農業土木系の高校の方が、ことしは1名もうちに入学しておりません。その方が大体数名ぐらい本当は入ってくるんですけども、そのために構造物鉄工科が今現在6名、それから建築設備科が4名ほど、今度は3次の募集を今やっております。

鋭意努力しまして、なるべく定員が20名に達するように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○押川委員 状況はわかりましたけれども、これ教育委員会あたりのお願いとか、そういったことはされてるんですか。

○渡邊県立産業技術専門校長 教育委員会等につきましては、各高校での説明会、これは高校が開催します進路ガイダンス、ことし25校ほどに行かせていただきました。

それからまた、オープンキャンパスも開いておりますし、推薦試験、1次、2次の前に各学校に指導員、先生方が訪問して、そういう周知していったパンフレットも配っておるような状況でございます。以上でございます。

○押川委員 ありがとうございます。

せっかくものづくり、人づくりをする中で、ここはやはり中核になってくると思うんです、本県のそういう意味では。だから、ここをしっかりとすることによって、ニート、フリーターの対応あたりをしっかりとやらせてもらうがためにも必要だと思います。

昨年のを当初とすると、本年度、この先生方の多分待遇か何か研修かわかりませんが、もうふえておりますので、ここあたりはしっかりとやっぱり予算とそういう生徒の確保、しっかりとやっていただくような形で要望をしておきたいと思っております。ありがとうございます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。ないようでしたらいいですか。

先ほどから、複数の委員から記紀編さん記念事業について、盛り上がりには欠けるのではないかなというような話がありましたけれども、奈良県に行ったときでしょうか、まず古事記編さん1300年事業をやると、そのときにやっぱり県庁の職員がまず理解をして、しっかり知識をもう身につけて、機運を盛り上げなければだめだ

ということで、そのとき副読本なんかをつくって、あれは県庁職員をまずやりましょうという話を聞いたんですけれども、宮崎県もいろんな取り組みをやっておるとい話は聞いておりますけれども、担当部局は一生懸命当然取り組んでおられますけれども、どうも私のつき合っている人が興味がないのかもしれないけれども、余りそういう意識がないなというような気がするんです。

そういうことを考えますと、やっぱり県庁の職員が、まずそういった機運を盛り上げるようなことに取り組まなければならないと思っておりますけど、今の取り組みについてお聞かせいただきたいと思っております。

**○大西記紀編さん記念事業推進室長** 今委員長がおっしゃった多分奈良県のやつは、奈良県職員のための、たしかガイドブックみたいなものを数年前におつくりになっている。大変よくできたものだと思って私どもも感心してたんですけど、現状としては宮崎県の場合、県庁職員向けに何らかのものをやっているかと言われると、ストレートにやっているのは実はないわけでごさいます、実は井上委員がいつも参加していただいているというリレー講座等もあるんですけど、実はあれにも県職員、大分お声がけをして、たくさんじゃないんですけども、いろんな受講をしていただいております。あといろんな個人活動的なレベルで、県内の記紀ゆかりの地を紹介をしたりという活動もされている方も実はいらっしゃる。

ただ、組織的にしっかりとした状況には、実はなっていないというところがございます。以上でございます。

**○黒木委員長** この事業の集大成として、国民文化祭ということが言われていますけれども、

この可能性としてはどういう状況なんでしょうか。

**○大西記紀編さん記念事業推進室長** 国民文化祭につきましては、申しわけございませんけど所管が文化文教・国際課、総合政策部のほうになります。今お聞きしている範囲ではあくまでもやはり平成32年、日本書紀編さん1300年の節目の年の開催という線で調査研究、検討を進められるというふうに向っております。

若干その状況的に、また今後展開していく上で検討しなくちゃならないことというのがございまして、一つは特に東京オリンピックの開催年に当たります。

今後国のほうとしても、東京オリンピックにあわせて文化プログラムを全国で展開をしようと、そういったお話も出ておりますので、平成32年の開催の是非も含めてということになると思うんですけども、現状としては今規定路線の上で検討が進められているというふうに向っております。

**○黒木委員長** これ決定すれば東京オリンピックと重なることになるんですけども、今回ソチオリンピックの、いわゆる報道のあり方を見ていまして、もう、例えば宮崎でプロ野球やサッカーのキャンプをあっているとか、そのニュースがもう全くというかほとんどない状況で、もうそのオリンピックの情報ばかりなんです。

ましてや、東京でオリンピックがあるとなると、当然時期はずれると思うんですけども、まず注目されないというふうに考えた方がいいんじゃないかというふうに向っております。

例えば、宮崎県の事業を見ても、東京五輪おもてなし推進強化事業ということで、オリンピックへ向けたいろいろな事業は取り組むけど、国民文化祭に向けたそういったものは、今のところ

ろまだ皆無に近いというような気がするんです。そういったものを、やっぱり早目に取り組む必要があるなというふうに思います。

それともう一点、観光振興議員連盟で韓国に南九州3県で行かせてもらったんですけども、そのときに現地の旅行関係者の話では、熊本県には阿蘇があり温泉があると、鹿児島には桜島があり温泉があると、宮崎は、宮崎って何がありますかねと、向こうから聞かれるぐらいで、今はゴルフブームだからゴルフに行っているけれども、このブームが去ったときに、果たして宮崎というのはどうなんだろうという声を聞いたんです。

そうすると、韓国というのは物すごく外国人の旅行客がふえていると、それはもちろん国が積極的に進めているということはありますけれども、韓流おもてなしとか、韓国はほとんど観光資源らしきものはないにもかかわらずふえていると、そりゃ、食べ物とか買い物とか、それからいろいろなボランティアとかの韓流おもてなしと聞いたんですけど、宮崎県に特別これという観光資源がなければ、やっぱり宮崎流のおもてなしとかそういったものを醸成していく必要があると思いますし、やっぱりそういう目標を決めて、しっかりと取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思います。

そして、今年度、台北便がチャイナエアラインがもう、もしかしたら搭乗率が最低だから切られるかもしれないということで訪問団を送りました。私もそれに参加させていただきました。

それから、ソウル便は副委員長が出席をいたしましたけれども、それでもいろんな勉強になったこともありますし、そしてありがたいことに、それが功を奏したわけじゃないでしょうけど、チャイナエアラインは1便増便ということで、

大変これはもう皆さんの努力でありがたいことだと思うんですけど、こういったこともやっぱり、毎年では無理でしょうけれども、定期的にも行って推進しなければ、やっぱり将来的に、向こうから来ることはある程度来ても、こっちから送るとというのがやっぱりなかなか大変だということふうに思っていて、それも一つ、そして向こうから観光客を連れてくるのも一つですけども、やっぱりそういったものを定期的にも進めていって、一生懸命取り組まなければこれ非常に厳しいなというような感じもいたしましたし、今回の増便をきっかけに、やっぱりしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、私は前の一般質問で、大変非常に失礼なことを言ったんですけども、政策に一貫性がないと、これはシイタケの場合で言ったんですけども、例えばほかの部局が予算をつけると、そしてここの部は簡易なところの予算を削ると、そういったのでやっぱり部局横断的な取り組みをしなければ、せっかく予算つけても効果が薄らいでいくんじゃないかなというふうな気がしておりますし、今回県土整備部から青島の施設、それから平和台の施設等の予算が上がってきますけれども、当然商工観光労働部とも意見をしっかりと煮詰めた上での提案だろうというふうに思うんですけど、やっぱりそういった部局横断的な取り組みをしっかりといただいて、財政が厳しくなればなるほどやはり連携をして取り組んでいただきたいなというふうに、この1年いろいろ感じるころがありましたので、これはひとつ要望としてお願いをしておきたいと思います。以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、質疑は終わりますが、その他で何かありませんか。

○外山委員 道の駅の話がさっき出ておりましたが、そこはそれなりにお客さんが多い、ところがこの宮崎の周辺で一番欠けておるのは、例えばお客さんがよそから見えて、昼飯食おうと思って車でぱっと行けるところがないんです。

これから東九州自動車道ができて大型バスがどんどん来る、そういうときに大きな駐車場を備えたレストランというか、それからここの物産センターで県産品売ってますが、ここも駐車場の関係等々で非常に使い勝手が悪い、そういうものを含めた場所が宮崎に、まちの中は無理ですけど、ちょっと郊外にでもできればいいなと思っておるんですが、この企業立地でいろいろ予算使ってやっておられますが、これは大体製造業を中心に呼んでこようと、ところがこういう何というのかな、メジャーとは言わないが、物販、それからレストランを兼ねたようなそういうところの立地、県が主導して土地さえ確保できたらそこに立地してもいいよという企業はあると思うんです。

例えば、商工会議所あたりに相談して、会頭は元気がいいから「やるよ」と言うかもわからんし、それから焼酎メーカーでも元気のいいメーカーがあります。それからJRなんかも今コンビニまでやる、農業もやる、いろんな外交も展開してますから、JRあたりにも話をすれば、いい土地があれば来るよと言うかもわかりませんし、部長、どうですか、そういうところに少し目を向けて動いていったらいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○茂商工観光労働部長 今のお話は、例えば焼酎もそうなんでしょうけど、焼酎を一堂に集めて買ったり飲んだり、試飲したりするところが

なかなかないんじゃないかというお話もいただいたことありますし、先日フードビジネス推進会議というのをやったんですけど、官民挙げての会議ですけど、その中でもいろいろ意見をいただいて、やはり、フードマーケットといいですか、ちょっと正確かどうかわかりませんが、やはりそういうものが必要じゃないだろうかと、郊外型で駐車場も広いのがあって、どっと大量にお客さんが来られて飲み食いできる、あるいはお土産を買うことができるような施設が必要じゃないかという御意見もありまして、これからそれに向けてのいろいろ検討を始めるという話はちょっと聞いておりますので、これは総合政策部を中心に、我々も一緒に入っている議論をして検討していくことになると思いますけども、その中で貴重な御意見として受けとめさせていただいて、これからの検討に反映できるものはしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

○外山委員 前向きにぜひ、これは企業立地という視点で捉えてもいいと思うんです。よろしく願いをしておきます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、ないようですので、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

あすは10時に再開いたします。

本日の委員会を終了いたします。

午後4時40分散会

平成26年 3 月 12 日 (水曜日)

午前 9 時 59 分再開

出席委員 (8 人)

|         |           |
|---------|-----------|
| 委 員 長   | 黒 木 正 一   |
| 副 委 員 長 | 清 山 知 憲   |
| 委 員     | 外 山 三 博   |
| 委 員     | 中 野 一 則   |
| 委 員     | 押 川 修 一 郎 |
| 委 員     | 井 上 紀 代 子 |
| 委 員     | 河 野 哲 也   |
| 委 員     | 西 村 賢     |

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

県土整備部

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| 県 土 整 備 部 長                   | 大 田 原 宣 治 |
| 県 土 整 備 部 次 長<br>( 総 括 )      | 鈴 木 一 郎   |
| 県 土 整 備 部 次 長<br>(道路・河川・港湾担当) | 岡 師 雄 一   |
| 県 土 整 備 部 次 長<br>(都市計画・建築担当)  | 白 賀 宏 之   |
| 高 速 道 対 策 局 長                 | 直 原 史 明   |
| 部 参 事 兼 管 理 課 長               | 郡 司 宗 則   |
| 用 地 対 策 課 長                   | 黒 木 秀 樹   |
| 技 術 企 画 課 長                   | 高 橋 利 典   |
| 工 事 検 査 課 長                   | 永 野 広     |
| 道 路 建 設 課 長                   | 大 坪 憲 男   |
| 道 路 保 全 課 長                   | 坂 元 宗 一 郎 |
| 河 川 課 長                       | 東 憲 之 介   |
| ダ ム 対 策 監                     | 上 山 孝 英   |
| 砂 防 課 長                       | 加 藤 仁 志   |
| 港 湾 課 長                       | 永 田 宣 行   |

|                              |         |
|------------------------------|---------|
| 空 港 ・ ポ ー ト<br>セ ー ル ス 対 策 監 | 川 野 福 一 |
| 都 市 計 画 課 長                  | 大 谷 睦 彦 |
| 建 築 住 宅 課 長                  | 森 山 福 一 |
| 営 繕 課 長                      | 上 別 府 智 |
| 施 設 保 全 対 策 監                | 山 下 幸 秀 |
| 高 速 道 対 策 局 次 長              | 原 拓 実   |

事務局職員出席者

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 政 策 調 査 課 副 主 幹 | 山 口 修 三 |
| 議 事 課 主 任 主 事   | 田 代 篤 生 |

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

県土整備部の皆さん、よろしくお願いをいたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大田原県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

議案等の説明に入ります前に、一言お礼を述べさせていただきます。

先週の 8 日、土曜日でございますが、開催いたしました東九州自動車道北浦須美江間の開通式典には、県議会から福田議長、黒木委員長を初め多数の県議会議員の皆様方に御出席をいただきました。この場をおかりしまして御礼申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料により、その概要を説明いたしたいと思っております。申しわけありま

せんが、座って説明させていただきます。

まず、資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。御審議いただきます議案を担当課ごとに記載しております。平成26年度当初予算関係議案のほか、平成26年4月からの消費税及び地方消費税の引き上げなどに伴います関係条例の一部改正に係る議案となっております。

次に、目次をめくっていただきまして、資料の1ページをお開きください。平成26年度の当初予算案における県土整備部の重点施策を記載しております。

県土整備部といたしましては、東九州の新時代を見据え、国内外の活力を取り込む観光・交流の推進、防災力の強化や減災対策等に係る事業を積極的に推進し、平成26年度の重点施策であります競争力と成長性のある産業づくりや、安全・安心で魅力ある地域づくりなどに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資料の5ページをお願いいたします。県土整備部の当初予算一覧でございます。平成26年度予算は、一般会計と特別会計を合わせた部予算合計では、一番下の段の右から2番目にありますとおり737億5,914万3,000円、前年度比は、その右側に書いてありますとおり99.4%となっております。

また、資料の14ページ以降に、条例の一部改正や主な新規事業などの説明資料を掲載しております。

議案を初め別冊で配付しております「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」につきまして、担当課長からそれぞれ説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○黒木委員長 県土整備部は、4グループに分

けて審査を行います。

まず、管理課、用地対策課、技術企画課の審査を行います。

○郡司管理課長 管理課でございます。

まず、県土整備部の当初予算の概要につきまして御説明をさせていただきます。

委員会資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

この表につきましては、先ほど、部長も御説明させていただきましたけれども、県土整備部の当初予算額を一覧表にして取りまとめたものでございます。

平成26年度当初予算は、右から2列目の太線で囲んでおりますC列でございますけれども、下から5行目の一般会計が715億1,064万8,000円、下から2列目の特別会計が22億4,849万5,000円、一番下でございますが、部の予算合計で737億5,914万3,000円となりまして、昨年度の当初予算との比で比べた場合につきましては、右側の欄でございますが、99.4%となっております。

なお、公共事業につきましては、表の中ほどの行でございますけれども、括弧書きの公共計のCの欄にありますように612億7,394万7,000円でございます。対前年度比99.4%となっております。

続きまして、公共事業関係予算の内容につきまして御説明をさせていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

2の補助公共・交付金事業でございます。

太線で囲んだC列でございますが、道路事業で190億4,781万6,000円、河川事業で49億1,747万3,000円、砂防事業で33億7,611万7,000円、1つ飛びまして港湾事業で22億8,131万円となっております。合計で、一番下の計の欄にありますように333億9,448万3,000円でございます。対

前年度比は100%でございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思っております。

3の県単公共事業でございます。

太線で囲みました枠内のC列でございますが、道路事業で79億2,741万、河川事業で16億3,842万1,000円、合計で108億4,039万1,000円でございます。対前年度比は右端に記載しておりますが、109.9%でございます。

また、太線枠内の右側でございますが、D列です。D列のほうに地域経済活性化・防災対策特別枠の予算額を記載しております。26年度は、総額で20億円となっております。

この特別枠でございますが、県道の小規模拡幅、あるいは歩道設置など県民生活に密着した道路整備、局所的な河川改修、急傾斜地におけるのり面工などを行うものでございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思っております。

4の直轄事業負担金でございます。

太線で囲んだC列でございますが、道路事業で32億826万円、河川事業で14億7,430万2,000円、下から2行目の高速道の新直轄で17億5,950万円など、合計で79億6,857万8,000円でございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思っております。

5の災害復旧事業でございます。

同じく太線で囲んだC列でございますが、上段の土木災害が補助と県単の計で83億2,308万5,000円、中段の港湾災害が補助と県単の計で7億4,741万円、合計では、一番下でございますが、計の欄にございますとおり90億7,049万5,000円でございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思っております。

債務負担行為の追加でございます。

このページから右のページにかけて債務負担行為の設定事業を掲げております。お願いしております債務負担の主なものは、工期の長い工事や消費税増税に伴う指定管理料の追加でございます。

なお、今議会における設定事業の合計は、11ページの一番下の計の欄にございますように、22件で、限度額は76億4,289万9,000円となっております。

次に、12ページをお開きいただきたいと思っております。

港湾整備事業特別会計の債務負担行為の追加でございます。内容は、宮崎港マリーナ施設指定管理料の消費税増税分の追加でございます。

次に、13ページでございます。

議案第59号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。

平成26年度の土木事業に要する経費に充てるため、3つの事業につきまして、記載の負担率のとおり、市町村負担金を徴収することについて、地方財政法第27条等の規定によりまして、議会の議決に付するものでございます。

なお、負担金徴収につきましては、既に関係市町村からの同意を得ているところでございます。

県土整備部の当初予算の概要及び関連議案は、以上でございます。

続きまして、管理課の予算関係の御説明をさせていただきますと思います。

お手元の「平成26年度歳出予算説明資料」の青いインデックス、管理課のところをごらんになっていただきたいと思っております。歳出予算説明資料でございます。351ページをお開きいただきたいと思っております。

当課の平成26年度当初予算額は21億501万3,000円でございます。

以下、主なものを御説明させていただきます。

353ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一番下の(事項)建設技術センター費1億23万6,000円でございます。

次のページ、354ページをお開きいただきたいと思います。

一番上のほうでございますが、これにつきましては、県で実施する職員の研修、あるいは産業開発青年隊の運營業務に伴う指定管理料でございます。

次に、(事項)公共事業支援統合情報システム運営管理事業費でございます。1,325万1,000円となっております。これは、公共事業における電子入札や電子納品等のシステムの運営管理に要する経費でございます。

最後に、一番下の(事項)建設業指導費2億3,435万4,000円でございます。1と2につきましては、建設業の許可や経営事項審査に要する事務費でございます。

次に、3の建設産業経営力強化支援事業でございますが、これは、地域の経済と雇用を支える重要な産業でございます建設産業の健全な発展を図るため、資金調達に対する支援、あるいは新分野等への進出に対する支援などの実施に要する経費でございます。

続きまして、お手元の委員会資料のほうに戻っていただきたいと思います。14ページをお開きいただきたいと思います。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の改正の理由でございますが、建設技術センターの宿泊室等の施設の使用料につきまして、消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、所要

の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、建設技術センター内にあります宿泊室、大教室、中教室、小教室及び体育館の使用料につきまして、消費税の引き上げ相当額を加算するものでございます。

具体的な使用料の金額につきましては、お手元の「平成26年2月定例県議会提出議案」の129ページから130ページに記載をさしていただいております。

次に、3の施行期日でございますが、平成26年4月1日から施行したいと考えているところでございます。

最後でございますが、別冊の「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」について御説明を差し上げたいと思っております。別冊の「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」という資料でございます。

資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページの下の方の段の④でございます。

内容につきましては、「監査における指摘事項について、軽微な事務に関する事項が数多く見受けられることから、職員の指導を徹底することはもとより、職員の意識改革並びに業務改善等を図ることにより、指摘事項をなくすよう引き続き努めること」との御指摘がございました。

県土整備部としての対応でございますが、この5行目以降に記載をさしていただいております。内容を御説明させていただきます。

これまで監査で指摘を受けました事項につきましては、全所属の管理職が出席します会議の場で指摘の内容とその背景や原因を説明し、職員に対する指導の徹底を指示したところでございますし、各所属間の情報の共有化に努めてき

たところでございます。

この結果、指摘件数につきましては前年度を下回ったわけでございますが、その内容を見ますと、決算特別委員会での御指摘のとおりでございますので、今年度は、部独自に監査指摘事項の歳入関係、歳出関係、契約関係など項目別のチェック表を作成した上で、部内の全所属に通知したところでございます。

今後とも機会あるごとに職員に対して注意喚起を促すことで、単純ミス未然防止を図りますとともに、指摘事項の減少に努めてまいりたいと考えているところでございます。

管理課からは以上でございます。

○黒木用地対策課長 用地対策課でございます。

当課の平成26年度当初予算について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の歳出予算説明資料の355ページ、用地対策課のインデックスのところをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計が2億3,123万円、公共用地取得事業特別会計が1億6,311万円、一般会計と公共用地取得事業特別会計を合わせまして3億9,434万円でございます。

以下、主なものについて御説明させていただきます。

357ページをお開きください。

まず、一般会計でございますが、ページ中ほど、(事項)収用委員会費2,908万6,000円であります。これは、収用委員の報酬のほか、収用採決に必要な土地や建物等の鑑定料など、委員会の運営に要する経費でございます。

次に、(事項)用地対策費564万円であります。これは、登記事務の委託料など、用地対策の推進に要する経費でございます。

次に、358ページをお開きください。(事項)

特別会計繰出金1億3,310万4,000円であります。これは、次に御説明いたします公共用地取得事業特別会計の事業費として、一般会計から繰り出すものでございます。

359ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計でございます。当初予算額は1億6,311万円でございます。

説明の欄の1、公共用地取得事業費1億3,311万円は、用地の先行取得や代替地取得のための用地補償費及び事務費でございます。

2の一般会計への繰出金3,000万円は、県が代替地として取得した用地を、地権者に売却する収入を一般会計へ繰り出すものでございます。

予算の説明は以上でございます。

次に、議案第24号「国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

恐れ入りますが、これにつきましては委員会資料の15ページをお開きください。

まず、1の改正の理由でございますが、消費税及び地方消費税の引き上げ等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、土地の貸し付けにつきましては消費税は非課税でございますが、1月未満の貸し付けにつきましては課税対象となっておりますことから、条例別表第1の許可期間が1月未満の使用料及び別表第2の土石等採取料について、消費税の引き上げ相当額を加算するものでございます。

また、里道、水路等が市町村へ移譲され、本条例による貸し付け対象が一般海域の海底の土地のみとなっておりますことから、里道・水路等に係る項目を削除するものでございます。

なお、一般海域につきましては、米印に書いておりますけれども、他の法令に定めのない沖合

約22キロの海域のことを申します。

具体的な使用料の金額等につきましては、お手元の別冊「平成26年2月定例県議会提出議案」の165ページから169ページにお示しいたしております。

次に、3の施行期日でございますが、4月1日からの施行としております。

用地対策課につきましては以上でございます。

○高橋技術企画課長 技術企画課であります。

当課の平成26年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、青いインデックス、技術企画課のところ、361ページをお開きください。361ページでございます。

当課の当初予算額は3億2,534万円でありまず。

以下、主なものを御説明いたします。

363ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)土木工事積算管理検査対策費5,357万1,000円であります。これは、公共工事における設計単価の調査及び品質確保のための施工体制の重点点検に要する経費であります。

次のページ、364ページをお開きください。

下の段の(事項)建設工事リサイクル促進事業費308万7,000円であります。これは、建設工事におけるリサイクル促進のためのリサイクル情報システム等の運用やPR活動に要する経費であります。

当初予算は以上でございますが、次に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

別冊の「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」の資料3ページをお開きください。

3ページ、上の⑤にございますが、「公共事業

について、繰越明許費が例年よりも多額であることから、計画的に事業を執行し、今年度中に完了するとともに、地域経済の活性化を図る観点からも、早期の事業発注など、今後とも、より効率的な予算執行に努めること。また、事業の発注に当たっては、今後、入札不調が起こらないよう、不調となった原因を調査し、業者が受注しやすい環境づくりに努めること」との御指摘でございました。

県土整備部を含む公共3部の取り組みにつきましては、その下、6行目の、「こうした中、」以降になりますが、こうした中、公共事業における平成25年度の繰越明許費につきましては、国の緊急経済対策に係る平成24年度補正もあり、多額となっておりますことから、農政水産部における人員補強による執行体制の強化や請負業者との綿密な打ち合わせのほか、県土整備部におきましては、事業発注の目標値を定めた徹底した進行管理を行うなど、年度内発注と早期執行に努めてまいりました。このような取り組みによりまして、県土整備部における繰越明許費に係る公共事業につきましては、全て年度内に完了する見込みとなったところであります。

また、入札不調の原因につきましては、技術者や資機材の不足などが考えられますが、対策といたしまして、それらの状況など地域の実情を把握しますとともに、現場条件を十分に考慮したきめ細やかな積算の徹底や、発注時期の調整等に取り組んでいるところであります。今後とも、公共事業の適切な執行に努め、本県の社会資本の整備を着実に進めてまいります。

技術企画課につきましては以上であります。

○黒木委員長 説明が終わりました。

議案についての質疑はありませんか。

○河野委員 1問だけ。364ページ、公共工事技

術力向上事業費。これは、25年度は予算化されていませんでしたが、26年度に新たに予算化されている。「改」っていうふうになってますけど、ちょっと詳細を説明をお願いします。

○高橋技術企画課長 364ページの公共工事技術力向上事業費につきましては、昨年度までの3カ年で別事業がございましたが、その改善事業として、新たに今年度から取り組むこととなった事業でございます。

○河野委員 過去3年間の事業と、どういうところを改めるのかという確認をちょっと聞きます。

○高橋技術企画課長 中身につきましては、技術力向上のための内部でのOJTや技術センターでの研修も行っておりますけども、そのほかに技術の専門家としてコンサルタントや国の職員を講師として招聘いたしまして研修などを行う費用として計上しております。

昨年度までは、技術センター等での研修の中身が、コスト削減などを図るための設計部位の研修などもやっておりましたが、その分を減少させまして、今後予想されますインフラの老朽化等の維持管理対策の研修を盛り込んでいるところでございます。以上です。

○河野委員 例えば、ここ「伝承」ってあるんですけど、例えば今までの提案してきた技術なりとか新技術とか、結局、老朽化のための新しい技術とか、そういうことも研修していくという考え方。

○高橋技術企画課長 技術の伝承につきましては、内部の先輩方の技術の伝承のほか、委員おっしゃられたような維持管理、あるいは老朽化対策の技術の研修を行うということでございます。

○黒木委員長 よろしいですか。

○河野委員 はい。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、以上で管理課、用地対策課、技術企画課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

---

午前10時28分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

説明をお願いいたします。

○大坪道路建設課長 道路建設課であります。

当課の平成26年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の365ページ、インデックスの道路建設課をお開きください。

当課の当初予算額は184億299万円であります。

以下、内容について主なものを御説明いたします。

367ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)直轄道路事業負担金32億826万円であります。これは、国道10号や国道220号などにおける国の直轄道路事業に対する県の負担金であります。

次に、一番下の(事項)公共道路新設改良事業費137億8,990万4,000円あります。これは、国の補助金や交付金を受けて道路の改築を行う経費であります。その内訳としましては、次の368ページ、一番上に記載しておりますが、国道219号などの地域高規格道路の整備を行う、1の道路改築事業が11億250万円、宮崎西環状線など国道や地方道の改築を行う、2の地方道路交

付金事業が126億2,536万円、また、高畑山本城線の整備を行う、3の防衛施設周辺整備事業が6,204万4,000円となっております。

次に、一番下の(事項) 県単特殊改良費10億7,500万円であります。これは、県が管理する道路の小規模な拡幅など、局部的な改良を実施する経費でございます。

道路建設課は以上であります。

○坂元道路保全課長 道路保全課であります。

当課の平成26年度当初予算について御説明いたします。

お手元の「平成26年度歳出予算説明資料」の369ページをお開きください。

当課の当初予算額は132億1,648万8,000円です。

次に、主な内容について御説明いたします。

371ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項) 道路管理費5億1,024万6,000円です。これは、県が管理する国県道において、道路パトロール等の道路管理に要する経費であります。

次に、372ページをお開きください。

上から2番目の(事項) 公共道路維持事業費52億5,791万2,000円です。これは、交通安全対策や防災対策などを行う事業であります。

次に、(事項) 県単道路維持費30億741万円です。これは、道路施設の補修や草刈りなど、日常的な維持管理に要する経費であります。

次に、(事項) 県単舗装補修費18億3,800万円です。これは、ひび割れやわだち掘れなど、傷んだ舗装の部分的な補修工事や全面打ちかえ工事を行う経費であります。

次に、一番下の(事項) 沿道修景美化推進対策費7億5,600万円です。これは、宮崎県沿道修景美化条例に基づき、花木類の植栽等を

行い、宮崎らしい、うるおいとやすらぎのある道路環境の創出と保全に努めるものであります。

373ページをお開きください。

上から2番目の(事項) 県単橋梁維持費7億4,000万円です。これは、橋梁の耐震補強工事や再塗装、クラック補修などの工事を行う経費であります。

道路保全課の予算関係の説明につきましては以上であります。

続きまして、委員会資料の16ページをお開きください。

議案第25号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。道路占用料につきまして、消費税及び地方消費税の引き上げ等に伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。

1点目は、消費税の課税対象となる占用期間が1カ月未満の道路占用料に係る消費税率を1.05から1.08に改めるものであります。

2点目は、道路法等の改正に伴い、国有林野事業について占用料が免除されることになったため、条例中の関係規定を削除するものであります。

3点目は、督促状や延滞金の納入通知書の発送に要する経費が、延滞金等の額を上回るケースがあるため、督促手数料を50円から定形封書郵便料金相当額の82円に改めるとともに、延滞金額が100円未満である場合には、延滞金を徴収しないこととする規定を設けるものであります。具体的な改正の内容につきましては、お手元の「平成26年2月定例議会提出議案」の171ページにお示ししております。

次に、3の施行期日ですが、平成26年4月1日から施行し、4のとおり経過措置を設

けたいと考えております。

道路保全課の条例改正関係の説明につきましては以上であります。

続きまして、別冊の「決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況」の資料をごらんいただきたいと思っております。7ページをお開きください。

⑧の「児童生徒等の通学路の安全確保は緊急の課題であるので、できるだけ早く完了するよう、効率的に整備を進めること」についてであります。

通学路につきましては、京都府などで発生した登下校中の児童などが巻き込まれる交通事故を受けまして、昨年度、教育委員会を中心に県警と国や県、市町村の各道路管理者が緊急合同点検を行っており、県が管理する道路におきまして対策が必要な箇所は246カ所でありました。このうち、路肩のカラー化など、比較的簡易で、早期に整備効果が期待される箇所は162カ所であり、平成26年1月末時点で141カ所が整備済みで、現在整備中のものが18カ所、残る3カ所も含めまして、平成26年度末には整備を完了させる予定であります。

また、歩道や路肩の拡幅などが必要な箇所は84カ所ありまして、30カ所が整備済み、現在整備中のものが48カ所、残る6カ所についても、引き続き用地買収や歩道などの整備に取り組むこととしております。

通学路の安全確保につきましては大変重要な課題と認識しておりますので、教育委員会や警察などと連携会議を開催するなど、情報の共有や協議を続けながら、効果的な通学路の安全対策の改善充実を図ってまいりたいと考えております。

道路保全課につきましては以上であります。

○直原高速道対策局長 高速道対策局であります。

当局の平成26年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の417ページ、ちょっと飛びますが、インデックスの高速道対策局をお開きください。417ページになります。

当局の当初予算額は18億8,112万6,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

419ページをごらんください。

中ほどより少し下の(事項)直轄高速自動車国道事業負担金であります。これはその下の(事項)高速道利活用促進・開通PR事業とあわせまして、平成26年度重点施策に係る事項となりますので、商工建設常任委員会資料にて御説明いたします。

常任委員会資料、18ページをごらんください。

まず、高速道利活用促進・開通PR事業についてでございます。

1の事業の目的・背景ですが、今度開通する東九州自動車道延岡～宮崎間がより一層利用されるように、地元自治体や関係団体などと連携して、県内外の方々に対してPRを行うものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は662万7,000円、財源は全額県費、事業期間は平成24年度から27年度までの4カ年間でございます。事業内容ですが、高速道路開通やETC普及などをPRするチラシ・ポスターの作成や、市町村・関係団体等と連携した効果的な広報を展開することとしております。

3の事業効果につきましてはでございます。開通効果を最大限に引き出すことにより、今後の建設促進、これは未開通区間の整備促進や暫定

2車線区間の4車線化に弾みがつくということで期待しております。

次に、19ページをお願いいたします。

直轄高速自動車国道事業負担金についてであります。

事業の目的・背景ですが、国が新直轄事業として整備を進めている東九州自動車道清武南～北郷間、北郷～日南間の2区間につきまして、整備に要する経費の一部を負担し、当路線の早期完成を図るというものでございます。

2の事業概要ですが、予算額は17億5,950万円、財源は県債が15億8,350万円、県費が1億7,600万円でございます。事業期間は、平成15年度からでございます。事業の内容ですが、表に記載しております東九州自動車道2区間の整備に要する県の負担金でございます。

3の事業効果につきましては、東九州自動車道が整備されることによりまして、九州縦貫自動車道や九州中央自動車道と一体となって、循環型高速交通ネットワークの形成を図ることができるというものでございます。

高速道対策局につきましては以上でございます。

○黒木委員長 説明が終わりました。

議案についての質疑はありませんか。

○井上委員 決算の特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況というのを丁寧に説明していただいて、ありがとうございました。

道路保全課にお聞きいたしますが、これは、本当に子供たちにとってもそうですが、地域にとっても大変うれしいニュースだと思いますが、「残る6カ所を含め、引き続き用地買収や整備に取り組んでまいります」ってなっていますが、今の現状としてはどうなのでしょう。これ、用地買収ってというのは、うまくいくものな

しょうか。

○坂元道路保全課長 現在、6カ所ございます。一応、26年度の新規着手ということで予定をいたしております。当然、用地買収が伴ってまいりますので、地域の皆様、地権者の皆様方の御協力が必要かと考えております。

あと、6カ所のうちの残り3カ所につきましては、新たな対策といたしますか、対策の見直しというところも考えているところであります。

以上です。

○井上委員 ごめんなさい、うまく聞き取れなかったんで。用地買収はうまくいくということですか。見通しとしては、非常に甘くないのか、それとも大丈夫なのか、どっちなんですか。

○坂元道路保全課長 6カ所のうちの、一応3カ所につきましては新規着手ということで事業化を考えておりますが、用地買収につきましては、これから具体的に入ってまいります。地域の皆様、それから地権者の皆様の協力をいただきたいということで考えているところであります。以上です。

○井上委員 関係市町村とも、そういうことについては、うまく話がついてるというふうに理解していいんですか。

○坂元道路保全課長 合同点検を関係市町村も入ってやっておりますので、市町の協力もいただきながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○井上委員 先ほど、高速道関係のことで対策局長から丁寧な説明をいただいたんですが、直轄高速自動車国道事業負担金っていうのは、結構うちも負担しながら、これをずっとやってきてるんですけど、平成15年からって聞くと、何か物すごく緩いような感じが、のんびりのんびりやってるなって感じがするんですけど。

見通しとして、前倒しになる可能性というのについては、局長としてはどんなふうにお考えですか。

○直原高速道対策局長 私の私見ということでは何も申し上げることはございませんが、これからも国、そのほか関係団体に対して前倒しを強くお願いしてまいりたいと思っております。

○井上委員 はい、わかりました。

○黒木委員長 井上委員、よろしいですか。

○井上委員 はい、いいです。

○外山委員 北郷までの間のトンネル、一時とまりましたよね。この工事も再開をしたと思うんですが、工法を変えたんですか。

○直原高速道対策局長 清武南から北郷間のトンネルのことですが、一旦、地質等の状態を確認して、確認が終わりましたので、現在は、その工事ももう一度進めている。つまり、工法等は変えたというわけではございませんで、復旧したといったらおかしいですね、もう一度戻したと、もとの工事ももとに戻してるというのが今の状況でございます。

○外山委員 トンネルの上の山全体の土砂っていうのか、これを除去することによって工事を安全にやっていくということをお聞きです。そうすると、非常に多い土砂を移動する必要があります。そこ辺のところの国のほうの考えちゅうか、そこ辺は、今どういうふうになるんですか。

○直原高速道対策局長 今おっしゃられたお話のとおりでございますが、そのトンネルの上に乗っかっていた山の部分の土を若干外しまして、それで地すべりが起きないようにという工法を採用していると聞いております。

○外山委員 これを持っていく先が、量が多いから、いろいろあるんでしょうが、そこ辺のと

ころはお聞きになってます。

○直原高速道対策局長 事業者であります国土交通省宮崎河川国道から県土整備部に当たりましても、その残土の受け入れ先といいますか、そちらのほうの御協力の依頼が来ておるところでございますが、私ども道路事業に限らずですが、ほかの県関係の事業ですとか、あとは農業関係の事業でもそういうのが流用できる場合もございますので、そうした土の受け入れ先につきまして、高速道対策局を介しまして県内で調整しているというのが今の現状でございます。

○外山委員 それじゃ、まだ今のところは、その土の移動は始めてないということなんですか。

○直原高速道対策局長 申しわけございません。始まっているかどうかは、ちょっとまだ私も把握してないんですが、今の状況で私の把握する限りでは、今後そうした発生土が大量に出るということですので、事業計画に合わせた受け入れ先を準備していただきたいということで国土交通省から依頼を受けていると、そういう状況でございます。

○外山委員 これは国の事業だから、県のほうではっきりこうですよということは、なかなかわからないと思うんですが、そこ辺の状況を、後日でもいいから、また教えてください。

○直原高速道対策局長 かしこまりました。

それと、こちらにつきましては、県を介して地元の市町村、周辺の市町村まで含めまして受け入れのことがないかということもあわせて照会しておるところでございます。やはり、この土の受け入れということで事業がおくれると、それが原因でおくれるということだけは何とかして避けたいと思っておりますので、そういった思いで県も取り組ませていただいているところでございますので、これからもそちらのほう

御安心いただければと思うところでございます。

○押川委員 関連しますけど、この用地買収というのは、まだどのくらいあるんでしょうか。

○直原高速道対策局長 用地買収は99%の時点で終わってはいるんですが、若干ですが、まだ御理解いただけない方がいらっしゃるというところでございます。

ただ、そちらのほうも手を打っておりますので、いつまでもというわけではないかと思っております。

○押川委員 強制執行とかそういうものがないということで、もう完全に、何とか用地買収は終わるということでいいですね。

○直原高速道対策局長 強制執行がないかということまでは、ちょっとそこまでは申し上げられないんですが、あらゆる手を尽くしながらという中には、もちろん強制執行という選択肢はないわけではないんですが、なるべく任意で終わらせるようにということは基本線にはございますので、そちらのほうで現在進めているという段階です。

○押川委員 わかりました。速やかに努力をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それから、367ページ、この道路橋梁調査に要する経費ということで2億8,000万上がっておるんですが、どこらあたりっていうか、橋梁であれば何年あたりを対象とされて、県内の中でどのくらいあるのかということがわかれば、ちょっと教えてください。

○大坪道路建設課長 申しわけございません、もう一度お願いいたします。

○押川委員 この道路橋梁調査費2億8,000万。橋梁等については、例えば30年なのか40年なのかわかりませんが、どういうことを対象にされ

て調査をされるのか。県内で、例えばどのくらいあるのかということで、わかれば。

○大坪道路建設課長 道路橋梁調査費につきましては、一応、道路事業につきましては大体交付金事業とか補助事業を考えておるんですが、その事前の単費で行う調査ということで考えておりますので、いろんな事業のスタミナを見ながら、事業化を踏まえて、その事前に行う調査、例えば地質調査でありますとか、測量でありますとか、そういうのを行うということにしております。

県内につきましては、数としましてはかなりの数がございます。ちょっと今、手元に持っておりませんので把握しておりませんが、かなりの数の調査を実施しているという状況でございます。

○押川委員 わかりました。

それでは、次に368ページ、道路改築事業ということで、これは佐土原の広瀬バイパスだというふうに思うんですが、現在の進捗状況、それと完成あたりがわかれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○大坪道路建設課長 368ページの一番上の道路改築事業でございます。これは、今委員がおっしゃられるように国道219号の広瀬バイパスの分と、あと都城志布志道路ですが、都城の都城志布志道路でやっております地域高規格道路、この分の予算でございまして、広瀬バイパスにつきましては、現在、事業を鋭意進めております。一応、28年度の完成、供用目標ということで進めております。

ただ、一部、用地が、少し時間がかかっているところがございますので、引き続き用地交渉、用地取得に努めてまいりたいというふうに考え

ております。

○押川委員 問題は用地買収だけで、それをクリアできれば、大体28年度の末ぐらいには完成ということで了解したいと思いますが、よろしいですか。

○大坪道路建設課長 用地が解決すれば、28年度は完成できるという見込みでおります。

○押川委員 よろしく願いをしておきたいと思っております。

それから、372ページの沿道修景美化推進対策、これは一般質問等でも出ておったところであります。本県の観光をPRする中で、特にこの沿道というのは、道路というのは、お客様に対して印象をいいもので与えるか、あるいは、ええ、ここが観光地なのかということで悪く与えるかということで、いろいろあると思うんですが、7億5,600万ということでありまして、これ、どのような形の中で、本年度26年度はこのお金を使われて整備されるのか。沿道修景の今指定されているのは、県内で何ぼあるんですか。

○坂元道路保全課長 沿道修景植栽地区として指定しておりますのは、\*18路線の72地区を指定いたしております。

○押川委員 この18路線の72地区を、今年度は全てやるということによろしいですか。

○坂元道路保全課長 沿道修景地区にあります樹木管理でありますとか、あとフェニックスの対策でありますとか、それから花の植栽を予定をいたしております。以上です。

○押川委員 わかりました。観光地ということでありまして、一緒になってそういう、やはり美化というのは大事でしょうから、よろしく願いしたいと思っております。

要望で、一般国道・県道の草刈り、なかなか1メートルぐらいしか刈ってくれないというこ

とで、いろいろやっぱり要望が来るんですけども、これあたりについても、地域によっては、もう幾らもない、50センチか1メートルないぐらいのところもあるわけですよ。もちろん経費あたりでそういうことになるんでしょうけども、そんなに幅がないところあたりは一緒に管理ができるような、草払いができるような形の中で要望をしておきたいというふうに思います。以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 道路建設課長にはちょっと抽象的な質問になりますが、これ以外も含めてであります。高速道路が順次開通して大変喜ばしいことでもあります。それで、高速道路が開通したばかりでは、何もどうちゅうことはないですよ。そこに、インターチェンジにアクセス道路をつくって効用というか効果が出ますよね、国県道が乗り入れもできるわけですから。それで、県も力入れて高速道路を、国、その他に合わせて、県も一生懸命、国県道路の整備をされてインターチェンジからの乗り入れをする。そこで、道路としての、特に高速道路としての効用価値が上がってきますよね。

それで、高速道路の次は新幹線だということ、1月27日には新幹線期成同盟会でしたか、その講演会というのがありましたので、いよいよ宮崎県も新幹線の時代が来たかなということで、知事が打ち上げたなど非常に期待をいたしておりました。

そしたら、この前の一般質問を聞いていたら、渡辺議員が質問しておりましたが、予算はどうかといたら、新幹線にまつわる予算というのは、新規の予算って全くないんですよ。ということは、自主的期成同盟会の総会みたいな感

※92ページに発言訂正あり

じでしたが、何のためのそういう会だったかなという気がしてなりませんでした。

西のほうは高速道路も早くに、そして新幹線も開通している。西と東の経済その他が物すごく差があると。陸の孤島、いつまでもそうだといいことで、いよいよ宮崎県も、おくれればながら新幹線だとかいうふうに出てきたかなと思ったら、何のことはない、単なる打ち上げ花火だったというふうに、私は、何のための打ち上げだったのかはよくよくわかりませんが、そのように思いました。

それで、じゃあ新幹線の効果を、東側に、もうなかなか来ないから黙って待ってけばいいのかということですよ。しかし、それじゃいつまでもおくれますので、せっかく九州新幹線できているわけですから、そこへのアクセスというものを、宮崎県もきちっと整備しておくべきだと思うんです。

宮崎県に近い駅が、あっちこっち、熊本から南へ順番にありますよね。高速道路を利用すれば、八代あたりが一番近い。えびのからは、私のところは駅まで50分で行くんです、ありがたい話ですが。しかし、高速ばかりではいかにから、一般国道もアクセスをうまくするようにせんにゃいかんと。そうするためには、私は、川内と水俣の間にある出水ですよ、あそこに新幹線の駅がありますから、あの出水に行くアクセス道路を、特に国道を、きちんとやっぱり宮崎県が整備せんにゃいかんと。だから、あそこにまつわる道路は、そういうアクセスになる道路は、やっぱり積極的に、いろいろ障害やら問題もあるかと思えますけれども、期待する気持ちも高いわけですから、大きいわけですから、ぜひ積極的に取り組んでほしいと思います。

具体的なことは言いませんが、どこの路線が

どうだっていうことは、道路建設課長、よくわかりだと思しますので、私はそのことを、システムをお願いせんにゃいかんと思ひまして、鹿児島県ともうまく連携をとってるんですよ。ですので、宮崎県側がほとんどの工事ですから、そこ辺は早く取り組んで、実質路線も決めて取り組んでほしいなど。我々のこの委員会でも調査しましたから、何のために調査したわけじゃないんですから、そのことを、どういう考えなのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

**○大坪道路建設課長** 今委員がおっしゃられるように、例えば、高速道路のインターアクセスとか物流の拠点へのアクセスとか、そういう主要な交通結節点も含めて、主要な拠点へのアクセス道路ということでは整備を進めているところをごさひまして、先ほど言われましたように鹿児島県境に位置する国道の事業についても、今事業中ではございます。

ただ、いろいろ調査をする中で、いろいろな問題等も出てきておりまして、今、鹿児島県と協議をしながら進めているというところがございますが、いろいろな技術的な問題につきましても、昨年度までいろいろ専門家の御意見等もいただきまして、ある程度方向がわかりましたので、今後はルートを絞り込んで、予備設計等は進めていきたいというふうにごさひして考えておるところでございます。以上です。

**○中野委員** 私が思うところは、やっぱり宮崎県と鹿児島県に温度差があるような気がするんですよ。どっちがどうとは言いませんが。国境の長いトンネルを抜けると世の中が開けますので、ぜひ抜かせてください。お願いいたします。

**○黒木委員長** ほかに質疑はありませんでしょうか。

**○坂元道路保全課長** 先ほど、押川委員のほう

から、沿道修景植栽地区の箇所数の御質問がありました。私が、先ほど「18路線72地区」というふうに御説明しました。これは1月までの数字でありまして、済みません、2月に指定地区を少し修正いたしておりました、「21路線の74地区」に訂正をお願いいたします。2月に修正をいたしておりました。失礼いたしました。

○**清山副委員長** その点に関して、少しお伺いしたいんですけども。ワシントンニアパームが高くなり過ぎて植えかえが必要っていうのは、これは、この予算で対応していかれるんでしょうか。現状を教えてくださいと思ひまして。

○**坂元道路保全課長** これは、国交省を初め、ワシントンニアパームが高木化したということであるいろいろな検討会をしまして、今後も残していくという方向は出ました。今回の予算で計上させていただいております中には、これは含まれておりません。今後、順次見直していくと、低木化にかえていくということは決まっておりますけれども、この中には含まれておりません。以上です。

○**黒木委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**黒木委員長** ないようですので、それでは、以上で道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩

---

午前11時6分再開

○**黒木委員長** それでは、委員会を再開いたします。

河川課、砂防課、港湾課の審査を行います。

○**東河川課長** 河川課であります。

当課の平成26年度当初予算について御説明い

たします。

歳出予算説明資料の375ページ、インデックスの河川課をお開きください。

当初予算額は181億9,327万2,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

377ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの(事項)河川管理費1億1,430万6,000円であります。これは、河川等の維持管理などに要する経費であります。その中で、6の改善事業「河川パートナーシップ事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)ダム施設整備事業費5億1,980万5,000円あります。

次のページ378ページをお開きください。

これは、国の補助を受けて、老朽化しているダム施設の改良などに要する経費であります。祝子ダムなど5ダムの施設機能の維持・向上を図ることとしております。

次に、(事項)公共河川事業費47億3,097万3,000円あります。これは、国の補助により実施する河川改修等に要する経費であります。1の広域河川改修事業から、次の379ページ、5の総合流域防災事業までの5つの事業により、祝子川や五ヶ瀬川などで堤防の整備や宅地かさ上げなどを実施し、浸水被害の軽減等の防災対策を進めることとしております。

また、6の津波・高潮・耐震対策河川事業では、津波の被害が想定される河川において、堤防かさ上げなどの対策を行うこととしております。

次に、2番目の(事項)県単河川改良費5億2,908万1,000円あります。これは、国の補助事業の対象とならない河川の改修や堆積土砂

撤去などに要する経費であります。

次に、3番目の(事項) 県単河川修繕費 2億5,200万円であります。これは、河川を適切に維持管理していくため、老朽化の進む河川管理施設の維持修繕などに要する経費であります。

380ページをお開きください。

下から2番目の(事項) 直轄河川工事負担金14億7,430万2,000円であります。これは、国が管理する直轄機関において実施する河川や海岸事業に対する県の負担金であります。

次に、一番下の(事項) 県単河川環境整備事業費 1億5,590万円あります。これは、河川を適切に維持管理していくため、堤防の草刈りなどを行う経費であります。

381ページをごらんください。

2番目の(事項) 公共海岸事業費 1億3,650万円は、海岸保全施設の補修など、老朽化対策を行うものでございます。

382ページをお開きください。

下から2番目の(事項) 公共土木災害復旧費82億5,100万円あります。これは、道路や河川など被災した公共土木施設の復旧に要する経費であります。

続きまして、常任委員会資料に戻っていただきまして、20ページをお開きください。改善事業、河川パートナーシップ事業についてであります。

まず、1の事業の目的・背景であります。

本事業は、堤防の草刈りなどを地元自治会などに実施していただき、その活動に対して報奨金を交付するもので、平成17年度より実施しておりますが、年々参加団体もふえ、平成25年度は534団体に参加していただいているところであります。

また、昨年6月に河川法が一部改正されまし

て、河川管理施設を良好に維持することが明確化されたことも踏まえまして、今回、これまでの堤防の草刈りや河川管理用通路の補修にあわせて、新たに河川堤防等の状況確認を実施してもらうなど、制度の一部見直しを行い、官民協働による河川管理のより一層の推進を図ることとしております。

2の事業概要ですが、予算額は5,122万6,000円で全額県費となります。

事業期間は、平成28年度までの3年間です。

事業内容ですが、①と②の一定面積以上の河川堤防の草刈り及び河川管理用通路の簡易な補修につきましては、今までどおり引き続き行うこととしております。

今回、新たに、③にありますとおり、貴重種の保護や外来種の駆除など、自然環境の保全の観点から草刈りが必要で、地域の方々の自然環境の保全活動も活発であり、かつ安全性が確保できるような場合については、河道内も対象範囲とすることといたしました。

また、④であります。河川管理施設等の早期異常発見を目的に、堆積土砂の状況や堤防などの異常の有無について、写真等により報告していただくこととしております。

最後に、3の事業効果であります。①から④にありますように、業者委託と比較して大幅なコスト削減が図れること、河川構造物等の異常の早期発見・早期対応が可能となること、さらには、県民との協働のもと、良好な河川環境の維持・向上が図られるとともに、地域の皆様が河川を身近に感じることで、河川美化に対する意識啓発の向上につながるものと考えております。

当初予算につきましては以上であります。

次に、上程しております議案について御説明いたします。

次のページ、21ページをごらんください。

議案第26号「河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正理由であります。消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容であります。 (1) 条例別表第1は、流水占用料の金額の算出を定めるものですが、このうち、流水占用料の金額の算出式における消費税の税率を1.05から1.08に改めます。

次に、(2)の条例別表第2は、河川の土地占用料の金額を定めたものですが、このうち、消費税の課税対象となる占用期間が1月未満の金額に、消費税の引き上げ相当額を加算いたします。

次に、(3) 条例別表第3は、河川における土石等採取料の金額を定めたものですが、この土石等採取料の金額に、消費税の引き上げ相当額を加算いたします。

最後に、3の施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定しております。

次に、22ページをお開きください。

議案第27号「\*河川法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

この議案も、先ほどの議案第26号と同様に、消費税の引き上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、条例別表第1の占用料、条例別表第2の土石採取料の金額について、議案第26号と同様の改正を行うものです。

また、施行期日につきましても、同様に平成26年4月1日を予定しております。

以上、議案第26号及び第27号について御説明いたしました。具体的な占用料の金額等につきましては、議案書の175ページから184ページにお示ししております。

河川課は以上であります。

○加藤砂防課長 砂防課でございます。

当課の平成26年度当初予算について御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料のほうにお戻りいただきまして、385ページをお開きいただきたいというふうに思います。

当課の当初予算額は、一番左の上、42億3,677万1,000円でございます。

以下、主なものを御説明させていただきます。

引き続き、387ページをお開きください。

ページの中ほどになりますが、(事項) 公共砂防事業費でございます。13億5,212万7,000円でございます。これは、下の説明欄にもございますが、荒廃した溪流における砂防堰堤などの整備、また地すべり地区における対策工事などを行う工事でございます。

次に、一番下の(事項) 公共急傾斜地崩壊対策費20億2,399万円ですが、詳細につきましては、次のページ、388ページをお開きください。これにつきましては、急傾斜、崖崩れの危険箇所におきまして、擁壁工やのり面工の整備などを行うものでございます。

飛びまして、(事項) の県単公共砂防事業費1億5,281万3,000円です。これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防事業などを行う事業であります。

一番下になりますが、(事項) 県単公共急傾斜地崩壊対策事業費1億6,808万7,000円です。これは、既存の急傾斜地崩壊対策防止施設の維持

※97ページに発言訂正あり

修繕などに要する経費や、市町村が実施する急傾斜地崩壊対策工事に対する補助金となっております。

389ページ、一番上ですが、(事項)直轄砂防工事負担金4億3,729万円でございます。これは、国が実施しております霧島火山砂防事業に対する県の負担金でございます。

砂防課からは以上です。

#### ○永田港湾課長 港湾課であります。

当課の平成26年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の391ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計60億3,843万円、港湾整備事業特別会計20億8,538万5,000円、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして81億2,381万5,000円であります。

393ページをお開きください。

一般会計の当初予算であります。

以下、主なものを御説明いたします。

まず、中ほどの(事項)空港整備直轄事業負担金1億7,576万6,000円であります。これは、宮崎空港の誘導路等の改良に係る直轄事業に対する負担金であります。

次に、394ページをお開きください。

一番下の(事項)港営費3億1,110万6,000円あります。これは、県内港湾の管理運営やポートセールス等に要する経費であります。

次に、\*359ページをごらんください。

一番上の(事項)港湾維持管理費3億1,912万5,000円あります。これは、岸壁や埠頭用地など港湾施設の維持補修に要する経費であります。

次に、中ほどの(事項)特別会計繰出金7億7,973万円あります。これは、港湾整備事業

特別会計に歳入不足が生じるため、特別会計への繰り出しを行うものであります。

次に、一番下の(事項)直轄港湾事業負担金8億6,346万円あります。これは、細島港及び宮崎港における、直轄事業による防波堤や岸壁等の整備に対する負担金であります。

次に、396ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共港湾建設事業費22億5,506万円あります。これは、港湾施設の機能強化や安全性等を確保するため、国庫補助事業などにより、県内港湾において防波堤や岸壁などを整備する経費であります。

次に、397ページをごらんください。

(事項)港湾災害復旧費7億4,741万円あります。これは、台風等により被災した公共港湾施設を原形に復旧する経費であります。

以上が一般会計の当初予算であります。

次に、398ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の当初予算について、主なものを御説明いたします。

まず、(事項)細島港管理運営費2億6,016万9,000円あります。これは、細島港の荷役機械、引き船等の管理運営に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)宮崎港管理運営費1億3,235万9,000円あります。これは、宮崎港のフェリーターミナルビル、引き船、マリーナ等の管理運営に要する経費であります。

次に、399ページをごらんください。

(事項)油津港管理運営費5,351万6,000円あります。これは、油津港の上屋、荷役機械等の管理運営に要する経費であります。

次に、中ほどの(事項)細島港整備事業費6億5,000万円ありますが、内容につきましては、

※97ページに発言訂正あり

後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の公債費9億8,408万8,000円です。これは、荷役機械や上屋などの整備に係る起債償還のための経費であります。

次に、細島港整備事業（多目的国際ターミナルふ頭整備）について御説明いたします。

委員会資料に戻っていただきまして、23ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景であります。細島港におきましては、周辺の高速度道路網の整備が進む中、企業の進出や事業拡大に伴いまして、細島港を利用する貨物が増大しており、既存の岸壁だけでは貨物の取り扱いに支障が生じておりますことから、国が行う大型岸壁の整備にあわせまして、背後用地を有効に活用するため、県において、埠頭用地の整備を実施するものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は6億5,000万円を計上しており、平成23年度に事業着手しまして、26年度完成を目指して整備を進めているところであります。

写真をごらんください。県と表示してあります部分が、本事業で行います埠頭用地の整備箇所でありまして、石炭や木材などを取り扱う約6.8ヘクタールの整備を進めております。平成26年度は、埠頭用地の舗装や道路整備等を行うこととしております。

なお、国と表示してあります細長く白抜きしている部分が、国が整備中の大型岸壁であります。岸壁の延長は260メートル、水深は13メートルとなっております。4万トン級の大型船舶が利用できるものであります。

最後に、3の事業効果についてであります。

細島港では、現在、対岸のガントリークレーンが設置されております岸壁におきまして、コ

ンテナ貨物と石炭や工業塩などのばら貨物が混在して取り扱われておりますが、今回、新たな岸壁と埠頭用地を整備することで、ばら貨物が集約されることとなり、貨物の混在が解消されるなど、港の効率的な利用や輸送コストの低減が図られることから、新たな貨物や利用船舶の増加が見込まれ、細島港のなご一層の利用促進につながるものと考えております。

続きまして、24ページの参考資料1をお開きください。

県内港湾の整備につきましては、ただいま御説明しました細島港の整備のほか、新規事業「大型クルーズ船誘致環境整備事業」を商工観光労働部との連携のもと、実施することといたしております。

本事業につきましては、既に商工観光労働部から説明が行われているかと思っておりますので、私のほうからは、県土整備部が行います整備を中心に御説明させていただきます。

2の事業の概要の(3)をごらんください。

資料の中ほどの大型クルーズ船の諸元比較表の右側の欄の上から3段目、長さの欄にありますとおり、本事業の対象としております13万トン級のクルーズ船は、300メートルを優に超える長さでありますことから、これに対応した係留施設の新設、改良を実施するものであります。

25ページに参考資料として整備位置を示しておりますが、油津港は、現時点では県内で唯一、13万トン級のクルーズ船が安全に回転できる広い水域を有しておりますことから、白色の楕円で囲っております。現在供用中の9号と10号の2つの岸壁を連続して利用し、船のロープと岸壁をつなぐ係船柱の大型化や、クッションの役割となる防舷材を大きな重量に耐えられる材料に交換することなどにより、大型クルーズ

船の入港を可能とするものです。

さらに、入出港時の安全性確保のために必要となる海上保安部等の関係機関との協議・調整につきましても、県土整備部で行うこととしております。

24ページにお戻りください。

3の事業効果につきましては、ここに記載しているとおりであります。クルーズ船の寄港は、港を活用した県内経済の活性化につながりますことから、県土整備部といたしましては、港湾整備やなお一層のポートセールスに取り組んでまいりたいと考えております。

当初予算については以上であります。

次に、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

委員会資料、26ページをお開きください。

まず、1、改正の理由でございますが、宮崎港のサンビーチツ葉の駐車場の使用料について、消費税及び地方消費税の引き上げに伴いまして使用料を改正するものであります。

次に、2、改正の内容でございますが、サンビーチツ葉の現行の駐車場使用料に、消費税の引き上げ相当額を加算するものであります。

具体的な使用料の金額につきましては、お手元の「平成26年2月定例県議会提出議案」の130ページにお示ししております。

次に、3、施行期日についてであります。平成26年4月1日から施行を予定しております。

引き続きまして、27ページ、議案第28号「宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由でございますが、先ほどと同様、消費税及び地方消費税の引き上げに伴いまして、入港料等を改正するものでありま

す。

次に、改正の内容でございますが、現行の入港料、港湾施設使用料等に、消費税の引き上げ相当額を加算するものであります。

具体的な使用料の金額につきましては、先ほど申しました2月定例県議会提出議案の185ページから207ページにお示ししております。

最後に、3、施行期日についてであります。平成26年4月1日から施行を予定しております。

港湾課は以上であります。

○東河川課長 申しわけございません。先ほど、御説明の中の議案第27号、22ページですけれども、海岸法に基づく占用料等徴収条例の一部を改正する条例の中で、私、間違えまして、「河川法」に基づくというふうにお話ししたようでございます。訂正します。「海岸法」に基づくということでございます。申しわけございません。

○永田港湾課長 私も、ちょっと説明のページ数が間違っておりました。先ほど、一般会計の説明の際に、港湾維持管理費の部分で「359ページ」と申し上げましたが、「395ページ」の誤りであります。訂正いたします。申しわけございませんでした。

○黒木委員長 説明が終わりました。

議案についての質疑はありませんか。

○河野委員 済みません、ちょっとローカルな質問なんです。河川課、延岡と門川の境の船越の冠水対策の事業については、これは予算化されてるのかをちょっと確認したいんですけど。

○東河川課長 延岡と門川町の間の船越で、国道10号線の冠水というふうに思われますけれども、そこに流れる川につきましては、基本的にもう改修が済んでおりまして、近年の洪水によって河川が越水してということはございませんので、河川改修としては基本的に何かやるということ

で予算化はしておりませんが、まだ、道路が、国のほうが10号線を管理されておりますので、現在10号線の冠水の問題につきまして、当然、県の道路関係課、それと国、さらには延岡市等も、日向市とか、そちらも含めて協議等を行っているという状況でございます。

○黒木委員長 よろしいですか。

○外山委員 議案第26号の河川法に基づく流水占用料等徴収条例、これに関してちょっとお尋ねをします。

この改正の内容と、委員会の資料の21ページ、改正の内容の第3番目で土石等採取料についてというのがありますね。これは、この土石等っていうのは、どこから取る分が対象になるんですか。

○東河川課長 土石等の土石というのは、河川の中にたまっている土砂等を対象にということ。

○外山委員 それは、県が管理する河川ということですか。

○東河川課長 そうですね。県が管理する河川も含めまして、国も含めてということになります。河川の中に入っている、河川法上の河川です、1級河川、2級河川においてあるところなんです。

○外山委員 それじゃ、大淀川で洪水が出た後に、国のほうで、国だったと思うんですが、河床を下げするために土石をずっと取っていききましたよね。こういうのも対象になるんですか。

○東河川課長 基本的に国が取ってるものについては、工事に関連して、治水対策に対して行ったものというふうに理解しております。

通常は民間の方々が、採石等の利用とかいう形であると。ただし、本県の場合、非常に河床低下問題とか海岸の問題とかございますので、基本的には、現在認めてないんですが、過去か

ら採取されている方々があるということで、係留上の問題などで一部継続して民間の方が取られている分については、この土砂占用採取料等に基づいたお金をいただいているということになっております。

○外山委員 何でこういうことを聞くかという、今ちょっと説明の中にありました、今基本的には認めてないと。申請があっても認めてない。その認めてない理由は、なぜ認めてないんですか。

○東河川課長 基本的に、河川全体が低下する部分もあり、堆積することもあるということでございます。それと、土砂等の問題で、例えば宮崎海岸の浸食の問題とか、そういう問題もあるということも踏まえて、基本的には河川の管理は、河川管理者みずからが行いたいというふうな基本姿勢を持っておりまして、現在のところはそういう形で、申請があっても基本的には認めておりません。

○外山委員 前、ずっと取ってましたよね。いつのころからか禁止して取ってない。しかし、河床を下げるために、河川の土砂を取っていくほうが、私はいいいんじゃないかと思うんです。

ですから、県のほうで、この河川はこういう形で、ここからここ辺まで取ったほうがいいという調査をすれば出てくると思うんですよ。一切だめじゃなくて。そういう意味では、コンクリートに使う砂利とか砂も、そういう県のやつが使いよるわけだから、私は河川の土砂、砂利は、取る方向で検討したほうがいいと思うんですがね。

○東河川課長 現在、県のほうで骨材化という観点ということで公募を行っております。例えば、河川でそういう砂利があっても、骨材化に非常に適してるものであれば、基本的には掘削そ

のものは、いろいろ河川上の管理の問題がありますので、河川管理者である県が掘削をいたしますけども、掘削した土砂を、今度は、例えば砂利組合等がそれを持って行って自分たちで骨材化する、そういう形での公募という形で取り組んでいるものもごさいます。

それと、洪水対策としての掘削、そういうものもありますけども、そちらのほうに対しての公共利用活用ということで、例えば三財川で掘削等を行うものについては、例えば宮崎海岸の養浜を国のほうが行ってますけども、そちらのほうに活用するという形でできるだけ、河川の堆積土砂というものも見方によっては有効な資源ということもごさいますので、そういう形でいろいろ取り組んでいるところではごさいます。

**○外山委員** ちょっと説明聞いとるとね、わからなくなったんだけど。基本的には、もう許可しないということを言われたけど、今の話だと、場合によっちゃ許可をしてもいいよということで、どっちがどっちか、よくわからないんです。

私は、やっぱり調査をして、ここ辺の河床を下げていくほうが、この流域にとってもいいところは大分あるはずなんです。そういう形で事業をやっていけばいいと思うんだけど、どうでしょう。

**○東河川課長** ちょっと説明が悪かったのかもかもしれませんが、基本的に許可をやってるわけではなくて、私ども河川管理者が、例えば台風等が出た土砂が非常に多い、それに骨材になるような土砂が多い、その部分について、掘削するのは、県のほうがみずから掘削しますと。ただし、その掘削されたものを持って行って自分たちが使う、それについては公募することで活用していただく。当然、その採取料等のお金は

いただきますけども、そういう民間の方が直接河川の中で砂利採取を、掘削を行うということについての許可という形はとっていないということでごさいます。

**○外山委員** ですから、一度きちっと河川を調査をして、ここ辺は取ったほうがいいのかということはあるはずなんですよ。私も自分の目で見て、専門家じゃないから余り詳しいことはわからんけど、ここ辺は河川砂利取ったほうが洪水も防げるし、砂利も生きてくると、そういうところがあるはずなんですよね。だから、許可をしないという説明をされたけど、そこのところはちょっとわからないんですよね。何で、取ることを基本的に許可をしないという。

**○東河川課長** 基本的に、河川管理者みずから掘削するという事は、護岸とかいろいろな構造物があるということで、それなりに考えては掘削していただけるんでしょうけど、何らかの形で影響するという事もあるということ。

それと、河川管理者みずから、当然その河川の土砂の堆積状況を確認をした上で、確かに予算的な厳しい面もあるんですけども、順次必要な部分を取っていくという形でとってます。

基本的に許可をしないということは、かなり前からやってきてるのは、一番大きいのは、一定の土砂が堆積はしているものの、やはり川というのは上流から下流に流れて行って、その中で土砂がある程度流れていく。その流れていくものが海岸のほうにも入って行って、海岸の浸食対策となる。あるいは、河川の場合だって、同じ河川の中でも堆積している部分、あるいは掘れている部分もあるということで、そういうわけで河川全体を一体的管理する上で必要なことは、河川みずからやりたいということで、基本的にそういう許可という形を、現在とって

ないという状況でございます。

○外山委員 その河川の河床の状況というか、ずっと調べられたことはありますか。

○東河川課長 河川の状況で堆積をしているというのが、基本的に今、私どもが確認しているのは県内全体で約140万立米ぐらい入っているということです。

平成17年に非常に大きな災害等がありましたんで、そのときも当然確認をした上で、そのときにかかなりの、150万立米ぐらいあったと思うんですけど、掘削をしたりという形で、毎年、一応確認をした上で、順次取っているということでもあります。

また、今、河川カルテというものをつくっておりますので、その中に堆積している箇所とか、そういうものも把握できるような形で、常に把握していこうということで対応はしております。

○外山委員 もう一度。許可をしない理由を、もう一度はつきり言うてください。

○東河川課長 河川そのものに堆積をしたり、あるいは河床低下があるところが、一つの河川でやっぱりあるということ。あるいは、海岸における浸食傾向にあるということ。そういうものを一体的に管理する上では、河川管理者としてその部分をしっかりやりたいということがございまして、現在、民間のほうへ直接的に許可をしてないということでございます。

○外山委員 県が直接取るときは別だと。民間に、どっちにしろ入札で仕事は出すんだらうけども、県がきちっと調査をして、こういう形で土砂を取ればいいということであれば、県が直接、何もする必要はないわけで。

さっきの理由の中で、海岸保全に影響があるということを言われたけど、何で影響があるんですか。

○東河川課長 基本的に、土砂そのものというのが、川の上流から下流までに、時間的なものはありますけど流れていって、その部分が、また海岸の砂となるという形が全体的な土砂管理サイクル、管理するサイクルということで考えておりまして、川からの供給も、その海岸の浸食のためには必要だというふうに言われております。

そういうことで、河川そのものを、取り過ぎると、逆にそういう海岸の浸食傾向を進めることもあり得るということでございます。

○外山委員 ちょっと今の理由はわからんけど。河床に土砂がたまっておると、なおそこにたまってくると思うんですよ。これをきれいに取っていけば、上流からずっとスムーズに海岸までたどり着いて、そこに砂がついていくような気がするけど、こういう話をやりとりしてもしょうがないんで。

部長、どうですかね、河川の土砂を、過去ずっと取ってましたよね。ある時期から、ぱっとやめた。いろんな理由があったんでしょうけれども。一度、部の中で、今課長が言われたような理由もあるんでしょうが、一回検討をされて、本当にやっぱり河床の土砂を取ったらいかんのかどうか、総合的に一度検討をしてみられる気はありませんか。

○大田原県土整備部長 河川の堆積土砂の掘削等につきましては、取り扱いにつきましては、今河川課長が説明しましたように、基本的には、原則としまして、私たちがやはり地元の方からのいわゆる要望、ここがたまってるぞとか、それと年1回、いろんな調査、1回といいますか数回、いろんな河川巡視員の皆さんも各事務所にはおりますので、そこいらでいろんな調査も含め、やっております。

基本的には、治水上影響がある土砂、それについては県のほうで、県のほうというか管理者、管理者のほうでそれは対応するというので。それで、今話も出ましたけど、平成17年度の大きな災害があったときにつきましては、もう至るところで堆積箇所が見つかりました。その一番いいのは、県で掘削して、そして今度、いろんな公共事業で使うところに持っていく、そういうパターンが一番望ましいわけなんですけど、それがなかなかマッチングしなかったということで、今度は民間の力も借りようということ。

ただ、土砂を掘削するまでは県のほうでやって持っていき、その後の処理は、それぞれの民間のほうでということであったんですが、いろいろ聞いてみますと、その土砂そのものが、例えばコンクリートの材料として適しているかどうかとか、場所が、山間部で運搬距離に相当な費用を要するとかで、公募したけど、なかなか応じてもらえなかったといえますか、それが実情のところですか。

それを、今度は、今お話もいろいろ出ましたように、例えば宮崎海岸がやはり浸食状況にありますので、そこに養浜として持っていったりとか、あるいは、たしか延岡のほうでも、向こうの五ヶ瀬川とか大瀬川でのいろんな堆積した土砂を、やはり同じように延岡の海岸のほうに持っていったりとか、いろいろ話をやっておりました。

いろいろお話を聞いておりましたが、確かに土砂関係が少なく、いろんな骨材、いろんな土木の材料として使う材料がだんだん少なくなっているというような話は聞いてるんですが、果たして、それがいろんな資材として適切なものかどうか、いいものかどうかという

のは、ちょっとまた、いろいろ今後調査をする必要はあるかと思います。

基本的に、私たちとしましては、やはり行政側、私たち管理者側が責任持って、その治水上、影響がある部分については対処するっていうのが、そういう考えで進めてはおります。

あと、またこれにつきましては、今私たちも、骨材協会とかいろんなところがございますので、そこが、まずはそういう骨材は必要としているかと思っておりますので、そことも意見交換、それをしながら、ちょっと状況等、私たちの考え、それと今度は向こうの民間側の考えと、いろいろ意見をちょっと聞いてみたいと思います。今後、また、そういう交換の場を設けたいと思います。

○黒木委員長 よろしいですか。

○中野委員 関連で、質問いたします。河川の土石は、治水上、河川管理者が除去することですかね。その河川管理者とは、県そのものということですか。

○東河川課長 河川管理者が県の部分と、それと当然、国、場合によっては準用河川になると市町村、それぞれが管理者ということになります。

○中野委員 いわゆる川は、治水上も必要だと思うんですが、利水という面もありますよね。そういう場合には、やはり河川管理者ということになるんですか。

○東河川課長 例えば、農業用水で堰等がございます。そういうとこ、利水の方々が堰そのものも管理されてて、当然その堰にたまるような部分については、基本的にはそれぞれの利水の方々に自分たちの施設の機能を回復していただくということをお願いを申し上げているところなんです。

○中野委員 特に利水という面では、土地改良

区とか水利組合が一部井堰をつくっていますから、もうたまってますよね。それは、その土地改良区の責任で取ればいいということですか。

○東河川課長 基本的にはそういうことをお願いしております。できれば、堰そのものが可動堰、倒れたりすると、基本的にそういうことはないんでしょうけど、固定堰になると、どうしてもその部分がたまっていくということで、毎年のような形で維持管理をしていただければなというふうに思っております。

○中野委員 ということは、利水上はその関連者が土石を取ってるということになれば、さっき言われたようにそういう面もあるから、実際は河川管理者以外も土石を除去してるということじゃないんですか。

○東河川課長 言われれば、そういう言い方もあるかと思えます。

○中野委員 では、それはわかりましたが。

ところが、現実には、土地改良区からの要望もあって、もう井堰のところは、ほとんどが土石で埋まっておるんですよね。今、減反制度があって、約4割そこそこは減反でしょう。5割ちょっとをつくっているから、半分しかつくらないから、余り水争いというのはないんですよね。昔は我田引水とか水争いとか、いろんな言葉がありましたけど、今はありません。

ところが、5年目から、今度は減反を廃止されるんです。飼料米を含めて、つくる人がふえれば、今度は水争いがありますよ。そうすると、井堰のたまった土石をとということが出てきますよ。今は、利水上はと言われましたけども、私も何回かお願いする。現実には、なかなか除去はしてもらえない。さっき言われた治水という面からでしょう。

ですから、もっと開かれて、思い切って、で

きたら利水であっても治水だということで、かえって治水の面から除去するということ、ぜひぜひお願いしておきたいと思いますが。そうしないと、5年目から減反が廃止ですから、みんな、えびのは田んぼをつくりますから、これは水争いがありますよ。満々と蓄える井堰にしてほしいと思います。いいですか、お願いしておきますよ。

○東河川課長 原則はございますけども、農政部局等も地元等のお話等聞きながら、いろんな制度等もございます。一気にたまる場合だと災害復旧であるとか、いろんな形がありますので、さまざまな制度も含めて、その辺を十分協議してまいりたいと思います。

○西村委員 済みません、地元のことで申しわけないんですけども。今回も、細島工業港はたくさん事業を組んでいただいてありがたいんですけど、細島商業港のことで伺いたいんですが。細島港の商業港の、細島漁協の反対側の浸食というものが非常に激しくて、何度も北部港湾事務所のほうに要望なり、一緒に見に行ったりしていただいているんですけど、そこあたりの浸食対策っていうのは、これに含まれるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○永田港湾課長 お尋ねの細島港商業港の漁港の反対側に海岸保全区域がございまして、そこに、一部、以前、環境整備事業等で護岸をやっておりますが、そこから漏れてる区間がございまして。そこにつきましては、補助事業のほうで事業化できておりません区間ですので、単費のほうで手当てしたいと考えておりまして、今年度、ちょっと末になっておるんですけど、港湾事務所のほうで単費にて手当てをすると聞いております。

○西村委員 ありがとうございます。

その単費のほうでやるというのが、非常に長い海岸線で、東側のほうには民家があって、その前も頼まれてますし、少し入り江の入ったほうになりますと、もう浸食されて、上の道路が崩れてきそうな勢いだっていうことで、こちらも要望を上げてるんですが、全体をとということでよろしいのでしょうか。

○永田港湾課長 お話の件は、以前からの要望の件と、最近また、今おっしゃいましたように、道路との関係でお話お聞きしているところです。私どもといたしましては、道路がやるのか港湾のほうでやるのかっていう議論もございまして、まずはその辺の調査をしてみらんといかんなど考えるところでございまして、今すぐ、そこは事業化できるかどうかも含めて調査をしてみたいと考えております。

○西村委員 わかりました。北部港湾の方には、もう何度と足を運んでいただけてますので熟知されてると思います。ぜひ、お願いしたいと思います。以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもちまして河川課、砂防課、港湾課の審査を終了いたします。

午後1時に再開をいたします。暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

---

午後1時1分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

次に、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

○大谷都市計画課長 都市計画課であります。

当課の平成26年度当初予算について御説明を

いたします。

歳出予算説明資料の401ページ、都市計画課のインデックスのところをお開きください。

当課の当初予算額は35億5,372万5,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

404ページをお開きください。

一番上の段、(事項) 住みよいふるさと広告景観づくり事業費3,469万4,000円であります。これは、適正な屋外広告物の表示を図るため、屋外広告物監視員による取り締まりなどにより、風致を維持し、住みよいふるさと宮崎にふさわしい良好な景観づくりを推進するものであります。

次に、上から2段目、(事項) 都市計画に関する基礎調査実施事業費4,581万3,000円であります。これは、都市計画法に基づく法定調査に要する経費であり、県内の都市計画区域を対象に、これまで、おおむね5年ごとに調査を行っているものであります。都市計画区域内の人口規模、土地利用などの現況や将来の見通しについて調査・分析を行い、今後の都市計画の適正な決定・見直しなどを図るための基礎データとするものです。

次に、一番下の段、(事項) 改善事業、人と環境にやさしいくらしづくりのための交通戦略事業費72万6,000円であります。自動車交通の混雑緩和や公共交通の利用促進などを図るため、平成20年度に宮崎都市圏総合交通戦略を策定し、さまざまな施策に取り組んでおりますが、この事業は小戸之橋の通行どめを踏まえ、公共交通利用促進のため通勤バスの試験運行などを計画しております。

次に、405ページをごらんください。

下から2段目、(事項) 公共街路事業費18億785

万円であります。これは、国からの交付金を受けて都市計画道路の整備を行う事業に要する経費であります。都市における円滑な交通の確保や、良好な市街地の形成を図るための街路整備を行うものであります。

次に、一番下の段、(事項) 公共都市公園事業費 2億8,962万5,000円であります。これは、国からの交付金を受けて都市公園の整備を行う事業に要する経費であります。誰もが安全で快適に利用できる都市公園を目指し、老朽施設の更新や耐震化などを図り、安全・安心な公園整備を行うものであります。

次に、406ページをお開きください。

下から2段目、(事項) 新規事業、観光みやぎの再勢公園施設改修事業費 4億3,700万円、それと一番下の段、(事項) 新規事業、第26回全国みどりの愛護のつどい事業費 116万9,000円ですが、これらの事業につきましては、委員会資料で御説明をいたします。

委員会資料の28ページをお開きください。

新規事業「観光みやぎの再勢公園施設改修事業」について御説明をいたします。

1の事業の目的・背景についてであります。本県を代表する観光地として重要な役割を果たしている県立青島亜熱帯植物園と県立平和台公園において、老朽化した施設の再整備を行うことにより、観光地としてのさらなる魅力アップを図ることを目的としております。

2の事業の概要であります。①の予算額は4億3,700万円で、その財源は、全額、その他の特定財源であり、地域の元気臨時交付金を活用しております。事業期間は、平成26年度としております。

(4)の事業の内容であります。①の県立青島亜熱帯植物園につきましては、老朽化が進

み、耐震性などの問題のある大温室や管理事務所の建てかえなど、園のリニューアルを行うものであります。

右側、29ページの平面図をごらんください。

図面中央にありますのが大温室で、右側にトイレと管理棟が植物園の入り口付近にあります。それぞれの現況写真を添付しておりますが、老朽化したこれらの建物を敷地内の1カ所に集約して建てかえる計画であります。

なお、図面左側の緑で着色しておりますのは、宮崎市による国民宿舎跡地の整備計画を示しており、今年度中に整備が完了すると聞いております。

なお、今回の施設の建てかえ計画は、市の施設と一体的な空間となるよう、宮崎市と連携して取り組みたいと考えております。

戻っていただきまして、28ページの中ほどをごらんください。

②の県立平和台公園につきましては、老朽化しているレストハウスにつきまして、サッシや外壁の改修と、耐用年数を大幅に過ぎ、交換部品の調達も困難となっておりますエレベーターを更新するものであり、その際にバリアフリーにも対応した展望所として屋上を開放できるよう防水加工や手すりの取り付けなどの必要な改修を行うものであります。

下の写真をごらんください。

レストハウス屋上からの眺望でありまして、屋上を展望所とすることで、このような市街地を一望する眺望が確保されると考えております。

これら2つの公園の事業につきましては、今後、地元や関係機関などと調整を図りながら設計を進め、早期に工事を着手したいと考えております。

3の事業効果についてであります。

1つ目に、県民はもとより毎年多くの観光客が訪れる両施設におきまして、公園としてのさらなる魅力アップを図ることができます。

2つ目に、新たな観光資源の開発や磨き上げを行うことで、より多くの集客が期待できます。

3つ目に、年間約10万人が訪れている県立青島亜熱帯植物園につきましては、現在宮崎市が整備を進めております旧国民宿舎跡地と一体となった取り組みによりまして、青島神社と並ぶ観光の中核として青島地域全体の活性化につながるものと考えております。

次に、委員会資料の30ページをお開きください。

新規事業「第26回全国みどりの愛護のつどい事業」について御説明をいたします。

1の事業の目的・背景についてであります。緑の愛護運動を行っている関係者が一堂に集う全国みどりの愛護のつどいを誘致することにより、本県の魅力を全国にPRするとともに、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりや緑を守り育てる国民運動を積極的に推進することを目的としております。

2の事業の概要についてであります。⑴の予算額は116万9,000円で、財源は全額県費であります。⑶の事業期間は平成26年度から27年度までの2カ年としております。⑷の事業内容についてであります。平成26年度を開催の準備期間とし、平成27年度につどいを開催する予定であります。

このつどいの概要につきましては、以下のとおりでありまして、開催日は平成27年のみどりの月間のうちの1日で、例年土曜日に開催されております。主催は、国、県、市からなる実行委員会で、宮崎市にあります阿波岐原森林公園

を会場として、式典や記念植樹などを行います。参加者は、約1,500人を予定をしております。

この全国みどりの愛護のつどいにつきましては、本県ではもちろん初めての開催であり、県・市の都市公園を会場とした大会としては、九州では初めてとなります。

なお、具体的な内容等につきましては、本年7月ごろに立ち上げる実行委員会準備会で検討していく予定であります。

3の事業効果についてであります。1つ目に、これまで皇太子殿下の御臨席を賜り開催されているこの全国行事を誘致することで、本県がマスコミなどにより全国発信されることが期待できると考えております。

2つ目に、豊かな潤いのある住みよい環境づくりに本県が積極的に取り組む姿勢を全国にPRできるとともに、県民の意識を醸成することができると考えております。

当初予算につきましては以上であります。

次に、31ページをごらんください。

議案第29号「都市公園条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。消費税及び地方消費税の引き上げなどに伴い、都市公園の使用料について所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容についてであります。

⑴の消費税法などの引き上げに伴う改正といたしまして、①は、条例別表第1のうち、公園施設の管理許可による使用料、これは、平和台公園のレストハウスの使用料になります。また、第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料、これは、公園内での映画の撮影や物品販売などの使用料になりますが、これらの使用料につきまして消費税の引き上げ相当額を加算するものであります。

②は、同じく条例別表第1のうち、占用期間が1月未満の都市公園の占用許可による使用料、これは、イベント時に仮設工作物などを占用される際の使用料になりますが、その税率を1.05から1.08に改めるものであります。

③は、付表を含む条例別表第2、この表は総合運動公園の野球場や庭球場などの有料公園施設の使用料を定めておりますが、駐車場料金を除く使用料につきまして、消費税の引き上げ相当額を加算するものであります。

具体的な使用料の金額につきましては、お手元の議案書の209ページから236ページにお示しをしております。

(2)の一部施設の使用料の見直しに伴う改正といたしましては、総合運動公園の屋内練習場の照明設備使用料につきまして、利用者がより使いやすい施設とするため、1時間当たり3,720円から2,640円に改めるものであります。

3の施行期日につきましては、平成26年4月1日から施行することとしております。

都市計画課は以上でございます。

**○森山建築住宅課長** 建築住宅課であります。

当課の平成26年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の407ページ、インデックスの建築住宅課をお開きください。

当課の当初予算額は25億1,942万9,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

409ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)建築確認指導費2,837万4,000円であります。これは、建築物の建築確認、許可及び検査等に要する経費であります。

410ページをお開きください。

次に、(事項)建築物防災対策費2,027万円で

あります。これは、地震や崖崩れ等による建築物の被災を未然に防止するための対策等に要する経費であります。

説明欄3の木造住宅耐震化リフォーム促進事業につきましては、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断や、耐震基準を満たさない木造住宅の耐震改修を支援するものであります。

次に、1つ飛ばしまして、(事項)建築物地震対策費1億1,116万5,000円であります。これは、木造住宅を除く建築物の耐震化の促進に要する経費であります。

説明欄1の新規事業、建築物耐震化促進事業につきましては、後ほど委員会資料にて御説明いたします。

次に、411ページをごらんください。

(事項)県営住宅管理費10億8,148万7,000円あります。これは、県営住宅約9,000戸の管理に要する経費で、入居者募集や修繕に要する経費及び指定管理者への委託料等であります。

次に、その下の(事項)公共県営住宅建設事業費9億1,359万4,000円あります。これは、県営住宅の整備に要する経費で、既に着手しています日南市の馬越団地、高鍋町の持田団地に加えまして、新たに宮崎市の平和が丘団地の4号棟、新富町の新田麓団地1号棟の建設に着手するほか、既存住宅の高齢者改善等を予定しております。

次に、一番下の(事項)市町村営住宅建設促進費2,730万円あります。これは、市町村営住宅の建設促進に要する経費で、市町村が整備する高齢者や障がい者向け住宅の整備に係る経費の一部を補助するものであります。

412ページをお開きください。

次に、一番上の(事項)公共優良賃貸住宅供

給促進費5,452万8,000円であります。これは、民間事業者等が行う高齢者や障がい者、子育て世帯向けの良質な賃貸住宅の建設等に対する助成経費であります。

次に、常任委員会資料をごらんください。

32ページをお開きください。

新規事業「建築物耐震化促進事業」についてであります。

まず、1の事業の目的・背景についてであります。建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正されまして、大規模建築物の耐震診断が義務化されますとともに、避難路沿道建築物及び防災拠点建築物の耐震化の取り組みが求められております。このため、大地震の際に多数の生命に影響を及ぼす大規模民間建築物の耐震診断に対する支援を行うとともに、避難路沿道建築物の調査を行うものであります。

次に、2の事業の概要についてであります。予算額は1億1,116万5,000円で、財源、事業期間につきましては記載のとおりであります。

(4) 事業内容ですが、1つ目は耐震診断事業で、予算額は1億516万5,000円であります。これは、5,000平方メートル以上かつ3階建て以上のホテル、百貨店などの不特定多数の者が利用する大規模民間建築物の耐震診断費用について補助するものであります。対象建築物は17棟程度を予定しております。補助率は6分の5でありまして、括弧内の補助の内訳につきまして御説明いたします。

下の財源構成の表をごらんください。

耐震診断を行う建物所有者に対しまして、国、県、市町村が一緒になって補助を行います。国から建物所有者への直接補助が6分の1、県及び市町村の補助がそれぞれ3分の1ずつで、合計6分の5の補助となります。

太枠で囲んだ県の補助金ですが、県は、国からの交付金を受けまして、建物所有者に補助を行います。今回、予算をお願いしておりますのは、この部分でございます。

国からの交付金は、県の事業費の2分の1ですが、上の(2)に戻っていただきまして財源でございますが、これを見ていただきますと、国庫支出金が5,557万4,000円、県費が5,559万1,000円と1万7,000円の差がございます。これは、建築物ごとに千円単位で端数処理する関係で生じております。

下の表に戻っていただきまして、市町村につきましても、県と同様に国の交付金を受けて補助していただくこととしております。上の補助率6分の5の、括弧内の国・県・市町村の補助割合ですが、国が直接補助6分の1と県及び市町村への交付金6分の1ずつで、この3つを合わせまして国の補助が2分の1となります。これに、県と市町村がそれぞれ6分の1ずつ補助しますので、全体で6分の5を補助することになります。

事業の2つ目でございますが、避難路沿道建築物調査事業で、予算額は600万円であります。

対象となる避難路沿道建築物は、大地震により倒壊した場合、道路幅員の過半を塞ぐおそれのある建築物でありまして、避難上支障がありますことから、沿道建築物の現況調査を行うものであります。

今回の調査対象は、高速道路や未供用部分を除く緊急輸送道路の沿道の建築物としております。

最後に、3の事業効果でございますが、建築物の耐震化により、大地震の際の建築物の倒壊を未然に防止するとともに、避難路の確保や、より多くの生命や財産を守ることができ、人的

被害や経済的被害の軽減など減災効果が高いと考えております。

予算関係については以上であります。

次に、委員会資料の33ページをごらんください。

議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由は、指定試験機関や根拠となる法律の名称変更等に伴いまして、建築及び宅地建物取引等に関する手数料について、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。宅地建物取引主任者資格試験等の指定試験機関の一般財団法人等への移行や、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」から「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」への法律名の変更等によりまして、関係規定を改正するものであります。

具体的な内容につきましては、お手元の「平成26年2月定例県議会提出議案（平成26年度当初分）」の65ページから67ページ及び154ページから157ページにお示ししております。

3の施行期日は、平成26年4月1日から施行を予定しております。

建築住宅課は以上でございます。

○上別府営繕課長 営繕課であります。

当課の平成26年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の413ページをお開きください。

当課の当初予算額は8億683万4,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。

415ページをお開きください。

まず、(目)財産管理費の(事項)庁舎公舎等管理費1億7,346万3,000円です。これは、

庁舎公舎等の維持補修に要する経費です。

次に、(事項)電気機械管理費3億4,324万2,000円です。これは、庁舎等の冷暖房設備や昇降機設備等の保守点検、その他改修工事など、機械、電気設備の維持管理に要する経費です。

次に、(事項)電話設備等管理費1,151万3,000円です。これは、庁舎等の電話交換設備の保守点検、修繕など電話設備の維持管理に要する経費です。

416ページをお開きください。

(目)建築指導費の(事項)営繕管理費698万3,000円です。これは、営繕課で執行する建築工事等に係る積算業務のための単価作成や県有建物保全情報の整備などに要する経費です。

営繕課は以上です。

○黒木委員長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○押川委員 建築物耐震化促進事業についてです。ありがたいというふうに、まずお礼を言いたいと思いますが。

まずは、これは県内のホテル、百貨店の耐震診断を行うということで、6分の5の補助をいただくということですから、これ17棟ということでもありますけども、県内には、これの基準に達するのが17棟ということでしょうか。

○森山建築住宅課長 対象建物といいますのは、昭和56年の5月以前に着工された建物でございますが、県内には40棟ほど対象がありまして、耐震診断がなされていないと思われるものが17棟程度ということでございます。

○押川委員 その中で今回耐震をされて、耐震診断結果の報告は27年度に何か報告をされなく

ちやいけないというふうに聞いているんですが、そのような方向でいいんですか。

**○森山建築住宅課長** この大規模建築物の耐震診断の結果報告につきましては、所管している行政庁のほうに平成27年12月31日までに報告するように法で定めてございます。

**○押川委員** 高速道路関係が、一応、本年度3月16日で延岡まで、そして来年度は大分、北九州までということになって、観光の中でもいろいろ話をしたんですが、やはり本県に誘客をする、そういう中で、今回この17棟の中でホテルが何ぼあるか、ちょっとわかりませんが、耐震で今回改修が、もし必要になるということになると、現在でもレマンさんとかプラザさんとかやめられたし、コンベンションでは国際会議場あたりも使えないような状況ですよ。せっかく人が来るのに、そういうことで、耐震診断の結果によって改修ということになってくると、やっぱり莫大な経費が要るということになりますので。これ、27年でありますから、できれば早い時期に県あたりも、そこらあたりで対策費あたりを早目に交付をすることによって、やめようと思っている方々がとまるような形の中で対策を打ってもらわないといけないんじゃないかなという感じをしてるんですよ。

これは議会の中でもいろいろ質問等もあったというふうに理解をしておりますけども、そのような形の中で対応あたりを、私はお願いしたいと思うんですが、課長、いかがでしょうか。

**○森山建築住宅課長** 今、委員がおっしゃったように、非常に重要なことだと思っております。

それで、耐震改修につきましては、今から耐震診断を行いまして、建物所有者の方にいろいろな意見を聞いたりしながら状況を把握しまして、市町村と一緒になりまして、また財政事情

とか公平性とかいうこともございますので、そういう課題を勘案しながら、早い時期に検討してまいりたいというふうに考えております。

**○押川委員** ありがとうございます。できるだけ、やはり早目にそういう対策あたりが行われるということであれば、業者の皆さん方も安心されて、今後そういう計画を立てられるというふうに思いますので、部長、これもひとつ一緒をお願いをしておきたいと思います。

そして、やっぱり商工と関連をして、やはり本県の誘客として滞在ができる施設というのは大事だというふうに思ってますので、よろしくお願いをしときたいと思っています。

それから、観光みやぎきの再勢公園施設改修事業についてということで、これにつきましては再度お願いしたいと思いますが、亜熱帯植物園と平和台公園は幾らずつぐらいでしたかね。

**○大谷都市計画課長** 全体が4億3,700万のうち、約1億円が県立平和台公園、残りの3億3,700万円が県立亜熱帯植物園になります。

**○押川委員** そこで、年間10万人ぐらい青島亜熱帯植物園には訪れられるという報告でありましたけども、果たして、改修をされて、今後この活用の中で津波あたりを考えたときに、果たしてあそこに3億幾らも入れて整備をする価値というものがあるかなというふうに思うんですけども、このあたりはどうでしょう。

**○大谷都市計画課長** いわゆる青島に訪れられる方、これが年間約80万人ほどございます。そのうち、植物園には10万程度が来られるわけですが、今回こういった形で魅力アップを図ることで、その80万のうちから少しでも多くの方をこの植物園で回遊をしていただいて、そして参道の土産販売店舗がございまして、そのあたりで消費をしていただくといいですか、

そういったことで公園の魅力アップを図って対応していきたいというふうには考えております。

**○押川委員** 外も、箱物も大事かもしれないけども、その中身というものは、どのような形の中で、今後魅力あるものにされていかれるのか、もし計画があれば教えてください。

**○大谷都市計画課長** 来年度、いわゆる新年度に、この大温室と管理棟、トイレを1カ所に集中してつくるわけですけれども、まず大温室の植物につきましては、その次の年度に移しかえを考えております。この大温室の中には、いわゆるシンガポールとか、海外からの非常に貴重な植物がございます。そういったものを、どういったものを選んで移しかえるとか、そのあたりを26年度に委員会等を立ち上げまして、専門家の方の意見を聞きながら選んでいって、植物の移設、昔とちょっとコンセプトが違いますので、魅力ある公園ということで、花を見ていただくといえますか、そういった形で考えていきたいと思っております。

それと、管理棟とトイレ、これについては1カ所に集中しますが、これにつきましてもいろんな室内のイベント等ができるような施設、そういったものをつくっていきまして、指定管理者が十分活用できるというような施設にしていきたいと考えております。

**○押川委員** わかりました。せっかくリニューアルして、そういう形でやっていかれるということであれば、県内外、たくさんの方が、約80万も青島に行かれるということであれば、そういった方々が、ぜひ寄ってみたいようなものにしていただかないと、ただ単に国から金があるから、それを活用してリニューアルするということだけでは、なかなか効果がないんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういうよう

な方向の中でやっていただきたいと思います。要望しときたいと思っております。

**○黒木委員長** 押川委員、よろしいですか。

**○押川委員** はい。

**○外山委員** せっかく今意見が出たんで、考えについて少しお願いしますが。この青島の植物園は、宮崎市のほうで活性化計画つくって、その中にいろいろ絵も描いてありますよね。その後、宮崎市の活性化計画が宙ぶらりんとか、進行していない状況ですよ。今、商工のほうにもちょっとお聞きしたんですが、ここを管理しておられる県土整備部のほうとしては、宮崎市の活性化計画のその後、どういうふうに関心されてらるんですか。

**○大谷都市計画課長** 今委員がおっしゃいました青島地域活性化基本計画、これは宮崎市が策定をしております、参道の北側ですか、あそこは旧橘ホテルの跡地はブルーアイランドが計画されておりましたが、それも計画に入っていました。そういったのが頓挫をしたということで、今、宮崎市が計画の見直し、それに地域の経済団体の方とか青島の住民の方、そういった方たちから意見を聞いて調査を始められるということをお聞きしております。

委員おっしゃいました、この基本計画の中で、青島亜熱帯植物園の中に、今の施設以外の施設も計画がされております。そういったものも、今後、市のほうでどういった位置づけをされるか、そういったことを今後我々は見きわめていきたいというふうには考えております。

**○外山委員** ということは、市のほうで、この植物園の中に何か施設をつくったりという計画が出てくれば、それも一緒になって協議しながら考えていくということになるわけですか。

**○大谷都市計画課長** この活性化基本計画の中

に位置づけがされております事業につきましては、市のほうがそれを具現化する際に、関係機関と十分協議をしてやるというふうな計画の内容になっております。したがって、市のほうがそういったことで計画をされるということであれば、我々も観光部局等とも協議をして一緒になって考えていきたいというふうには考えております。

**○外山委員** やっぱり、そういう方向で、当然、仕分けをしながらやっていかないと、これは生きてこないですね。

あの活性化計画の絵を見ると、例えば鳥居は日本一きれいな鳥居をつくるとか、それからこの中にシーフードレストランをつくるとか、私は非常にいい計画だと思うんですよ。ですから、そういうものが、また一回表に出てきたら、そういう市の意向も考えて対応してもらいたいと思います。

その中で、今度、温室を移転改築ということですが、公園全体の見直しというか、今、植物があっちこっちありますね。例えばあそこの中に行ってみると、亜熱帯植物の中に松の木が結構あるんです。ちょっと違和感を感じるんですよ。だから、これをどうするかということも考える必要があるだろうし、今の植栽の植えかえもやっぱり検討していただきたいです。ただ温室だけをどうするんじゃないかと、やっぱり全体的な計画としての方向をこれから検討してほしいと思うんですが、どうでしょうか。

**○大谷都市計画課長** 委員がおっしゃいました、いわゆる園の外側にあります亜熱帯植物、いわゆるピロウであるとかヤシ類であるとか、たくさんございます。その中に松の木もございます。確かに園のコンセプトからいきますと、松はどうかということはあるんですが、実は、あの松

は、やっぱり地元の方にとりまして、ちょっと防風林的な役目にもなってるというふうなことも聞いております。

今回、リニューアルするわけですが、当然ながら物をつくりまして移植、それと大温室の撤去等もござります。それとあわせて外側の植樹等につきましても、園路整備などとあわせて検討していきたいというふうには考えております。

**○外山委員** やっぱり専門家も入れて、植栽をどうやって移動するか、切るか、残すか、検討をしてもらっていいと思っております。

ちょっと関連があるから、ここでちょっとお尋ねをしますが、向こうの南のほうの国民宿舎の跡地がありますよね。あれは市のほうに無償で貸与をしておるわけですよね。どうなんですか、あれは。

**○大谷都市計画課長** この国民宿舎跡地につきましては、県のほうから市のほうに無償で貸し付けをしております。

**○外山委員** あそこに行ってみますと、あそこは駐車場で利用するという意識で私もおりましたし、市の当初の計画も、何かそういうことであつたと思うんです。だから、あそこは、例えば海水浴の時期なんかは車が物すごくふえて、混雑して、なかなか大変なんです。

ですから、あの国民宿舎跡地を全部駐車場で、バスから何かあそこに全部収容して、この植物園を通って青島にお参りしてもらおうと。ですから、今の参道のお土産屋さんもあるんですが、いろんな問題があつて、あそこをいいほうに持っていこうとしても、なかなか行政との話がつかずに今のままになってますよね、非常におかしな状況ですね。

ですから、もうそれはそれで置いて、植

物園の中にレストランとかいろんな物販販売所なんかも、あちこちきれいな物を置いて、行政がそれをつくって、それをリースをするという形でもいいと思う。そのときに、国民宿舎跡地にバス等も含めた駐車場を置くのがいいとおっしゃったら、あそこに行ってみたら、本当に少しの車しか置けない駐車場になって、あとはどうするのかといったら公園ですと。公園は、宮崎市が周辺にいっぱいつくっておるんです。何で今さら、あそこにまた公園をつくるのか。どうも、そのところがよくわからないんですが。市に貸与するときに、県のほうが当然契約をされたはずですよ。その契約書の中に、あの利用に関しては県も意見を言うとか、そういう条項は入っておるんですか。

**○大谷都市計画課長** 国民宿舎跡地につきましては、最初は、市のほうに、今の跡地のままで貸与をしておりました。地元の方がゲートボールとかで使われておられたんですけども、今回、先ほどから申し上げております青島地域活性化基本計画、これが市のほうでつくられておりますけれども、その計画の中でも、今の国民宿舎跡地は多目的広場で使おうというような位置づけになっております。それがございまして、そういった計画にのっとって整備をされるということだったものですから、県としてもそれを認めて契約をしたと、貸し付け契約をしているというふうなことになっております。

**○外山委員** その契約書の中には、あれを利用するときには県の了解を得るとかそういう文言は入っていないんですか。もう一切、白紙委任なんですか。

**○大谷都市計画課長** 貸し付けの中には、貸し付けをして、そして利用方法、そういったことについては今お話ししたような内容ですけれど

も、当然、しっかりした維持管理をしていただくと。今、あそこの公園については指定管理者に委託がされておるといような状況になっております。そういったことをしっかり我々も確認をしていくと。

それと、契約の条件につきましては、もし使わなくなったというときには、ちゃんと現状に戻していただくというふうな内容にしております。

**○外山委員** 私は、あの青島の一帯のガンは、土産物屋の前に何人か客引きがおりますね。あれが、よそから来た観光客には非常にイメージが悪いんですよ。それであそこを素通りしていく。だから、それを前から私が言ってきたけど、なかなか商店街の意見がまとまらないっていうか、地元が。そこは法的に何もできないっていうこと。

だから、それをなくすためには、国民宿舎跡地にちゃんとした駐車場を置けば、もう客引きなんかせんでいいわけでしょう。だから、そういうことも総合的に考えて国民宿舎跡地を有効利用できんかということ、ずっと私も言ってきたんですが、どうも市のほうでは、借りた、一部のそういう人たちの意見も聞くと、ああいいう中途半端な利用、多目的広場と一部の駐車場というような使われ方しておるんです。

ですから、今の段階でとやかく言ってもしょうがないから、あくまでも県のほうが了解するような形での利用ということであるならば、今後、青島全体を考えたときに、あそこの跡地がどうあったらいいかということも検討されて、今後の対応もしていただきたいということ、きょうは、もうそれは要望にしておきます。

次の件ですが、平和台公園の改修事業、エレベーターつくるというお話はよくわかりました

が、ことし、あの木を切ろうよという話で、そのための調査をされたと思うんです。来年度に向かって、どっか木を切る予算措置がしてあるんですか。

**○大谷都市計画課長** 平和台公園の眺望につきましては、去年、委員会のほうで現地を視察していただきました。あのとき、いわゆる試験的に塔前広場を切って、そして検討していきたいということで御説明したかと思うんですが、現在、塔前広場の部分が、今、伐採、一応試験施行が終わりました。

今の眺望のことをちょっとお話しさせていただきますが、前とかなり違った眺望、あの塔から見えております。

**○外山委員** 今の塔前広場って何ですか。

**○大谷都市計画課長** 塔の前の広場です。済みません、平和の塔の前の広場です。

**○外山委員** わかりました。では、東のほうは一応試験的に切って、大分よくなったと。

**○大谷都市計画課長** はい。

**○外山委員** こっちの南側のほうは、これからですか。

**○大谷都市計画課長** いや、塔前の広場につきましては、もう全部、上のほうですね。

**○外山委員** 南のほうも。

**○大谷都市計画課長** 塔前広場部分は切っております。平和の塔の前の広場に植わってるやつは。

現地を見ていただいたときに、その奥側については自然林になってたかと思うんですが、自然林の伐採については非常に厳しいということを御説明したかと思えます。

今、その眺望が、ある程度確保できたということ、それと今後どういった形で葉っぱがついていくかとか、そういったことを来年度調査を

しようと思っておりますので、今のところ予算上は計上はしておりませんが、そのあたりを検討していきたいと。

それと、この前の現地を調査していただいたときに、上の段に行くとかかなり見えた、眺望が確保できたということを御説明しましたが、それにつきましても、今はもう準備を進めております、上の開放。それとまた、レストハウスの上からの眺望も今回よくなると思いますので、平和台からの眺望については、かなり改善が図られるのではないかと考えております。

**○外山委員** よくわかりました。一回見に行つて、眺望をチェックします。ありがとうございました。

**○中野委員** 関連質問みたいな質問ですが、いわゆる平和台、あそこの塔前ということで、肝心の塔ですよ、「八紘一字」っていうんですか、この前行ったときに中に初めて入りましたが、あれを設計された方の彫刻が四隅にありましたよね。あれが、もう耐用年数というか来て、何か触ればぼろぼろになるような話をされましたが、あれは保存できないものかどうか、保存すべきじゃないかなと思うんですが、そういう事業の取り組みはされないんでしょうか。

**○大谷都市計画課長** 塔内にありますレリーフ、これについては石膏レリーフになっておりまして、やはり石膏ですので湿気等に非常に弱いということで。そこの塔の内部につきましては、かなり環境的にはいいもんですから、今まで劣化の進みぐあいが少なかったということがございます。

今後、劣化の状況を見ながら、もしも悪くなるようであれば補修等も考えていきたいと考えております。

**○中野委員** 悪くなるような話でしたが。私は、

あの中へ初めて入りましたが、何で、常日ごろ、中に入るといかにもんですかね。入ってもよかったような気がするんですが。今言ったそういう彫刻類が、人の息か何かで劣化するからという意味ですか。何か、そのほか神聖なる場所だという意味で入れんようになったんですか。

**○大谷都市計画課長** 今、塔の内部につきましては、開放につきましては、学術研究とかそういった場合については開放しておる状況です。今、年に1回、県民の皆さんには見ていただくようにしております。

常時公開ができないかというお話でございますが、やはり常時公開をするということは、いわゆる塔内の乾湿の状況とかいうことが非常に変わってまいります。そういったこともございまして、レリーフの保存上の問題、こういったものがありますので、今のところ常時公開ではなく、一部の公開ということでっております。

**○中野委員** そういうことで、あのレリーフですか、あれなんかも頑丈な物に補強して、できたらあの中を開放することで、一段と観光的資源になるんじゃないかなというような気がしましたが。そのほか、あれを建設するに至るいろんな歴史的なものも展示したり、いろいろあれば、そこ辺に見合って何かもっと、紀元2600年を記念してつくられたものですから、もうしばらくすると紀元2700年になりますから、100年も歴史があるということになりますので、ぜひ何か前向きに検討してほしいなという気がしましたが。あなたの考え、一存でできるんじゃないですか。

**○大谷都市計画課長** この平和の塔につきましては、建てられた経緯、いろんな歴史認識とございますか、そういったものもございまして、過去には、この平和の塔の扱いにつきまして、い

ろんな団体の方が意見を申されたというふうな過去の経緯もございます。

そういった中で、塔の内部につきましては、一番はレリーフの保存の問題があつてこういった公開の方法をいたしておるんですけども、県民の皆様方には見せてあげたいということで年1回やっておりますが、委員がおっしゃったように、この見せ方につきましては、もうちょっと回数をふやすなり、そういったことについてはちょっと検討していきたいというふうには考えております。

**○中野委員** 京都、奈良のああいう古都ですよ、神社仏閣がたくさんありますが、ああいう重要文化財等を見ることで観光が多いんですよ。やはり、私はそういう意味からも、もう歴史的建造物になりつつある平和の塔ですから、そしてまた、記紀編さん1300年じゃないけれども、そういう歴史も含めて、私は堂々と見せてもいいような気はしますが。ぜひ、前向きに検討してください。

年1回と言われるけど、我々もテレビニュースをその夜か、翌日の新聞を見て開放されたということを知るぐらいですから、いつどこで公表されるかわからないですよ。いつも、あそこを開放しとけば、いつでも見られるわけですから、ぜひ検討してください。要望にしておきます。

それから、冊子のほうにちょっと入りますが、やはり都市計画課ですが、406ページ、ここの都市公園管理費というのが2億8,554万3,000円ありますが、大した事業だなと思ったんですが。それで、6つほど公園がありますけど、これは全て県立公園ということですがね。

**○大谷都市計画課長** ここに上げております1から6の公園のうち、青島亜熱帯植物園は公の

施設になっておまして、5を除く公園、これにつきましては都市公園という位置づけになっております。

○中野委員 5を除くほかの5つは都市公園ということで、それを管理するのはどこが管理するんですか。

○大谷都市計画課長 この1番から6番までの公園、植物園につきましては、指定管理者に管理をお願いをしておまして、その費用をここで計上をしております。

○中野委員 いわゆる指定管理者は、宮崎市がしてるわけじゃないわけでしょう。どっちみち県が管理する公園という意味じゃないんですか。県立公園であるかないかわかりませんが、県が管理する公園には間違いはないんじゃないですか。

○大谷都市計画課長 委員のおっしゃるとおり、県が管理する公園でございます。

○中野委員 それで、そのことを再確認をした意味は、あなたは何かこう身構えておられるんですけど、そういうつもりで言ってるんじゃない。もっと世の中を知って物を考えたいと思って、その県立の公園にならないいきさつがあったと思うんです。それ、どこも大体観光地ですよ、観光。さっき青島は80万で、10万人がこの県立の公園という話があったし、西都原が西都市で、あとは全部宮崎市。ところで、えびのも一応市だから、都市だから、都市公園があってもいいなと思うんです。

それで、今ふと思ったんですが、今思ったんじゃない、さっき思ったんですが。えびのは京町温泉が、唯一、宮崎県にある温泉街ですよ、温泉郷。宮崎県では、ただあそこばかりなんです。宮崎県の周りの大分、熊本、鹿児島県は温泉だらけですので観光客も多いんですが、その中で唯一、宮崎県にある温泉郷の京町、今度

は土地計画街路事業が始まって、おいおい駅なんかも整備をされていきますが。

私は、この京町温泉をどうにか、つくられた観光場ですから、もともと自然を云々じゃないから、持ってきて植えた木ばかりでしょうが。自然に生えたところを切らんかったちゅうぐらいのもんですから。ですから、あの京町温泉郷を、京町温泉そのものを、この県立都市公園にしてもらって、何か温泉と一緒に、夢をもう一度で、何かこの観光の浮揚の地にできんもんかなと、こう先ほど思ったんですよ。よかアイデアだなと思いつながら。

やっぱり宮崎県では温泉としては際立ったところですから、全部これは亜熱帯だとか古墳とかそういう、いわゆる温泉郷の温泉は、その周りの県が幾らでもあっても、宮崎県には既得性がないですから。何か、そういう公園化して、こういうふうにすれば、何だかんだとやれる仕事もあるでしょうけれども。例えば要所要所を、何か癒しを求める京町温泉郷にしてもらえば、非常に。黒川温泉も癒しがあるからやったんですよ。周りに杉の木とか、ああいう癒しにならん、花粉症のもとになるような木は全部切つて、もみじみたいな広葉樹をとりあえず植えて、育てて、ああいう温泉にしたんですよ。あれが県立か何か知りませんが。

えびのあたりでも小さいですから、それを今度の街路事業工事に使って、何か要所要所があれば、あるいは道路をつくる时候にもそういう公園的なものにして、これは何かええところやな、感じのええ場所やなとか思うように公園化してもらえば、四、五年じゃうまくいかんでしょうけれども、10年、20年、50年ぐらいになるときは、すばらしい温泉郷ができるんじゃないかなと思うんです。

2億8,500万もお金を使って管理するんだから、平均でも四、五千万ですよ、5,000万ばかり。毎年、京町温泉に5,000万ずつ管理料を渡してやれば、これは立派な公園になりますよ。ぜひ、お願いします。意気込みをお聞かせください。

**○大谷都市計画課長** ここに掲げております公園、確かに宮崎市と西都市の分しかございません。今のところ、県の公園といたしましては、また新たに整備をする計画につきましては、残念ながら今のところ持ってありません。

しかし、ことし、委員おっしゃってました京町温泉駅付近の街路事業に着手をしたいというふうに考えております。ちょうど温泉街の近くを通る道路になりますが、この道路とあわせて、えびの市さんのほうも駅周りの整備、こういったものも考えておられます。そういったところで、私も県のほうは、えびの市のほうに協力をしていきたいというふうに考えております。

**○中野委員** えびの市に協力を云々と言われたが、えびの市が逆に県に要請するように、今からどんどん運動していきますので、お願いしていきます。

**○黒木委員長** よろしいですか。

**○井上委員** 先ほど外山委員から出た、観光みやぎきの再勢、応援、この施設整備事業の、委員会も、一旦現地行ってるので、実際に自分たちで歩いているわけですよ。外山委員言われるように、青島の再勢というのは、これはもうやっぱり観光地としては、もう前々から何度も私も議会で取り上げさせていただいてますが、何らかの形で突破口を開いていかない限りは、ずっとあのまんまというか、何か中途半端な観光地みたいな形で、そのまま置いておくということになると思うんです。

それと、外山委員が言われたのは、単にここだけ貸して、ここだけ何かしてというような場当たり的っていうよりも、やっぱり抜本的なことを考えていくだけの力を県も持たないといけないのであって、絵が描けるようにしていかないといけないのではないかなと思うんです。一方では、サーフィンとかしておられる人がいたり、いろんな意味での、あそこは人の集まる場所でもあるわけですね。

ですから、今回同じお金をかけるとしたとき、ただここだけやるという感覚でやるのか、それとも将来見据えてやるのか。松形知事の時代ときには、あそこをこうしようああしようという絵を描かれていた部分も、私もそのころのお話を聞いているわけですが、だからこそ、余計に、余りにも進まないのも非常に焦りはあるわけですよ。

せっかくスポーツランドみやぎきとって、キャンプも巨人軍が来てくださって、ああいうふうに、やっぱりあそこまでにぎわいがあるって、それをずっと広げていくという力を、そしてどういうふうな、さも仕上げいくのかっていうのがないと、余りにも、見てて、こっちからこういうふうにして人を動かしたらいいのにとか、行って見て、いつも思うわけですよ。だけでも、それがそのまんまで終わりで、手つかずで、最初のころ、お話聞いているときは宮崎市待ちみたいな、宮崎市がどうするかっていうことばかり言っておられたっていうのは、議会答弁でもそういうふうにいるので。

だけど、今ここに来て、この橘ホテルの跡のこととか、いろんな意味で、観光宮崎を標榜するなら、もう少し県土整備部としても、そこに力を入れる。「再勢」の「せい」というのは「勢い」という字を使っていたらいいので、ある

意味、そういう思いは込められているのかなという思いもするわけですけど、余りにも、ここだけあそこだけって言われると、ちょっと心配なんですよね。

青島のあのあたりに行っていたらわかりますが、もう観光としてのありようというよりは、ほかの雰囲気が変わりつつあるところもあるわけです。だから、本来の、もともと青島が持っていた観光地としての動きというのが、とまってしまうのではないだろうかという思いがしてならないわけですよね。

ですから、これで3億4,200万かけていただけるということは大変ありがたいと思いますが、じゃ、これの先は何なのって、どうなるのって感じがしないでもないんです。先ほど外山委員も言われましたけど、本当に地場の物を食べさせるレストランがあったりするのもいいでしょうし、前は、本当は福岡のほうからレストランが来る予定だったんですよね。絵は、本当にしっかり描いてあったのは事実なんです。

だから、やっぱり先をきちんと見る目、そして投資効果があるようにしないとまずいのではないかなというふうに思うんですが、先の見通して、あってこういうお金の使い方をしておられるというふうに理解していいんでしょうか。

**○大谷都市計画課長** 委員おっしゃいましたように、この青島全体の観光のあり方というのはあるかと思います。先ほどから申しておりますが、活性化基本計画、これの構想が以前ございまして、その構想段階では県も国も入って議論をさせていただいております。

今回、おっしゃいますように、全体の青島の活性化、これにつきましては、うちの観光部局が窓口になろうかと思いますが、そういったところ、それと宮崎市。今、宮崎市と県の関係課

で、青島地域活性化行政連絡会というものを市が音頭を取って立ち上げておるんですけども、そういった中で、それとあと宮崎市のほうからは、私どもの青島亜熱帯植物園、ここの魅力アップのお願い、要望等も来ております。

たまたまといいますか、今回、大温室が耐震性に問題があるということで、こういった形で今やるわけですけども、我々県土整備部といたしましては、この青島亜熱帯植物園の管理者として、まずは、ここの魅力アップ、これにとりあえずは全力を尽くしていきたいと。

それとあと、先ほど申しました活性化行政連絡会等もございます。また、宮崎市のほうからもいろんな提案等も出てくると思いますので、そういった場合に、我々、青島亜熱帯植物園を管理している県土整備部といたしましては、その関連につきましては十分検討をしていきたいというふうには考えております。

**○井上委員** これ以上はあれなんですけど、亜熱帯植物園が大事だからそこを残すだけっていうのだと、それも一つの観光のあれにはなるけれども。だったら、本当に、物すごい人数が来れるぐらいの亜熱帯植物園にできるのかっていうこととか、学術的にも何か特別なものをそこに置くのかとか、そういうことになると思うんです。だから、今の場合だと、現状をどうやってきれいにして維持するかっていう程度のことだと。

だから、やはり、きょう外山委員も言われたように、人の動きをきちんとするというのを考えないと、少なからず、これはあります、これはありますって、非常に散発的な感じでやられると、多分、地元の商店街の皆さんとも、あの状態のままどうまく話はできないと思うんです。だから、やっぱりそこも根本的なところ

になると思うんですが、担当は、それこそ観光推進課になるのかどうか分かりませんが、やはり丁寧な話を市ともして、行政的に、全体の各部横断的にもどうしていくのかっていうのは、きちんとした議論をしていただけるといいなと思ってるんです。

何か、私が青島のことを言うと、いつもマニャックに、東国原知事は、よく私をからかっておられました。だから、そういうことではなく、やっぱりきちんと観光地として、本当にブラッシュアップだとかという言葉を使うなら、きちんとしていただけたらなという思いがしてならないんですよ。

**○大田原県土整備部長** 今、外山委員、そして井上委員言われたように、この観光というのは、やっぱり本県にとっても重要な産業の一つというふうに私ども十分認識しております。この青島地区につきましても、この活性化のためには、今私たちが今度の新規の事業でやっている。それが、一つの結果といいますか、いい意味での場面も迎えると思えますので。これにつきましては、今いろいろお話が出てますように、両委員から言われたお話も当然ながら。

これと、あと観光局、県のほうですね、そこと、あとは、やはりここは市のほうが一番頑張ってもらわんといけませんので、そこ十分連携を図りながら、そして地元も当然抱き込みながら、今回のやつの中に県の施設をリニューアルするとかそういうのでなく、将来どういうふうに持っていけばいいのか、そこもちょっと見据えた形でのいろんな連携を図り、協議しながら、この事業を進めていきたいというふうに考えてます。

**○黒木委員長** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

**○清山副委員長** この411ページの県営住宅のところで伺いたいたいんですけども、住宅整備事業で5億3,300万で、平和が丘団地ほか3団地とありますけれども、これは全体の中で新しく団地をふやしていくっていうことではなくて、建てかえという形で理解してよろしいでしょうか。

**○森山建築住宅課長** はい。建てかえでございます。

**○清山副委員長** これは、ちょっと今後の方向性についてどういう方針を持たれているのか伺いたいたいんですけども。この平和が丘団地も非常に高齢化が進んでいて、交通手段がなかったり、生活の面で問題を抱えておられる方が多くて、大塚台でもすぐく公営住宅も多くて、県内いろいろあると思うんですけども。こういう公営住宅を建てかえるっていう際に、一つのアイデアとしては移転したり集約化していったり、そういうふうな居住政策の方向性ってというのはお持ちなんですか。

**○森山建築住宅課長** 我々のほうで長寿命化計画というのをつくっておるんですけど、その中で、ブロック造の平家建てとか、古い昭和20年代の建物とかございますけれども、そういったところは小規模は団地になっておりまして、そういった小規模な団地につきましては統廃合といいますか寄せて、近くの団地の建てかえの際に、その戸数分を確保するというので、戸数を確保しながらやっていきたい。

そして、高齢者向けということもございまして、今は、住宅はバリアフリー化とか、全てはかって建設してございます。

**○清山副委員長** その団地の間あたり、バリアフリーっていうところではなくて、もうちょっと大きな観点で、その団地の立地状況だったり、

都市計画課がまとめたまちづくりの基本構想、基本計画ですかね、あの中でもそういう居住政策の方向性って書かれていたように思うんですけども、ちょっと手元にないんで思い出せないんですが。何か、立地に関して方向性がございますか。

**○森山建築住宅課長** 立地についてでございますけども、現在は基本的には建てかえということで進んでおりますので、既存の団地を建てかえるということで、新規に、例えば今おっしゃるように、便利な町なかにとすることは十分必要かなと思うんですが、なかなかそういう土地もないというのと、現地で建てかえというのを今進めておりますので、当面は現地建てかえ。先ほど申しました小規模な団地が近くにあるときには、それを統合して建てかえ等を進めていきたいというふうに考えております。

**○清山副委員長** 全部町なかというわけではなくて、今後の方向性として、本当にずっと今後何十年も、この経済成長の時代に建てていった住宅団地を、その場に建てかえ続けるのかっていう見直しのような観点も必要かなと思うんです。全部町なかじゃなくても、商業地域近くだったり、生活の利便性を考えたところへという方向は、常に今後、長期的な視点で持っていたきたいなと考えております。これは、こういう意見ですけれども。

あと一つ、最後に。先ほど平和台の塔の関係で、私も前から申し上げてるんですけども、課長は歴史認識っていうお話されたんで、そういう話だとなかなか課長も、すごく慎重になられるのかなとも思うんですが。この点について、やはり懸念の一つとしてあるのか、部長にお伺いしたいんですけども。もう既に、あそこを県立公園として開放して行って、観光客の皆様は

塔を親しんでこられてるんであって、その内部に入るかどうかっていうのは、もはや本質的に変わりがないと思うんですけれども。

**○大田原県土整備部長** 過去の経緯は、ちょっとまたいろいろ勉強さしてもらうことにしまして。先ほど中野委員も言われましたように、京都とかの話先ほど出されましたけど、あんなれば、やはり今度はいろんな人を配置して安全に中を見てもらったりとか、やっぱり中は狭いところですので、そして暗いところもあります。ですので、また費用も、これはちょっとかさむのかなという気はします。

今、年に2回ぐらいですか、無料であそこを開放しているかと思うんですが、そのときには私も県職員、事務所のほうとか指定管理者のほうでの応援を願って、そこいらの対応をやっています。

今後、一つの懸念としまして、やっぱりそういう安全面の確保が一番でございます。今後、どうするかというのにつきましては、さらに建物もいろんな老朽等もしておりますので、そこいらをちょっと見きわめた上での、内部でのいろんな他方面からのこういう多角的な協議といいますか、それをちょっとやらせていただくといいかなというふうに考えております。

**○清山副委員長** 中を見て、どこに危険性があつたのか、我々視察してよくわからなかったんですけども。少なくとも石膏は近くで見たら劣化が見られたので、あれを、もともと銅板の鋳型として石膏をつくったということですから、何らかの保存方法、もしくはきちんと鋳型として銅板をつくるのかわかりませんが、それさえすれば、たまに警備員さんなり巡回に来る程度で開放ができるんじゃないのかなと思ったりするんですけども。

○大田原県土整備部長 中だけ、しかも、恐らくこのスペースぐらいじゃなかったかなと思うんです。非常に狭い、そして暗い。そして、たしか柱ですので、角柱になってますよね、角がたしかあったかと思えます。それで、やはり一般開放になりますと小さいお子さんたちも入ってきたりとかしますので、やはりそういう安全面というのはいろいろ注意が必要かなって、ちょっと中も暗かったんじゃないかなと思えますが、そこは照明を明るくすればいいという話なんでしょうけど。そこら辺も、ちょっといろいろな面からの検討が必要になってくるかと思えます。

○中野委員 部長、今どきその安全上を言ったら始まんよ。歴史的云々という質問をされたけどな、そういうわだかまりは捨てなさい。そして、昭和15年にできて、もう建てて七十数年になっている。そして、あと二十数年もすりゃ100年にもなる建造物ですから、みんなに開放するように。

それで、ああいうのをやれば、今ボランティアガイドとか、どこいっても説明したり案内する人はボランティアさんばかりですよ。やれば、意外と喜ばれますよ。ひとつ、そういう意味でお願いしときます。

○井上委員 補正のときにもう申し上げたのでわかっていただいていると思うんですけど、民間業者は優良賃貸住宅のあの事業費を使わないで、できるだけ、もう高齢者の人というよりも、障がい者の人を入れるとかってということよりも、やっぱり若い人で回転のいいとか、それから余り後々気を遣わないでいいような人たちを入れていこうというアパート経営のやり方ではないのかなというふうに思います。

そういう意味でいえば、県営住宅っていうの

は、皆様ぜひ入りたいと思っておられるし、県営住宅に、そこに応募したいっていう方たちも大変多いと思うんです。

それで、建てかえるときに、そういう意味での配慮をしっかりといただいて、それで民間のマンションとか、ちょっとちっちゃなマンションとか行ってみていただいたらわかるように、なかなか高齢者じゃ、ちょっと無理かなっていうような住宅とかも多いので、県営住宅としてのありようみたいな、誰でもが、ユニバーサルデザインになってるということも含めてですけど、今回建てかえるときに、そこまできちんと配慮がされてるものかどうか、そこをお尋ねしておきたいと思えます。

○森山建築住宅課長 県営住宅の建てかえということでございますけれども、建てかえに際しましては、いろんな世帯の方がいらっしゃいます。高齢者世帯ですとか、あと核家族世帯、子育て世帯と、そういうふうにはいらっしゃるわけですけども。建てかえに際しましては、型別供給ということで、家族の多いところには4Kとか3LDKとかそういったのをしたり、あるいは単身とか御夫婦でということには、高齢者御夫婦というときには2DKとか、面積的にもそういった供給もしております。

それと、バリアフリーについては段差解消、段差のない、そして手すりを設置した、それとレバーハンドルですか、そういったことでバリアフリー化を図りながら建てかえということを考えております。

○井上委員 所帯別の、いろいろなニーズに合わせるというような建て方っていう意味ですよ。ということは、高齢者や障がい者の方たちにとってもユニバーサルなデザインにしてあると、ある程度の数は確保されてるというふうに

理解していいということですよ。

○森山建築住宅課長 高齢者向けと、あと障がい者と弱者なんですけども、県営住宅のほうで準備しておりますけども、バリアフリー化率を平成32年に40%でしたか、それを目標に。現在33%ぐらいは、もうバリアフリー化しておりますので、そういった目標で、高齢社会に合わせる形も含めまして供給しているところでございます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは以上で都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。

総括質疑準備のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時22分休憩

---

午後 2 時25分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これより総括質疑を行います。

県土整備部の当初予算関連議案全般について、質疑はありませんか。

○中野委員 部長にお願いをしておきたいと思いますが、もちろん考え方をお聞かせ願いたいと思います。

県の予算といえども、やっぱり景気回復等を置いた予算であるべきだと思うんです。特に、公共事業というものを含んでおりますので、県土整備部だけが全てじゃありませんけれども。ことしの予算が5,733億円、これを見て我々議員同士の中でも、積極予算ということで公言されているいろいろ質問された方もいらっしやいましたが、果たしてそうだったかなというふうに私は思っております。

確かに、昨年度の5,661億からすると72億は形上はふえましたよね。この前、補正予算も上げましたが、昨年度も大型の補正予算がありました。あの中に公共事業絡みまして、公共事業だけを、その補正予算とこの当初予算とも合わせて前年度比較すれば、私の計算が違いかどうかわかりませんが、公共事業だけで303億円マイナスなんです。だから、かなりのダウンで、これで、いわゆる協議会がいよいよ始まる中で、宮崎県の経済が果たしてどうなるのかなと非常に危惧いたしております。

やがて、対策上、今からまた追加の補正等も組まれるかもしれませんが、しかし、今ある予算の中で判断をすれば、少しでもつくった予算を、前年度にも公共事業は303億円マイナスであっても、この予算を早く市中に流すということが先決だと思うんです。昨年度からの繰越額もかなりあります。その繰越額も含めて、この前の補正も含めて、この当初も含めて、この4、5、6の第1・四半期で幾らを前倒しで発注できるかにかかっていると思うんです。やはり市中にお金を早く回すことが景気に影響しているわけですから、お金はぐるぐる回って景気に反映するわけですから、ですから、その辺のことを今度の予算額から見れば、少しでも早く前倒しで、この第1・四半期の中で流すということに努めてもらわないと、宮崎県の経済は、アベノミクスの効果はないないと言われる中で一段となくなると、また宮崎はマイナスになるかもしれません。

ですから、部長の腹構えというか、もう突貫工事をしてでも、これを突貫工事というのか知りませんが、そうしてでも早く出先にやってもらって、県下すべからず、この景気が浮揚するように取り組んでいただきたい。第1・四半期

に七、八割はやるぐらいの意気込みでやってくださいよ。その辺の腹づもりだって、何割ぐらいは増したいということもあられるでしょうから、それこそ意気込みを聞かせてください。

**○大田原県土整備部長** 意気込みと言うとちょっとおこがましいんですが、国においては、いろいろな情報を聞いてますと、この第1・四半期、これに経済対策分の7割、そして上半期中には9割の執行目標ということを知っています。

私は、県土整備部としましては、今情報とつからどのぐらい行けるかということで、もう各事務所からいろんなデータとってやっていますが、ほぼこれを満足するような前倒しはできるというふうに判断しております。

これにつきまして、あとは業界の対応もちょっと心配なところがあります。特に、経済対策面につきましては、県だけではなく国、市町村も大きな補正等を考えておりますので、これにつきましては、また近々いろんな業界とも意見交換をします。そこでのいろんな情報を取り、今の実情、それをしっかりと把握しながら、切れ目のない発注。これは、先ほど中野委員からお話がありました繰り越しも、本年度から来年度に向けましては多くの繰り越しがありますので、それも含めて経済のいろんな活性化、今せっかくのいい景気といいますか流れてきてますが、そこを失わないような、そういう対策を順次考えて、また逐一、やはりいろんな状況を把握しながら、切れ目のない公共事業の発注、これに向かって進んでいきたいというふうに考えております。

**○中野委員** ありがたいことですが、ぜひ、それに取り組んでいただきたいと思います。

こういう公共事業は、相撲でいえば土俵入り

になったところに発注するのがくせですから、そういうことがないように注意してください。

宮崎県の予算は、72億プラスですけれども、私は実質的に、そういう意味で減額予算だったなどというふうに聞いてたんですよ。

また、九州、沖縄8県のうちで、予算額とも伸び率とも7位です。宮崎県の後は鹿児島県があるだけ。その鹿児島県といえども、宮崎県のこれよりも大きい予算ですから、伸び率が8位とはいえども。ぜひ、そういう気持ちでお願いをしたいと思います。

**○黒木委員長** ほかにありませんか。

**○外山委員** 2件。1点は、今の話にもちょっと関係あるんですが、建設業のほうで、現行の人がなかなか人手不足ということを言われて、そういうのがやっぱりいろいろな入札不調にもつながってきておると思うんですが。今、人手が足りない業種を具体的に、人が足らんとこは、ちょっと教えてもらえませんか。

**○郡司管理課長** 人手不足につきましては、私どもも、いわゆるハローワークの求人情報等の把握に努めておりますが、やはり一番不足しているのが建設の技術者でございます。これが、3.数倍、3.5倍ぐらい求人が来てる、要するに1人に対して3社以上求人が来てるというような状況でございます。

一方、労務者のほうはそれほどまで逼迫はしておりませんが、これはやはり2倍近い求人というような状況で、やはり建設業界の人手不足というのは、ここに来てかなり深刻化しているという状況でございます。

**○外山委員** 建築の技術者というと、具体的には、もう少し細かく。例えば型枠大工とか、左官とか。足りない順にちょっと教えてください。

**○郡司管理課長** 私どもがつかんでいる情報で、

まず足りないのは、やはり土木施工管理技士。これは土木施工の現場に必ず必要な技士なんですけども、この方たちが一番足りないというのが業界の声でございます。技能者としては、いわゆる土木の型枠工、これがやはり足りないという声が業界のほうから起きてる状況です。

**○外山委員** 問題は、技術者が足りないから、ああそうですかちゅうわけにはいかんわけですね。どうして確保していくかというところに、行政としては入らんといかんわけですから、そこはどんなふうに今考えておられますか。

**○郡司管理課長** 現実的に技術者が足りなくて、不調、不落というのが本年度も起きてるわけなんですけども。これにつきまして、やはり現実にはいっしょにないもんですから、やはり発注時期等を調整しながら私どもも発注をさせていただくということで、工夫はさせていただいております。

それと、あとは、やはり基本に戻りまして技術者を養成していく、育てていくということで、もちろん県土整備で所管をしております産業開発青年隊、今ここの入学募集もしております。あと、どうしても、いわゆる建築・土木系の高校生、これは県内で6校ございますが、ここに対しましても、やはり業界とともに、いわゆる土木業界のすばらしさ等をPRして、就職あつせんといいましょうか、勧誘等については、ことしから力を入れていくつもりでございます。

**○外山委員** やっぱり、これは短期的に、今足りんから、何かやったら、来年間に合うっていうもんじゃないんです。やっぱり人づくりだから。これは、県土整備部だけじゃなくて、商工の職業訓練校もあるし、それから県立の工業系の学校もある、都城に国のもありますよね。だから、そういうところと連携して、こういう人

づくりをどうするか、長期的なそういう計画をつくっていく必要があると思うんです。

ですから、部長、ぜひほかの部とも連携して、これに取り組んでいくという一つの計画をつくる必要があると思いますので、よろしくがんばってください。もう一点。

**○黒木委員長** どうぞ。

**○外山委員** それから、これは都市計画に絡みますが、県土整備部全体の問題ですから、この総括質疑の中でちょっと意見を言わせてもらって、意見も聞きたいんですが。

今の都市計画ちゅうか、国土法ができたのが昭和43年か44年か、どっちかだったと思うんです。それを、国土法にのっとって都市計画区域が決定されて、調整区域、それから市街化区域等々の線引きができましたよね。それから、もう50年近くかかっておるわけです。その間に、この都市計画区域の変更は、微調整はあるけども抜本的にはほとんどしてないんです。この都市計画そのものは市町村でつくる、そして県の都市計画審議会で最終的に決定するということになってますが。

例えば宮崎市を考えたときに、今、コンパクトシティなるものをやろうと。要するに、中心市街地にいろんなものを全部集積をしていこうという計画があるんですが、私はその前に都市計画が前にあるべきなのに、それをこっちへ置きといて、市街化区域にそれを持ってくると。ということは、合併した今の段階で、各地域にいろんなもんつくっていったら行政の財政がもたないというのが背景にあるんですよ。

しかし、その前に、宮崎市を例にとれば、合併した各地域を今後どういう形の地域にしていこうか、宮崎市全体として、そういう計画が全然出てきてないんです。だから、この都市計画の

ほうで調査をして、今後の都市計画決定の基礎資料にするということで調査をされるようですが、市町村に対して県のほうから、今私が言ったようなこの流れの中で、例えば宮崎市に都市計画を、もう50年見直してないと。微調整はありますよ、抜本的に。当時は、まだ高速自動車道路もない、もちろん飛行場も、今のような飛行場はなかったですね。そして、その間に国がずっと成長してきて、そして今では高齢化社会地域にあっちこっちある。ですから、50年前とは、もう全然違った社会になっておるんです。ところが、50年前にできた都市計画が、まだ幽霊のようにして生きておるんですよ。

私は、この都市計画を各市町村が本気になって、やっぱり今の時代に合わせた、これから50年先を見据えた、そういう計画をつくっていくところに来ておると思うんです。ですから、そういう指導を各市町村に、県のほうがしっかりやっていく必要があると思うんですが。これは都市計画課長じゃちょっとあれだから、せっかく次長が見えとるからね、担当の次長に、まず御意見を聞かせてもらいたい。

#### ○白賀県土整備部次長（都市計画・建築担当）

非常に大きな話で、確かに都市計画自体は、将来の30年あるいは50年先を見据えてということで計画を立ててきているところなんですけども、それが先日来問題になっておりますのは、もう塩漬けになってる土地とかそういったので、まちづくり自体にも非常に支障になってるというような現状になっております。そういった意味での都市計画で、特に今委員おっしゃられましたけども、市町村の合併というのも進んできましたんで、そういった意味からも都市計画のあり方というのは、見直すべき内容というのはあるんだろうなというふうには思っております。

特に、今問題になっておりますのは、南海トラフ巨大地震の発生が見込まれるというような中にもあって、そういった面からもまちづくりというのは非常に考えていかななくてはいけないのだろうというふうに思っております。

特に、そういった中では、市町村のほうで推進計画をつくりますというようなことにもなっておりますので、そういった面にも、我々県のほうからも市町村の推進計画づくりにもいろいろ手助けもしていかなくちゃいけないし、場合によっては、いろんな指導等もしていく必要があるだろうなというふうに思っております。

都市計画自体ですから、そう再々、毎年毎年見直すというわけにも、これは当然いかないわけでごさいます。ある程度、長期の、昔は30年後というのを見通してつくってたんですけども、それもなかなか厳しくなってきたということもありますけども、そういったものを踏まえながら、短期じゃなく中期的な見直し、そしてまた今現在のやつが、委員おっしゃられてたように、非常にもう古くなってるという面も当然ごさいますので、そういった意味からも、今見直しの必要性はあるんだろうなというふうには思っております。

○外山委員 もう、あるところから見直さないと、今のままいったら、50年後はどんな町に、本当におかしなことになる。

例えば、さっき清山副委員長が言ったように団地の統廃合とか、そういうことも。例えばの話ですよ、こっちは古い平和が丘団地がありますよね、あれ宮崎市で一番古いんですが、あそこへ行ってみると、最初は駐車場もない団地だったんです。ところが、庭を壊して、一応駐車場あたりにおるんですけどね。そして、もうほとんど高齢者の方。息子さんたちは全部よそ

に出て新しい家つくるといふようなこともある。そうなれば、そういうところは、もう団地をなくして、木をまた植えて山にするとか、極論ですよ。高齢化が進行してきて、そういうようなことも考えられるようなところに来ておるわけですね。

ところが、宮崎市でも、県も同じなんです、この都市計画の作業をしようと思ったら、やっぱり膨大な調査が要ります、資料をつくる。農業はどうあったらいいのか、高齢化はどうあった、教育、学校、やっぱり膨大な調査をしなくちゃいけない。ところが、担当が3年でかわっていくから、そういう仕事になかなか入っていけないという背景もあると思うんです。

しかし、そんなことを言っといたら、この宮崎全体のまちづくりっていうのはおかしなことになるわけだから、やっぱり県がリーダーシップとして相当強い意識を持って市町村に、将来のあなたの町のあり方を見直してくれということを指導すべきだと思いますから、そういうことで、おわかりいただけましたね。要望にします。

**○黒木委員長** ほかに質疑はありませんか。

1点だけ質問したいと思うんですけれども、来年度予算の重点施策が、将来の発展と地域を支える人材づくりということになってます。先ほどの外山委員の意見と重なるんですけれども、建設業界の話聞きましても、若年技術者が非常に減っていると。そして、学生、大学生にしても高校生にしても、そういう育成の機関に行っても、将来、技術者としてやっていこうという志がある人が減っていると、よくそういう話を聞きます。これは、今環境がそういうふうにさせてるというふうに思うんですけれども、やっぱり、これは非常に人をつくっていくとい

うのは重要なことではないかなとつくづく思います。

インフラとかをちゃんと整備して、我々はやっぱり子供を守るためにしっかりと財産を残していくという非常に重要な仕事であるにもかかわらず、そういう志のある人が減っているというのは非常に心配されることだなというふうに思うんですけど。

県庁で、今技術職の採用は結構あるのかなと思うんですけど、県庁内で技術者の育成というものはどのように考えられて、順調にいらってると考えてよろしいのでしょうか。

**○函師県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)**

私のほうでわかる範囲でちょっとお答えしたいと思います。

県庁の中の、特に土木関係の技術者の人材育成につきましては、まずOJT、職場での育成というのがございます。職場の中で、例えば土木事務所でリーダーですとか、工務課長ですとか、場合によっては所長、次長が現場に同行して、そこで実地を見ながら訓練をしていくというのがまずございます。

これ以外に、例えば工事検査専門員、あるいは推進機構の中に施工体制監視チームの監視員がございます。こういう職員に同行することで現場検証を重ねていくというようなことがございます。

それ以外に、建設技術センター、こちらのほうで年間を通していろいろな専門分野、道路ですとか河川ですとか港湾ですとか、あるいは入札制度ですとか予算関係とか、幅広い県土整備部全般にわたりまして、部門ごとに研修を受けて育成をするというようなやり方で育成を行っております。

**○黒木委員長** ということは、今の採用状況で

十分に対応できると考えていいのでしょうか。

**○函師県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)**

人数に関しましては、ちょっと私も、多い少ないというのはなかなか言いづらいところがございすけれども、一つは社会経済情勢が、やっぱり私たちが若いころに比べますと随分変わってきております。私たちが若いころは、現場で道路とか河川とか、そういう施設をつくっていくというところに主眼を置いて仕事をしていたと思います。ただ、最近では、住民、県民のといひますか、いろいろな多様な考え方を持たせらっしゃる方がいらっしゃいます。それから、日本の経済情勢等も随分変わってまいりました。そういう中で、いわゆる行政の説明責任といひのを求められるようになっております。したがいまして、事業を展開する中で、いきなり現場に入るといふのではなくて、この事業の必要性は何なのか、これをやることによって地域、住民の方々にどういふメリットがあるのか、そういったことをしっかり説明をしながら事業展開していくといふようなことが多くなっております。

そういうことで、私たちが若いころに比べますと仕事の内容ですとか質ですとか、そういったものが随分変わってきておりますので、そういう中で、正直、県庁の職員の定数も随分少なくなってきたとておりますので、多いか少ないかといひられると、かなり厳しい状況かなとは思っておりますが、その中でも与えられた職員の中でしっかり行政ができるように取り組んでいるところでございす。

**○黒木委員長** いわゆる建設事業費がだんだん減ってきた状況で、市町村の役場なんかでも、かつて建設課とかが非常にもうスタッフも多くなると技術者もいたんですけど、今は事業の平準化を図れといひても、なかなかそれに対応できな

いと、スタッフ、技術者が少ないと、そういう声も聞くわけでありまして。

環境はそういう中ではあっても、将来、子孫に前の人たちは何をしてたんだといひられないよくなしかりしたものを、財産を残していく必要があると思ひますから、それはもう県庁にしても市町村にしても民間にしても、そういった技術の養成だけはしっかりとつくっていく必要があるんじゃないかなといひうような気がするもんですから。そういったことは県庁だけではなくて、全体でそういう人材の育成システムを、しっかりとした技術者を養成していくように、今後取り組んでいただきますようお願いをしておきたいといふふうに思ひます。以上です。

**○函師県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)**

委員長の言葉、大変ありがたく受けとめます。

県の職員は、もう先ほど申しましたけれども、市町村職員に関しましては、委員長おっしゃいましたように、本当に人口の少ない地方の町村につきましては、確かに特に技術職員がかなり少なくなるとて厳しくなるといひう話は聞いております。

そういう中で、県の場合には建設技術推進機構といふ組織がございすが、ここで市町村支援といふことにも取り組んでおいまして、設計書の積算ですとか、あるいは町村の技術力に対する支援、こういったことにも取り組んでおります。

具体的に言ひますと、ちょうど1年前の平成24年度補正の際に、道路等の施設、河川等も含めてなんです、施設の長寿命化計画をつくれといひうような国の方針もございまして、その中で、県だけではなくて市町村が管理している土木施設、これの現在の老朽化の状況、これをしっかりと点検しなさいといひうことで、かなり補正予算

もつきました。その中で市町村につきましては、建設技術推進機構が市町村から委託を受けまして、一括して市町村の施設の点検を行ったというようなこともございます。

それから、先ほども申しましたが、市町村の土木工事等の積算のお手伝いですとか、あるいは突発的な大きな災害等があった場合に市町村に応援職員を派遣して対応するとか、あるいはその災害復旧の設計書作成を手伝いするとか、そういったことにも取り組んでいるところです。

以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 質疑はないようですが。

それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時52分休憩

---

午後2時56分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、14日の13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それから、採決のとき、皆さん、委員長報告の御意見を聞きたいと思うんですが、今の時点で、まだ終わったばかりですので、何かこれだけはどうしてもというのがあればお聞きしておきたいと思いますが。特に今の時点でなければ、また採決の後にもお伺いしますの

で。

その他、何かありませんか。

○中野委員 今、採決をしてくれという話をされましたが、きのう要求した資料がないと採決のしようもありません。

先ほどは、非常にきょうはすばらしい質問をされました。

特に、技能検定手数料、最悪、値上げをせないかんというような話でしたよね。あれを申し込んでおきましたから、その辺の説明を、資料を見ればわかると思いますので、上げざるを得ない状況はあるんだろうと思うんです。やっぱり要求したものは、この委員会中にももらわないと、我々は採決の判断をせないかんからな。

○黒木委員長 採決までに委員の皆さんにお配りするというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定をいたします。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 特にないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後2時57分散会

平成26年 3 月 14 日 (金曜日)

---

午後 1 時 29 分再開

---

出席委員 (8 人)

|         |           |
|---------|-----------|
| 委 員 長   | 黒 木 正 一   |
| 副 委 員 長 | 清 山 知 憲   |
| 委 員     | 外 山 三 博   |
| 委 員     | 中 野 一 則   |
| 委 員     | 押 川 修 一 郎 |
| 委 員     | 井 上 紀 代 子 |
| 委 員     | 河 野 哲 也   |
| 委 員     | 西 村 賢     |

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

---

事務局職員出席者

|          |         |
|----------|---------|
| 政策調査課副主幹 | 山 口 修 三 |
| 議事課主任主事  | 田 代 篤 生 |

---

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 一括でよろしいですか。それでは、一括して採決いたします。

議案第 1 号、第 8 号から第 10 号、第 13 号、第 14 号、第 22 号、第 24 号から第 29 号、第 43 号及び第 59 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号外 14 件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子 (案) についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後 1 時 30 分休憩

---

午後 1 時 35 分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開します。

お諮りいたしますが、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようでしたら、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時 36 分閉会